

平成27年度 第三者評価

正眼短期大学 自己点検・評価報告書

平成28年6月

【基準Ⅰ 建学の精神と教育効果】

初代学長梶浦逸外は昭和11年（1935）正眼短期大学の前身である「選佛塾」の設立趣旨に「禅的生活を僧俗が共に送り、お互いに切磋琢磨し合い、共に協力して社会浄化に役に立つ有為な人材を育てる」とあり、昭和29年（1954）に設立した「正眼学林」、そして昭和30年（1955）開学の「正眼短期大学」の建学の精神「行学一体」の禅的教育による人づくりに受け継がれ、現在の正眼短期大学の教育の根本理念として継承している。

「行」（実践を伴った禅的人間教育）と「学」（学問による教育）とを一体とした人づくりという建学の精神は、現在「坐禅」「作務」等の実践的な授業と「提唱・禅語録」（正眼寺本堂で学長の古式講義）を代表とする仏教に関する専門の授業によって「禅・人間力」（主体的自己の確立）の育成を目指している。学生は入学式後、オリエンテーションにおいて教務部から説明を受け、その後の開講式や三仏忌（釈尊降誕会、成道会、涅槃会）などにおいて学長が講話を行い、建学の精神の共有化を図っている。建学の精神は全学的に共有し、理念として確立している。

本学では、建学の精神「行学一体」に基づき、『学則』第1条・『寄附行為』第3条第1項に具体的に教育目的を定めている。

学習の成果については、「行学一体」の建学の精神に基づき、教養科目及び専門科目の授業の履修を通して平成24年度に「禅・人間力」（慈悲、実践、忍耐）の育成を目指し、所定の単位を履修した者に「短期大学士（禅・人間学）」の学位を授与してきた。

平成26年度に学習成果として、「禅・人間力」の「慈悲、実践、忍耐」を「主体的自己の確立」に改め、4項目の能力の獲得として定めた。この学習成果は、科目ごとに学位授与の方針（DP）の中から一つを、授業で育まれる学習成果として示し、授業概要、平成27年度より授業計画・内容として学習成果（キーワード）を設け、授業外学習、予習・復習の指針を示し、授業計画、到達目標、テキスト及び参考文献、単位の認定評価方法及び受講上の留意点を細かく掲載し、定期試験、レポート提出、受講態度を量的・質的データとして測定し、学習成果が明確に評価できるように努めている。この評価の仕組みは、シラバスで各担当教員から示され、ホームページ上においても、シラバスから閲覧することができ、学内外に明確に示している。また、学習成果のPDCAサイクルを構築した上で、①学習成績（成績・修得単位数）と②学生の成績評価値であるGPAをもとにして査定を行っている。

本学は、ゼミ担任制をとっている。担任教員は、オフィスアワーで面談を行い、授業への取り組みから日常生活の悩み等の相談を受け、半期ごとに成績通知書を学生に配布し、現状の単位の修得等の状況を検証（Check）し、今後の課題を学生と一緒に計画（Plan）して行動（Action）する。

さらに、「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）を課しており、最終的な学習成果として評価できる仕組みを設けている。この「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）は、製本して図書館の開架図書として閲覧できるようにしており、内外にその成果を表明している。

また、教育の質の保障のために、学校教育法、学校教育法施行規則、短期大学設置基準等の関係法令などの変更を官報などで適宜確認して法令に従うように努めている。平成22

年の学校教育法施行規則の改正にさきがけ、平成17年6月からホームページ上に財務情報を掲載し、さらに、平成26年6月の「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の公布によって、教授会や教職員会で協議して内部諸規程の見直し案を作成し『学則』を含めて多くの内部諸規程を改正した。

行動計画として、仏教行事等も活用しながら多角的に質的データを収集するために、授業内の行事である「正眼寺開山忌」「正眼寺大摂心」への参加レポートを課して質的データを蓄積し評価していく。また、学生全員に「学習記録レポート」を定期的に課し、学長の評価を受けて自己変革を促す。また、建学の精神と関連させて、教育目標を明確化し、学位授与の方針を点検する必要がある。そのためにも、量的・質的データの保障を高める方法を研究する必要があり、PDCAサイクルの更なる改善が課題である。

また、教育目標の再構築は、教育目的から再度策定し、社会のニーズや学習成果や学位授与の方針と関連して、教務委員会、教授会等で協議し教育目標を新しく構築する。

学外への学習成果の表明は、「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）を大学祭（正眼祭）で展示しているが、さらに学内外に表明する方策を探る。

また、建学の精神と関連させた教育目標を明確化する。学位授与の方針の点検は、そのPDCAサイクルの検証（Check）により、学生による授業評価や教員による学習状況の評価から教育目標の明確化への手がかりをつかむ。

【テーマ 基準Ⅰ－A 建学の精神】

【区分 基準Ⅰ－A－1 建学の精神が確立している。】

■基準Ⅰ－A－1の自己点検・評価

（a）現状

初代学長梶浦浦逸外は昭和11年（1935）正眼短期大学の前身である「選佛塾」の設立趣旨に「禅的生活を僧俗が共に送り、お互いに切磋琢磨し合い、共に協力して社会浄化に役に立つ有為な人材を育てる」とあり、昭和29年（1954）に設立した「正眼学林」、そして昭和30年（1955）開学の「正眼短期大学」の建学の精神「行学一体」の禅的教育による人づくりに受け継がれ、現在の正眼短期大学の教育の根本理念として継承している。

『寄附行為』第3条・第1項、『学則』第1条に教育目的を定めて、教育理念・理想を表明している。

学内において建学の精神は『学生便覧』『シラバス』の見返しに「行学一体」と明記して理念を説明し、入学式における学長訓示や入学式後のオリエンテーションにおいて教務部から建学の精神の説明、その後、開講式、三仏忌（釈尊降誕会、成道会、涅槃会）において、学長が講話するなどして建学の精神の共有化を図っている。公式ホームページにおいて学内外に表明している。

また、1回生時に人間力に関係する一般教養科目を配置し、仏教学関連の授業において基本的な仏教理論を学び、「坐禅」「作務」の実践的授業や「提唱・禅語録」（正眼寺本堂で学長の古式講義）で、建学の精神における禅的精神を養っている。「正眼寺大摂心」（正眼寺修行会）や「正眼寺開山忌」、全学生と教職員と正眼寺修行僧とで行う「建学の精神フィールドワーク」への参加は建学の精神を共有する貴重な機会となっている。

学生は、毎週一度「学生ミーティング」や「寮生ミーティング」で定期的に建学の精神を確認している。また、教職員全員で行われる「教職員連絡会議（FSD委員会）」において、定期的に建学の精神の共通理解を心掛けている。また、教務委員会等で建学の精神の内容や解釈などを検討し、平成27年度から発足した大学評議会で決定している。

平成26年度より、学位授与の方針（DP）を、建学の精神に関連させて5項目から4項目に特化縮小変更し定めた。学習成果、教育目標である4項目の学位授与方針をシラバスに明記し、平成27年度も引き続き変更せずに4項目で示した。また公式ホームページにおいても学内外に表明している。

（b）課題

建学の精神である「行学一体」は、禪的精神であり、授業時間内で修得させることは困難である。また、社会人、僧侶希望者、寺院子弟、留学生等、世代も学歴もさまざまな学生に対し、その精神を理解させることが難しい。

これまで建学の精神の理念や教育目標を学位授与の方針（DP）に反映することはできたが、建学の精神を具現化する方策を構築しなければならない。

「建学の精神フィールドワーク」「仏教ボランティア」「坐禅」「作務」「提唱・禅語録」を通して、量的・質的データを収集する必要がある。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

『寄附行為』第3条第1項「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、人間形成を根幹とする行学一体の教育を施し、社会に有意な人材を育成することを目的とする」と定めて、「行学一体」の建学の精神を示し、『学則』第1条の「仏教に関する専門の学術を研究し禪的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為な人材を育成する」と教育目的を定めて、教育理念・理想を表明している。

実際に、「坐禅」（自己の探求）や作務（無心の清掃）などの授業である「行」（実践）と仏教・禅に関する専門の学術を研究する「仏教学の基礎」「禅学の基礎」等の授業で養われる「学」（学問）の両面から人格形成を図り、主体的自己の確立を目指していく本学の教育理念は、建学の精神に集約している。

学内において「建学の精神」は『学生便覧』『シラバス』の見返しに「行学一体」と明記して理念を説明し、入学式における学長訓示や入学式後のオリエンテーションにおいて教務部から建学の精神の説明、その後、開講式、三仏忌（釈尊降誕会、成道会、涅槃会）において、学長が講話するなどして建学の精神を共有している。公式ホームページにおいて学内外に表明している。

また、1回生には、「倫理と人間」「宗教と社会福祉」「現代社会と宗教」など、人間力に関係する一般教養科目を配置し、「仏教学の基礎」「禅学の基礎」において、基本的な仏教理論を学び、「坐禅」「作務」の実践的授業と「提唱・禅語録」などで建学の精神を養っている。母体となっている正眼寺において二泊三日で行われる「正眼寺大摂心」（正眼寺修行会）は、全学生と教職員が参加して建学の精神「行学一体」を学ぶ機会となっている。「作務」の授業の一環として行われる「正眼寺開山忌」への参加は、正眼寺の行事の中で、学生自身が建学の精神を共有する貴重な機会となっている。また、全学生と教職員と正眼

寺修行僧とが、三泊四日で四国八十八ヶ所歩き遍路によって研修する「建学の精神フィールドワーク」は、学内におけるグループ学習から始まり、研修地において一日約20km余り、総計約70kmを踏破し、寺院ごとにグループ学習の成果を報告させ、建学の精神を共有している。

学生は、毎週一度「学生ミーティング」や「寮生ミーティング」で定期的に建学の精神を確認している。また、教職員全員で行われる「教職員連絡会議（FSD委員会）」において、定期的に建学の精神の共通理解に心掛けている。また、教務委員会等で、建学の精神の内容や解釈などを検討し平成27年度から発足した大学評議会で決定している。

■テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の改善計画

平成26年度に、建学の精神に基づく学位授与の方針（DP）を5項目から4項目に改善してシラバスに掲載し、平成27年度も引き続き変更せずに4項目で示した。しかし、改善の余地が残っている。教育目標の改訂も含め、時代のニーズや社会状況の変化に対応し、地域連携や生涯学習の提供などを視野に入れ改善しなくてはならない。そのために、学位授与の方針（DP）を再検討する。

社会人、僧侶希望者、寺院子弟、留学生等、世代も学歴も様々な学生に対し、建学の精神の理解度を測定するために、「正眼寺開山忌参加レポート」、「正眼寺大撰心参加レポート」等を課して、質的データを蓄積し評価する。また、学生全員に「学習記録レポート」を学期末に提出させ、学長の評価を受け自己変革を促すことを実施する。また、建学の精神が、学生の中でどの程度共有されているのか、アンケート等で把握する。

【テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果】

【区分基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標が確立している。】

■基準Ⅰ-B-1の自己点検・評価

（a）現状

本学では、建学の精神「行学一体」に基づき、『学則』第1条・『寄附行為』第3条1項、同第2項に教育目的を定めている。教育目標を学校案内等に掲載し学内外に表明してきた。この教育目標をもとに、平成24年度に学位授与の方針（DP）を定めた。教養科目および専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（慈悲、実践、忍耐）の育成を目指し5項目を定めた。所定の単位を修得した者に「短期大学士（禅・人間学）」を授与してきた。

平成26年度に点検協議の結果、建学の精神を基本にして特化縮小して、学位授与の方針（DP）を4項目に定め、平成27年度も引き続き変更せずに4項目で示した。この学位授与の方針（DP）は、従来の教育目標に基づいており明確に示している。

4項目の能力の育成は、建学の精神の理解につながり、学習成果としてあらわれる。この学習成果の延長上には、国際社会や地域社会に貢献する人材の育成がある。しかし、この目標が時代に即応しているかを定期的に教務委員会や教授会で点検している。

また、入学後に建学の精神等の説明を受ける機会が、学期が進行する中で減少する傾向にあるが、本学の教育が建学の精神に集約していることから、日常的な修行（寮内における朝課・晩課、坐禅、禅の作法に則った食事、掃除）により、寮生は建学の精神の共有化が進んでいく。しかし、一方、通学生や長期履修学生の中には本人の都合などで寮内の修

行に参加できない学生もいるので、行事参加時や授業（「坐禅」「作務」「提唱・禅語録」）における建学の精神の共有化にとどまっていた。そこで、平成27年度からこれまで夜間に行われていた寮内での大摂心（修行会）を午後3時から5時40分として参加しやすい時間割への改善を行ったことにより、通学生の参加が増えた。

通学生や長期履修学生は、時間に余裕があるので「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）の実践レポートに、禅や仏教に関する内容の濃い研究が提出され、建学の精神の理解への促進ともなっている。

（b）課題

僧侶育成プログラムに関する科目を充実し、本学の僧侶育成力を高める改善として平成28年度には首座職コースとして「僧侶必携」「布教学」などの科目を設置することを検討中である。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

本学では、建学の精神「行学一体」に基づき、『学則』第1条にある「仏教に関する専門の学術を研究し禅的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為な人材を育成する。」ことと教育目的を定めている。また、本学『寄附行為』第3条第1項「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、人間形成を根幹とする行学一体の教育を施し、社会に有意な人材を育成することを目的とする。」とあり、同第2項に「この法人の教育は、永久に仏教の信仰並びに正眼禅の精神に基づいて、行われなければならない。」と教育目的を明記している。『学則』にある、「禅的な精神による人格の陶冶」とは、まさしく「行」（実践）と「学」（学問）を一体とした人間力を培う実践的な教育を行うことであり、建学の精神に基づいている。

また、教育目標は、

- ①『究めること（学）』すなわち「自己究明」（とらわれない世界に到達した本来の自分を探求し、自ら学ぶ意欲を確立すると同時に社会で必要とされる人材の育成をすること）
- ②『表すこと（行）』すなわち「自他不二」（それぞれの進路に向けて必要な専門知識を修得し、社会における実践（サービスマーケティング）をもって自己鍛錬したのちには、自己のもてる力を建設的に社会に役立つように努め、学生一人ひとりの個性と自主性を尊重しながら、「行学一体」の精神をもってそれぞれの可能性に向かって弾力的に挑戦することができる人間性を目指す）

とあり、学校案内等に記載学内外に表明してきた。この教育目標を基に、平成24年度に学位授与の方針（DP）を定めた。教養科目および専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（慈悲、実践、忍耐）の育成を目指し、所定の単位を修得した者に「短期大学士（禅・人間学）」を授与する。従って学位授与の方針（DP）を

- ①基礎学力（社会人や僧侶としての基礎力）：読解力、文章力、理解力、他者に対して

自分自身を表現し伝えることのできる力。

- ②コミュニケーション力：多様な価値観を認め、相手の立場や意見を尊重しながら、円滑な会話ができる力。
- ③問題解決力：強い精神力を持ち、自ら問題を発見かつ分析し、すじみちを立てて解決できる力。
- ④美的センス力：芸術を通して美的感受性を身につけ、表現の価値や意味を理解し広く実践できる力。
- ⑤社会貢献力：積極的に社会と関わり、国や地域の発展や文化の向上に貢献できる力。

以上の5項目の能力の獲得として定めた。

平成26年度に点検協議の結果、教育目的や目標が具体的に表されていないとの指摘から、建学の精神を基本にして特化縮小し、「禅・人間力」（主体的自己の確立）と改め

- ①広い社会的関心を有し、宗教・仏教・禅・歴史・文化について説明でき、特に禅について深い専門的知識を有している。
- ②宗教・仏教・禅・歴史・文化についての豊かな素養を踏まえつつ、対象を正確に理解し、表現することで、他者との相互理解に努め、組織の中で創造的に活動していくことができる。
- ③建学の精神（行学の一体）を深く理解し、実践し続けるために豊かな人間性と高い倫理・道徳観を備え、協調性をもち社会に貢献できる能力を有している。
- ④主体的な自己を確立することにより、さまざまな問題を分析し解決することができる能力を身につけている。

以上の4項目の能力獲得として定めた。この学位授与の方針（DP）は、従来の教育目標に基づいており、建学の精神に基づき明確に示している。

本学の教育目的は、『学則』や、『寄附行為』に明確に示している。教育目標を点検し、その目標から平成24年に、3つの方針を明確化するために教務委員会で協議され、5項目の学位授与の方針（DP）として、表明した。しかし、その学位授与の方針（DP）が建学の精神に沿っているか、また時代のニーズに即応しているか等、教務委員会を適時開き、定期的に点検し、平成26年度には、学位授与の方針（DP）を4項目に特化縮小して示し、平成27年度も引き続き変更せずに4項目で示した。

【区分 基準Ⅰ－B－2 学習成果を定めている。】

■基準Ⅰ－B－2の自己点検・評価

（a）現状

学習の成果については、毎年、冊子として作成する『学生便覧』『シラバス』に示している。学生便覧には、建学の精神、『学則』、教務規程、学位規程、図書館利用規則、諸規程等を記載しており、教務規程は、学生が履修計画を立てる上での注意事項を示している。時間割では、春学期・秋学期の曜日・時間ごとの1回生と2回生の科目を掲載しており、履修計画を立てやすいようにしている。また、「行学一体」の建学の精神に基づき、教養科

目及び専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」(主体的自己の確立)の育成を目指し、所定の単位を履修した者に「短期大学士(禅・人間学)」の学位を授与している。学習成果として、学位授与の方針(DP)があり明確に示している。

科目ごとに学位授与の方針(DP)の中から一つを授業で育まれる学習成果として示し、授業概要、平成27年度より授業計画・内容として学習成果(キーワード)を設け授業外学習、予習・復習の指針を示し、到達目標、テキスト及び参考文献、単位の認定評価方法及び受講上の留意点を細かく掲載し、定期試験、レポート提出、受講態度を量的・質的データとして測定し、学習成果が明確に評価できるように努めている。①学習成績(成績・修得単位数)と②学生の成績評価値であるGPAをもとにして量的・質的データとして査定を行っている。本学では量的・質的データを、学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法であるGPAによって数値化している。

評価の仕組みは、シラバス上に各担当教員によって提示し、ホームページ上においても、シラバスから閲覧することができ、学内外に明確に示している。

『学則』第23条第4項で「授業における出席日数が、原則として5分の4に満たない者は、試験を受けることが許されない。」と規定しており、5分の4以上の出席を必要条件として、100点満点で点数評価し、60点未満は不合格としている。また、不合格者には、再試験を実施する場合もある。ただし、教務規程第11条1項で「定期試験30点未満の者は再試験を受験できない。」とあり、必修科目である場合は、再履修しなければならない。

さらに小規模短大だからこそできる年3回(春学期入学者は4月・10月・1月、秋入学者は4月・7月・10月)の学長との面談など学生への適切な対応をとっている。また、本学においては、さまざま世代の寮生と通学生と一緒に学んでいるため、詳細に個々の学生の動向、学習状況を教授会で報告して各学生に指導を行っている。たとえば平成26年度4月から寮生の体力不足が目立つことから、朝の5時30分からの朝課(坐禅と読経)を、週一回ウォーキングの時間にして体力の増進を図るように実行した。また、シニア僧侶育成プログラム生のために、年齢の影響で経典の暗記に時間がかかる問題に対し、5時限目に研修時間を設け指導した。

さらに、「卒業実践研究」(卒業論文と実践レポート)を課しており、最終的なまとめの学習成果として評価できる仕組みを設けている。この「卒業実践研究」(卒業論文と実践レポート)は、製本して図書館の開架図書として閲覧できるようにしており、内外にその成果を表明している。白山研究会から卒業論文を機関紙に収録したいとの問い合わせがあり、学生の論文が白山研究会の機関誌に掲載された。

平成25年度から課題となっている学外への学習成果の表明は、平成27年度においてもなされておらず、「仏教ボランティア」等の取組状況の報告程度にとどまっている。

教育連携校(あじさい看護福祉専門学校、北マリアナ短期大学、鑑真学院)や高大連携校(私立美濃加茂高等学校)や地域連携協定の自治体(美濃加茂市)などとの交流を踏まえ、各方面における変化やニーズに対する情報を共有し、本学における学習成果の向上を的確に把握できる仕組みの改善を図った。教育連携校であるあじさい看護福祉専門学校に平成25年から教授を派遣し、「信仰と生活」の授業で看護に対する多様な信仰を通して人々の心を比較理解する講義を専門校生に提供している。このつながりから、あじさい看護福祉専門学校生全員が、「提唱・禅語録」、「坐禅」を受講し、「立志の会」として、看護や福

社の基本的な心構えを作る機会を提供している。全員の専門学校生の参加レポートが本学学長宛てに届いている。今後は、本学の学習成果への取り組みを、教育連携校との交流を通して伝えていきたい。

教務委員会において、学科・教育課程の学習成果が本学の建学の精神に合致しているのか、教育目的・目標に適合しているのかを点検し、新しい学習成果の構築に向けて協議点検している。

(b) 課題

平成26年度に学位授与の方針(DP)を建学の精神に基づいているか点検し作成したが、建学の精神「行学一体」の理念を十分に表明しているとは言いがたい。本学の建学の精神の理念や目標・目的がはっきりと学位授与の方針(DP)に表れるように点検し、再構築する必要がある。そのためにも、教務委員会で協議し、時代のニーズなどを踏まえたものにする必要があるが、平成27年度も継続協議しており、課題が残されている。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

本学では、「行学一体」の建学の精神に基づき、教養科目及び専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」(慈悲、実践、忍耐)の育成を目指し、所定の単位を履修した者に「短期大学士(禅・人間学)」の学位を授与してきた。学習成果として、「禅・人間力」の能力を具体的に5項目に示したが、平成26年度に「禅・人間力」の「慈悲、実践、忍耐」を「主体的自己の確立」に改め、4項目に特化縮小し、平成27年度も引き続き変更せずに4項目で示した。建学の精神に基づき、学習目標である学位授与の方針(DP)はすなわち学習成果を表しており、学習成果は、明確に示されている。

本学の教育目的は、『学則』第1条「仏教に関する専門の学術を研究し禅的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為な人材を育成する。」ことであり、教育目標は、建学の精神を基に、教養科目および専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」(主体的自己の確立)の育成を4項目の学位授与の方針(DP)として策定した。この4項目の能力の育成が学習成果であると言える。したがって学習成果は教育目的・目標に基づいている。

科目ごとに学位授与の方針(DP)の中から一つを授業で育まれる学習成果として示し、平成27年度より授業概要に加え、授業計画・内容として学習成果(キーワード)を設け、授業外学習、予習・復習の指針を示し、授業計画、到達目標、テキスト及び参考文献、単位の認定評価方法及び受講上の留意点を細かく掲載し、定期試験、レポート提出、受講態度を量的・質的データとして測定し、学習成果が明確に評価できるように努めている。

①学習成績(成績・修得単位数)と②学生の成績評価値であるGPAをもとにして量的・質的データとして査定を行っている。本学では量的・質的データを、学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法であるGPAによって数値化している。

『学生便覧』『シラバス』の「シラバス」の巻頭に4項目の学位授与の方針(DP)として明確に表明している。科目ごとに学位授与の方針(DP)の中から一つを授業で育まれる学習成果として示している。また、ホームページ上においても、学位授与の方針(DP)として、明確に表明している。

教務委員会において、学科・教育課程の学習成果が本学の建学の精神に合致しているのか、教育目的・目標に適合しているのかを点検し、新しい学習成果の構築に向けて協議点検している。

【区分 I-B-3 教育の質の保障をしている。】

■基準 I-B-3の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、教育の質の保障のために、学校教育法、学校教育法施行規則、短期大学設置基準等の変更や官報などを適時確認して法令に従うように努めている。平成22年6月15日に学校教育法施行規則の改正にさきがけ、平成17年6月よりホームページ上に財務情報を掲載している。また、平成26年6月27日に「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」によって、教授会や教職員会で協議して内部諸規程の見直し案を作成した。私学経営研究会の弁護士へ点検を依頼して、理事会に議案として提出し承認された。『学則』を含め多くの内部諸規程を改正した。また、平成27年度には、マイナンバー法の施行にともない、「個人番号及び特定個人情報取扱規則」ならびに、「学校法人 正眼短期大学 情報公開規程」を学校評議会でも協議し、理事会に提出し承認を受けた。

本学では、学習成果のPDCAサイクルを構築して、①学習成績（成績・修得単位数）と②学生の成績評価値であるGPAをもとに量的・質的データとして査定を行っている。学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法であるGPAによって数値化している。GPAによる数値化によって、学生の卒業時の表彰等の判断材料としている。学習成果のPDCAサイクルを、Plan（計画）において建学の精神と教育目的との一致を前提に、3つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）との整合性を確保し、また、学習成果を測定する方法について計画する。次に、Do（実行）において、学生に対してオリエンテーションやガイダンス、シラバスを通して学習成果をできるだけわかりやすく説明し、授業などの学習支援を行い、半期の授業終了後には学習成果を測定し記録する。シラバスには、それぞれの科目が、具体的に学位授与の方針のどの学習成果のものであるかを示す。

そして、Check（検証）では、授業・学習支援に対する学生による評価や、学生自身の単位修得状況やGPA値などから学習成果の獲得状況を査定し、その結果から課題を発見し分析する。その後、Action（改善）として授業・学生の支援を通して獲得された学習成果をFD、SDを経て課題の解決策を見つけ、次のPlan（計画）へつなげ、「適正な学習成果を獲得させる」という目標の実現に向けて努力する。

以上のようにPDCAサイクルを構築して、①学習成績（成績・修得単位数）と②学生の成績評価値であるGPAをもとにして量的・質的データとして査定を行っている。本学では量的・質的データを、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法であるGPAによって数値化している。

また、学習成果のPDCAサイクル、学位授与の方針（DP）のPDCAサイクル、教育課程編成・実施の方針（CP）のPDCAサイクル、入学者受け入れ方針（AP）のPDCAサイクル、授業改善のPDCAサイクルを構築して点検を行っている。

(b) 課題

本学は、教育の向上のためのPDCAサイクルを研究し、平成26年度より構築して、学習成果のPDCAサイクルとして、計画、実行、検証、改善を行っているが、学習成果測定の可能性に関して、量的・質的データ測定の仕組みが不十分である。特に「禅・人間力」（主体的自己の確立）を学習成果としてとらえる時、その査定のあり方について引き続き検討していく。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

本学では、学校教育法、学校教育法施行規則、短期大学設置基準等の変更や官報などを適時確認して法令に従うように努めている。平成22年6月15日に学校教育法施行規則が改正され、それにさきがけ平成17年6月からホームページ上に財務情報を掲載している。

また、平成26年6月27日に「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」が公布され、「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の公布により、平成27年4月1日から施行されることを受け、教授会や教職員会で協議して内部諸規程の見直し案を作成した。私学経営研究会の弁護士に点検を依頼して、理事会に改訂の議案として提出し承認された。学校教育法の改正に応じ、『学則』を含め多くの内部諸規程を改正した。また、平成27年度には、マイナンバー法の施行にともない、「個人番号及び特定個人情報取扱規則」ならびに、「学校法人 正眼短期大学 情報公開規程」を学校評議会でも協議し、理事会に提出し承認を受けた。

本学では、学習成果のPDCAサイクルを構築して、①学習成績（成績・修得単位数）と②学生の成績評価値であるGPAをもとに量的・質的データとして査定を行っている。学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法であるGPAによって数値化している。GPAによる数値化によって、学生の卒業時の表彰等の判断材料としている。学習成果のPDCAサイクルを、

Plan（計画）において建学の精神と教育目的との一致を前提に、3つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）との整合性を確保し、また、学習成果を測定する方法について計画する。

次に、Do（実行）において、学生に対してオリエンテーションやガイダンス、シラバスを通して学習成果をできるだけわかりやすく説明し、授業などの学習支援を行い、半期の授業終了後には学習成果を測定し記録する。シラバスには、それぞれの科目が、具体的に学位授与の方針のどの学習成果のものであるかを示す。

そして、Check（検証）では、授業・学習支援に対する学生による評価や、学生自身の単位修得状況やGPA値などから学習成果の獲得状況を査定し、その結果から課題を発見し分析する。

その後、Action（改善）として授業・学生の支援を通して獲得された学習成果をFD、SDを経て課題の解決策を見つけ、次のPlan（計画）へつなげ、「適正な学習成果を獲得させる」という目標の実現に向けて努力する。

以上のようにPDCAサイクルを構築して、①学習成績（成績・修得単位数）と②学生の成績評価値であるGPAをもとにして量的・質的データとして査定を行っている。本学

では量的・質的データを、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法であるGPAによって数値化している。

また、学習成果のPDCAサイクル、学位授与の方針（DP）のPDCAサイクル、教育課程編成・実施の方針（CP）のPDCAサイクル、入学者受け入れ方針（AP）のPDCAサイクル、授業改善のPDCAサイクルを構築して点検を行っている。

学習成果のPDCAサイクル

Plan（計画）	建学の精神と教育目的・教育目標との一致を前提に、3つの方針（学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れ）との整合性を確保する。また、学習成果を測定する方法についても計画する。
Do（実行）	学生に対してオリエンテーションやガイダンス、シラバスを通して学習成果をできるだけわかりやすく説明し、授業や学習支援を行い、半期の授業終了後には学習成果を測定し記録する。シラバスには、それぞれの科目が、具体的に学位授与の方針のどの学習成果獲得のものであるかを示す。
Check（検証）	授業・学習支援に対する学生による評価や、学生自身の単位修得状況やGPA値から学習成果の獲得状況を査定し、その結果から課題を発見し分析する。
Action（改善）	授業・学生支援を通して獲得された学習成果をFD、SDを経て課題の解決策を見つけ、次のPlan（計画）へつなげ、「適正な学習成果を獲得させる」という目標の実現に向けて努力する。

学位授与の方針（DP）のPDCAサイクル

Plan（計画）	学習成果と関連するディプロマポリシー（DP）を定め学内外に周知する。DPには、卒業要件単位だけではなく、建学の精神による人間形成や社会に貢献できる能力の獲得とその評価基準についても計画する。
Do（実行）	学習成果とともに、学生に対してオリエンテーションやガイダンス、シラバスを通して周知し、授業を実施し、学習状況の測定と記録を行う。
Check（検証）	学生による授業評価・教員自身による学習状況の評価により、課題の発見・分析を行う。
Action（改善）	FD委員会（教務委員会）および教授会で、解決すべき課題を見つけ、次のPlan（計画）につなげ、更なる「学習成果の獲得に向けた授業の実現」という目標に向けて授業改善に努力する。

教育課程編成・実施の方針（CP）のPDCAサイクル

Plan（計画）	ディプロマポリシー（DP）と同じく学習成果に関連するカリキュラムポリシー（CP）を定めて教育課程の編成を行い、授業計画を立てる。
----------	--

	また、CPを評価する方法についても計画する。
Do (実行)	学習成果と同様に、学生に対してオリエンテーションやガイダンス、シラバスを通して周知し、授業を実施して学習状況の測定と記録を行う。
Check (検証)	学生による授業評価、学習状況の評価（単位修得、GPA値）により課題の発見と分析を行う。
Action (改善)	FD委員会(教務委員会)および教授会で、課題の解決策を見つけ次のPlan(計画)につなげ、「適正な教育課程編成・実施の方針を示す」という目標の実現に向けて努力する。

入学者受け入れ方針（AP）のPDCAサイクル

Plan (計画)	建学の精神、学科の教育目標と学習成果を明確に示したアドミッションポリシー(AP)を定め、学外に周知する。本学で受け入れる学生を判定するための入学試験を計画する。
Do (実行)	入学者選抜試験を実施し、合格者を判定する。
Check (検証)	入学後の学習状況の評価（単位修得状況、GPA値）により課題の発見と分析を行う。
Action (改善)	教授会で、解決すべき課題を見つけ、次のPlan(計画)につなげ、更なる「適正な入学者受け入れの方針を示す」という目標の実現に向けて努力する。

授業改善のPDCAサイクル

Plan (計画)	授業科目の概要と獲得可能な学習成果、到達目標、単位の認定評価方法を明確にシラバスに記述する。
Do (実行)	授業を実施し、学習を評価する。この学習評価には、各科目が示す学習成果が含まれる。
Check (検証)	学生による授業評価・教員自身による学習状況の評価により、課題の発見・分析を行う。
Action (改善)	FD委員会(教務委員会)・教授会で、解決すべき課題を見つけ、次のPlan(計画)につなげ、更なる「学習成果の獲得に向けた授業の実現」という目標に向けて授業改善に努力する。

■テーマ 基準I-B 教育の効果の改善計画

本学は、教育の向上のためのPDCAサイクルを研究し、平成26年度より構築して、学習成果のPDCAサイクルとして、計画、実行、検証、改善を行っているが、学習成果測定の可能性に関して、量的・質的データ測定の仕組みが不十分である。特に「禅・人間力」（主体的自己の確立）を学習成果としてとらえる時、その査定のあり方について、引き続き検討する。

【テーマ 基準 I-C 自己点検・評価】

【区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実にむけ努力している。】

■基準 I-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

自己点検及び評価について、『学則』第2項に自己点検・評価の目的等を定め、『自己点検・評価委員会規程』により、学長、副学長、学科長、教務部長、学生部長、事務局長、図書館長、その他学長が指名した者からなる自己点検・評価委員会を組織した。平成17年に、第三者評価準備委員会規程を定め、学長以下、ALOを中心に自己点検・評価を行っている。また、平成24年には自己点検・評価組織は、学長を長として、その下に4つの新しいワーキング・グループ(WG)を組織して各責任者を置き、ALOが調整役にあたり、すべての教職員が自己点検活動にたずさわる体制をとり、点検項目、報告書の作成等々行ってきた。春学期・秋学期各1回、学生による「授業評価アンケート」を実施し前年度の反省を踏まえ改善している。また、すべての教員と職員が自己点検・評価活動に関わる体制は、FSD活動を活発化し、各自が自覚をもって量的・質的データの作成、記録や文章作成を行っている。

また、研究について、各教員が授業の質の向上を図るため、専門分野に関する研究を行い、『研究紀要』に論文等を掲載している。更に「行学一体」の建学の精神により、研究に限らず、社会貢献活動等における取り組みも、授業の質の向上に向けた改善に繋がるよう努めている。

本学は小規模校であるため、教員と事務職員のデスクを教務学生課室に配備しワンフロア化して、教員と事務職員の協力・連携体制を取っており、毎週水曜日に教員と事務職員による教職員連絡会議を開いている。また、平成27年度より教授会の上部組織として学校評議会を設立し、本学での運営会議を行っている。教授会は教務全般を議事している。学校評議会で議決された内容は事務局長より事務職員に逐次連絡している。

自己点検・評価の成果は、個々の授業内容や学生指導等などにフィードバックして改善し、大学教育ならびに業務の充実のために生かしている。

平成22年度に実施した京都西山短期大学との相互評価は、平成23年度に短期大学基準協会に相互評価報告書をデータとして送付し、学外に表明した。平成24年度、平成25年度の『自己点検・評価報告書』を作成したが学外への表明がなされていない。

(b) 課題

本学での自己点検・評価活動は、それぞれの点検・評価項目を分担して実施しているため、教職員の中でも関与・理解の度合いに差がある。全教職員が自己点検・評価の意識を業務に反映させ向上できるように、FD・SD活動等を通じて今後とも自己点検・評価に対する意識、理解を深めていくことが必要であり、平成27年度において引き続き協議検討中である。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

本学では、自己点検・評価のために、『学則』第2条第1項に、「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及びその社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、同第2項「本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行規則第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。」として、平成7年に「自己点検・評価委員会規程」を定め、学長、副学長、学科長、教務部長、学生部長、事務局長、図書館長、その他学長が指名した者からなる自己点検・評価委員会を組織した。平成17年に、第三者評価準備委員会規程を定め、規程を整備した。また、平成24年には自己点検・評価組織は、学長を長として、その下に建学の精神と教育の効果WG、教育課程と学生支援WG、教育資源と財的資源WG、リーダーシップとガバナンスWG、選択的評価WGと実施に向けたワーキング・グループを変更設置して、各責任者を置き、ALOが調整役にあたり、すべての教職員が自己点検活動にたずさわる体制をとり、点検項目、報告書の作成等々行ってきた。

本学は小規模校であるため、教員と事務職員の綿密な協力体制を取っており、毎週水曜日に教員と事務職員による教職員連絡会議を開き日常的に自己点検・評価活動を行っている。また、平成27年度より教授会の上部組織として学校評議会を設立し、本学での運営会議を行っている。教授会は教務全般を議事している。学校評議会で議決された内容は事務局長より事務職員に逐次連絡している。

平成22年度に、京都西山短期大学と相互評価を実施し、平成23年度に相互評価報告書を公表した。また、平成24年度・平成25年度には、『自己点検・評価報告書』を作成したが、学外への表明がなされていない。平成26年度第三者評価を受けたことを機に、毎年自己点検・評価報告書をホームページにアップする。

本学は、小規模校であるため、すべての教職員が自己点検活動にたずさわる体制をとっている。教職員連絡会議では、ALOが第三者評価の議題を挙げ、問題点や点検事項などを全教職員から意見を求め、意識を高めている。

自己点検・評価の成果は、個々の授業内容や学生指導等などにフィードバックされて改善されており、大学教育ならびに業務の充実のために生かされている。

■テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価の改善計画

『自己点検・評価報告書』の学外への表明が不十分であり、平成27年度の自己点検評価報告書をアップし、学外への表明を行った。しかし、それに満足せず、相互評価の実施などを含め学外への表明を充実させなくてはならない。

また、本学での自己点検・評価活動は、それぞれの点検・評価項目を分担して実施しているため、教職員の中でも関与・理解の度合いに差がある。全教職員が自己点検・評価の意識を業務に反映させ向上できるように、FD・SD活動等を通じて今後とも自己点検・評価に対する意識、理解を深めていく。

■基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画

建学の精神が、学生の中でどの程度共有されているのか、アンケート等で把握する。

本学の建学の精神は、授業や寮生活の実践的な修行の中で体得されてゆくものである。

したがって、本学の全カリキュラムは教育目的を具現化したものである。その実施は、学生と教職員が一体となって、禅的教育の実践を行い、建学の精神が人格を形成する。この行動計画において、教育課程編成・実施の方針（CP）のPDCAサイクルから点検する。

Plan（計画）において、学位授与の方針（DP）の改訂を協議し学習成果を定め直し、教育課程編成・実施の方針（CP）のPDCAサイクルを稼働させる。そこから、授業計画を立てるようにする。

Do（実行）では、学習成果の変更と教育課程編成の変更に関して、特に2回生にオリエンテーションやガイダンスを行って学習成果の変更を周知させ、各授業において、授業の中で建学の精神が共有化できたか、事例を収集し記録して、教務課に提出してデータ化する。

Check（検証）において、各教員の建学の精神に関わる授業内容の集積から、課題の発見に努める。

Action（改善）において、教務委員会で課題の解決策を見つけ、次のPlan（計画）につなげ適正な教育課程編成・実施の方針（CP）を示すという目標に向けて努力する。

また、授業改善のPDCAサイクルから点検する。

Plan（計画）において、授業科目の中で、学習記録として可能なレポートを各教員から学生に課す。

Do（実行）では、授業のなかで、学習記録のレポートを実施する。

Check（検証）において、半期ごとに学生自身のレポート記録を学生自身が比較して自己変化の発見や分析を行う。

Action（改善）において、学生の自己変化の発見や分析から解決すべき課題を見つけ「学習成果の獲得に向けた授業の実現」に向けて努力する。

その自己点検・評価の報告を学外において公表できるようにする。そのために、授業内だけでなく多くの行事参加において、参加レポートを課してゆく。それを学生の記録として収集し、一年後、二年後記録を積み上げて学生自身に自分の変化を点検させるシステムを構築してゆく。

◇基準Ⅰについての特記事項

（1）以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項

本学では、入学式及び、学位授与式は、建学の精神に基づいて行われている。

入学式では、入学生の代表者が本学におけるこれからの学習や修行における抱負などの宣誓を行い、入学者全員で誓う。在校生による歓迎の辞が在校生代表から述べられる。その後、本学独自の学生護持会（保護者、師匠、社会人学生）の総会が開かれ、本学の建学の精神や特色などを保護者等にも説明している。

学位授与式では、建学の精神に則り、行学共に優秀な学生に理事長賞と学長賞を授与している。賞状の文言の中に必ず、「建学の精神に則り」の文言を入れている。その後、在校生と卒業生が向き合い、在校生代表から送辞が、卒業生代表から答辞を述べて、学生と教職員が建学の精神のもと、深く交流した思い出を述べている。

また、入学式と学位授与式の終わりには、建学の精神を盛り込んだ校歌を斉唱している。

（2）特別な事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項

該当なし。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要

本学では、学位授与の方針（D P）、教育課程編成・実施の方針（C P）、入学者受け入れの方針（A P）を定めている。学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針は、学外に対してはオープンキャンパスで説明を行い、公式ホームページに掲載し、その主旨を学校案内に載せて広く知らせている。学位授与の方針は、学内では、新入生には入学式後のオリエンテーション、在校生には春学期・秋学期のオリエンテーションで説明を行い、授業の開始時に各担当者から説明をしている。学位授与の方針については、これまで以上に学生へ周知させることが課題であり、三仏忌（釈尊降誕会、成道会、涅槃会）等でも建学の精神とともに説明を行い、全学生への周知を図る。教育課程・編成の方針については、学生には学位授与の方針とともに年2回春学期・秋学期のオリエンテーションで周知を図る。入学者受け入れの方針については、オープンキャンパスの他、公開講座や夏期講座等でも人々に広く知らせ、入学希望者が十分に理解できるように大学評議会で検討し、担当者の説明用のマニュアルを作成する。また、入学式前の事前指導についても、それに代わる印刷物の発送等よい方法を検討して行う。

教員は、学生の学習成果を学習成績（各科目の成績評定・修得単位数）、G P Aを指標に評価し把握している。また、教務委員会（F D委員会）や非常勤講師を含めた研修会を開き、授業改善に向けての認識を共有し、授業・教育方法の改善に繋げている。

事務職員は、本学の建学の精神および教育目的・目標を理解した上で、職務を通じて学習成果を認識するとともにそれに貢献し、教員や他の事務職員と情報を共有し連携して入学から卒業に至るまでの学生支援（厚生的支援・教育的支援・経済的支援）を行っている。S Dに関する各種研修会に参加し、質の向上と充実に努めている。

学習成果の基本となる学位授与の方針など本学の教育に関する基本方針は『学生便覧』『シラバス』に掲載し、学生が常に意識化できるように支援している。また、シラバスについても、到達目標をすべての科目において明記し、ネット上でも確認できる環境を整備している。平成27年度には、事前・事後の学習時間を確保するため「授業外学習」の項目を設け、学生への主体的な学習を促した。

学習成果の査定には、その測定の可能性について量的・質的データの仕組みが不十分である。本学のカリキュラムの中には、感性や精神、心、呼吸などを体得する科目もあり、その測定をすることが難しい。今後も量的・質的データ測定の仕組みを構築することを教務委員会や非常勤講師を含めた研修会、教授会で模索する。

学生への卒業後のアンケートについては、平成27年度は、昨年度の調査項目の内容を見直して設問を5項目から14項目に増やし、それぞれの選択理由や本学への意見・要望も求めた。また、進路先修行道場からのアンケートを実施した。今後も内容を点検し、卒業生の意見等が教育や学生生活・寮生活等の支援に反映できるよう充実を図りたい。

学生の学習支援については、今後もさらに検討を重ねガイダンス等を実施し、学習意欲を喚起する学習指導を行う。また、寮生には、図書館の利用促進とともに、平日での学習時間帯を設けた。

本学の図書館の開館時間は、午前9時より午後5時までであり、土・日曜日は休館（祭

日は開館) にしていたが、夜間、土・日曜日の開館を検討する。平成27年度には、図書館については文部科学省から耐震改築工事に関わる補助金を受け全面改修を行い、エレベーターと障がい者用トイレを設置した。

留学生は、学内の寮で生活している。日本語や日本での生活に慣れるために、留学生科目のほか特別授業を設けて教員で分担して行い、学生生活については教職員全員で対応している。また、日本語や日本での生活力を高めるために、希望者には休暇中に市内および近隣の家庭に依頼し、日本人の生活を体験する学習（ホームステイ）を導入している。学生の生活支援については、売店に代わるパン・カップ麺・菓子等の自動販売機の設置もしくはそれに代わる業者による販売を模索する。

社会人学生は、四年制大学卒業者を含めて学習意欲や学力の高い者が多い。四年制大学や他の短期大学を卒業した者には、本人の申し出により、30単位を上限に既習得単位を認定することで負担を軽減することや、学納金の分割や授業料の減免を行うなど生活面での支援を行っている。

長期履修学生を受け入れる体制については、『学則』第48条に定め、「長期履修学生規程」により整備している。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）については、授業科目「仏教ボランティア I a/ I b」（必修2単位）での介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）の取得、「仏教ボランティア a/b」（必修2単位）での市内清掃活動（保育園、障がい者施設等）、ブラジルの子どもたちの学童保育などの実践を行い、ボランティアセンター職員の指導により美濃加茂市や富加町などのボランティアに参加している。

学生の進路支援については、進路支援室を設置している。就職支援は学生部、進学支援は教務部が総括してゼミ担当教員と検討・協議し、教職員が一体となって行っている。特に僧侶を志望する学生へは、ゼミ担当教員と寮関係の事務職員等が連携し、今後も僧堂掛搭（専門道場への入門と修行）に向けての作法等を、学生個人の実情に即して寮生活を通して指導する。

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、「禅・人間学科」の学位授与の方針（DP）として「行学一体」の建学の精神に基づき、教養科目および専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（主体的自己の確立）の育成を目指すことを掲げ、『学則』第27条（卒業の要件）、第28条（卒業）、第29条（学位）および『学位規程』により「短期大学士（禅・人間学）」の学位を授与することを定めている。すなわち、学位授与の方針は以下の4つである。

- ① 広い社会的関心と教養を有し、宗教・仏教・禅・歴史・文化について説明でき、特に禅について深い専門的知識を習得している。
- ② 宗教・仏教・禅・歴史・文化についての豊かな素養を踏まえつつ、対象を正確に理解し、表現することで、他者との相互理解に努め、組織の中で創造的に活動してい

くことができる。

- ③建学の精神（行学一体）を深く理解し、実践し続けるために豊かな人間性と高い倫理・道徳観を備え、協調性を持ち社会に貢献できる能力を有している。
- ④主体的自己を確立することにより、さまざまな問題を分析し解決することができる能力を身につけている。

学位授与の方針は、入学後の新入生オリエンテーション、年2回春学期・秋学期の在校生オリエンテーションや授業の開始時に各担当者から説明を行っている。

本学では、卒業の要件の単位数を定め、成績評価基準を明確に示している。また、学位授与の方針を学内外に表明し、社会的（国際的）に通用性があり、定期的に点検を行っている。

（b） 課題

学位授与の方針（DP）は『シラバス』に掲載している。その授業ごとに、「この授業で育まれる能力」として4つのうち1つを載せている。学生に対して明確に説明する機会が、春学期・秋学期オリエンテーションの時と各授業の開始時だけであり、全学生が十分周知しているとは言いがたい。今後は全学生に対して周知することが課題である。

平成 28 年 3 月には、中央教育審議会大学分科会大学教育部会により「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインが示された。そのガイドラインを遵守し、今後もPDC Aサイクルにより、適正で厳正な学位授与を保障するために定期的に検証し、学生に周知したい。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

学位授与の方針（DP）は、それぞれの学習成果に対応している。カリキュラムに定められた必要単位数を修得することで学位が授与される。宗教・仏教・禅・歴史・文化に関わる教育科目をはじめ語学などのリテラシー科目、宗教・仏教・禅に関する専門科目、禅文化専門科目について合計で卒業要件 72 単位以上（64 単位以上）を履修する（カッコは平成 25 年度および 26 年度入学生の場合）。なおかつ「講義」「演習」「実習」をバランスよく配置し、実践的体験を通じて学ぶようになっている。また、成績評価は、秀・優・良・可・不可の5段階で行い、秀・優・良・可を合格とし単位を認定することを定めている。

『学則』第6章卒業及び学位号の取得等第29条第2項において、学位授与の方針を規定している。

学位授与の方針は、新入生には入学式直後に実施するオリエンテーションにおいて、『学生便覧』『シラバス』に掲載された『学則』『学位規程』『ディプロマポリシー』を示し、教務部からその内容の説明を行っている。在校生には、春学期・秋学期のオリエンテーションの時に説明を行っている。また、授業の開始時に各担当者から説明をしている。さらに、学外に対しては、オープンキャンパス参加者へ説明を実施し、入学希望者に対しては公式ホームページや学校案内にも掲載している。

学位授与の方針は、I-B-3で述べたように、「学習成果のPDC Aサイクル」の仕組み

と「学位授与の方針（DP）のPDCAサイクル」によって教育の質保証を図っている
ので、社会的（国際的）な通用性を確保している。また、卒業生が国内・国外（アメリカ）
の大学に編入する際に、学位（短期大学士）が認められていることから明らかである。

学位授与の方針については、大学評議会において定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-2の自己点検・評価

(a) 現状

「禅・人間学科」では、学位授与の方針（DP）に対応して教育課程・実施の方針（CP）を以下のように定めている。

- ①一般教養科目・語学科目・禅文化科目を設置し、その総合的思想などを含め幅広い知識を身につけるようにする。
- ②宗教・仏教・禅・歴史・文化を理解するために専門のゼミを開講して、自己を見つめ、自己を理解し、知識・技能などを総合的に活用し、問題解決能力を身につけるようにする。
- ③「提唱・禅語録」「坐禅」「作務」等の科目を設置し、人格を陶冶する。
- ④「建学の精神フィールドワーク」等の科目を設置し、実践力（気力・生活力）を習得できるようにする。
- ⑤「仏教ボランティア」等の社会貢献を通して、協調力、応用力を習得できるようにする。
- ⑥「禅修行論」「禅宗経典」「禅宗法儀」等の科目を設置し、僧侶になるための基礎知識や実践的な作法を段階的に習得できるようにする。
- ⑦「卒業実践研究」を課し、論文研究と実践記録を並立させることによって、主体的に考え、行動力と創造力を培い、問題を分析し解決能力を身につけることができるようにする。

本学では、教育課程・実施の方針は、公式ホームページに掲載し、その主旨を学校案内に載せ広く知らせている。また、教育課程は学位授与の方針に対応し、体系的に編成されている。成績評価については、シラバス等でその基準を明示し、教育の質の保証に向けて厳格に適用している。本年度から専門科目Eの授業区分を演習から講義としたことに伴う科目名の変更により、教育課程・実施の方針の一部改定を行った。

平成 27 年度からは、学生が事前の準備・授業の受講・事後の展開を通して主体的に学修できるよう、『シラバス』の授業ごとに「授業外学修、予習・復習など」の項目を新たに設け、「授業計画・内容」についても学生が毎回の授業を具体的に把握できるように「学習成果（キーワード）」を付けた。

(b) 課題

教育課程編成・実施の方針（CP）は、公式ホームページに掲載し、その主旨を学校案内に載せているが、全学生の目に触れるのはこれのみであり、周知する必要がある。

平成 28 年 3 月には、中央教育審議会大学分科会大学教育部会により「卒業認定・学位

授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドラインが示された。そのガイドラインを遵守し、今後も教育課程の編成およびその改善をPDCAの成果から検証していく。

逸外記念図書館のリニューアルオープンや新校舎光徳禅文化棟完成により、大学開放に向けて土曜日の授業をこれまで以上に充実させるとともに、それに合わせて図書館の開館が必要となる。科目等履修生や聴講生を呼び込むためにも授業内容を充実させるとともに、授業科目名については、その名称から授業の内容がある程度読み取れる名称にすることが必要である。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

禅・人間学科では、「カリキュラム」に基づき、卒業に必要な72単位(64単位以上)を履修(カッコは平成25年度および26年度入学生の場合)した者に対して、短期大学士(禅・人間学)の学位を授与している。教養科目A・B、専門科目C・D・E・Fのそれぞれに卒業要件の単位数を明記し、本学の教育課程は学位授与の方針(DP)に対応している。

教養科目A・Bは社会生活を送る上で必要な知識や現代の高齢社会が求める生きる力をつける科目であり、Aは講義、Bは演習である。専門科目Cは本学における禅の精神を身につける基本となる講義や演習、専門科目Dは専門科目Cに同じく実習、専門科目Eは宗教・仏教・禅・歴史・文化を総合的に理解する講義、専門科目Fは禅文化を理解し実践するための実習であり、「講義」「演習」「実習」をバランスよく配置している。教養科目A・Bで学習したことを専門科目C・D・Fで実践的体験を通して深め、さらに少人数の専門講義Eを選択し、その専門の学びを深め、「卒業実践研究」(卒業論文と実践レポート)にまとめられるよう分かりやすく体系的に編成している。

成績評価については、シラバスに記載されたとおりの質の保証ができるように各教員が厳格に行っている。「成績評価基準」を設けて、それによるシラバスの作成および学習評価を行っている。

シラバスにおいて授業科目名、担当教員名、開講基準年次、授業期間、開講曜日、単位数、授業区分、授業コマ数、必修・選択の区別、サブタイトル、DP(学位授与の方針)、到達目標、授業概要、授業計画・内容(学習成果〈キーワード〉)、授業外学習(予習・復習など)、単位の認定評価方法及び受講上の留意点、テキスト及び参考文献を項目順に配列し、できるだけわかりやすく明示している。授業外学習(予習・復習など)は、学生が事前の準備・授業の受講・事後の展開を通して主体的に学修できるよう、平成27年度から設けたものであり、「授業計画・内容」についても学生が毎回の授業を具体的に把握できるように「学習成果〈キーワード〉」を付けた。

本学では、現在通信制による教育を行っていない。

本学の平成27年度の専任教員は8人(教授3人、准教授1人、講師4人)で短期大学設置基準の必要数を満たし、教育課程にふさわしい教員を配置している。非常勤講師は9人(特任教授も含む)についても、同様に教育課程にふさわしい教員を配置している(基準Ⅲ-A-1, 2)。

教育課程は、学生への授業評価アンケートの集計結果、授業担当者による自己評価、ゼ

ミ担当教員による学生からの情報収集等をもとに教務委員会で検討し、教授会で見直しを定期的に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-3の自己点検・評価

(a) 現状

本学の教育目標は、①『究めること（学）』すなわち「自己究明」（とらわれない世界に到達した本来の自分を探求し、自ら学ぶ意欲を確立すると同時に社会で必要とされる人材の育成をすること）②『表すこと（行）』すなわち「自他不二」（それぞれの進路に向けて必要な専門知識を修得し、社会における実践（サービランニング）をもって自己鍛錬したのちには、自己のもてる力を建設的に社会に役立つように努め、学生一人ひとりの個性と自主性を尊重しながら、「行学一体」の精神をもってそれぞれの可能性に向かって弾力的に挑戦することができる人間性の育成を目指すこと）にある。この教育目標に対応して本学では入学者受け入れの方針（AP）を定めている。

入学者受け入れの方針は、公式ホームページに掲載し、その主旨を学校案内に載せている。また、高校訪問時の進路指導者やオープンキャンパスでの参加者および保護者に対して担当者から説明を行っている。また、入学前の学習成果の評価については、一般入試のほか推薦入試（一般推薦・自己推薦・指定校推薦）・留学生入試・帰国生徒入試・社会人入試を設けている。

(b) 課題

入学を希望する人々が、本学の入学者受け入れの方針（AP）を確認できるのは、現在公式ホームページと学校案内だけである。このほかにも人々へ周知する方法が課題である。

平成 28 年 3 月には、中央教育審議会大学分科会大学教育部会により「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインが示された。そのガイドラインを遵守し、今後も入学者受け入れの方針をPDCAの成果から検証を行う。例えば、オープンキャンパスにおいても、入学希望者が入学者受け入れの方針を十分に理解できるように説明内容、方法等を常に改善していく必要がある。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

入学者受け入れの方針（AP）は、学習成果に対応して以下のように定められている。

- ①高等学校卒業程度の学力を有する人
- ②寺院や仏像に興味のある人
- ③芸術に興味のある人
- ④自分を発見したい人
- ⑤知的探究心がある人
- ⑥社会に貢献したい人
- ⑦精神力を高めたい人

⑧行動力のある人

⑨協調性を学びたい人

この入学者受け入れの方針は、公式ホームページや学校案内にも載せている。また、高校訪問時の進路指導の先生やオープンキャンパスでの参加者および保護者に対して担当者から説明を行っている。

入学者受け入れの方針は、本学が求める学生像として、入学前の学習成果を明確に示している。入学前の学習成果の把握・評価は、入学者選抜評価の中で総合的に行っている。志願者全員に面接を課し、入学前の学習成果や内申書・履歴書に書かれた社会的活動（部活動・生徒会・ボランティア活動等）や資格等について確認している。

推薦入試（一般推薦・自己推薦・指定校推薦）・一般入試・留学生入試・帰国生徒入試・社会人入試においては、入学前の学習成果に言及している。本学を希望する理由や学ぶ意欲についても確認し、入試面接委員を中心に面談内容の検討を重ねることにより、入学者受け入れの方針に対応している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

■ **基準Ⅱ-A-4の自己点検・評価**

(a) 現状

本学では、学習成績と学生の成績評価値であるGPAをもとにして具体的・体系的に査定を行っている。学習成果は達成可能であり、一定期間内でほとんど獲得可能である。また、学習成果には実際的な価値があり、測定可能である。

(b) 課題

学習成果測定の可能性に関して、量的・質的データ測定の仕組みが不十分である。カリキュラムの中には、感性や精神、心、呼吸などを体得する科目もあり、一律には評価することが難しい。基準Ⅱ-A-1で示した「禅・人間力」（主体的自己の確立）そのものを学習成果としてより具体的に可視化できるよう査定のあり方について検討していく必要がある。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

本学では、建学の精神と教育目的・目標、三つの方針を明示し、全教員に徹底している。その上で学習成果については、①学習成績（成績・修得単位数）と②学生の成績評価値であるGPAをもとにして具体的・体系的に査定を行っている。

①学習成績については、秀（AA）・優（A）・良（B）・可（C）・不合格（D：不可、E：試験欠席、F：授業放棄）の5段階の評定とし、そのもととなる素点は100点満点としている。学習評価については、科目ごとに具体的な到達目標や評価のための方法、配点の割合をあらかじめシラバスに掲載して学生に示し、各担当者が授業開始時に具体的な説明を行った上で実施している。

②のGPAについては、素点をもとにして以下の方式によって数値化している。

$$GPA = \frac{(4 \times AA \text{の単位数}) + (3 \times A \text{の単位数}) + (2 \times B \text{の単位数}) + (1 \times C \text{の単位数})}{\text{総履修登録単位数}}$$

本学では、教育課程の科目の単位を修得することによって、学位授与の方針に掲げる「禅・人間力」の育成がされる。履修登録後、先に示した4つの能力を獲得できる授業を受け、ほとんどの学生が合格し単位を修得し卒業していることから、学習成果は達成されていると考えられる。本学では、2年間で単位を修得して卒業する通常履修学生のほかに、3年から5年間で単位を修得して卒業する長期履修学生の制度（基準Ⅱ-B-3）がある。平成27年度の例では、2回生で通常履修学生の14人のうち7人が、長期履修学生では12人中2人が卒業した。1回生・2回生の単位修得率については、教養科目では94～97%、専門科目では89～99%である。また、学習成果で秀・優の割合が高いのは、学習意欲や学力の高い社会人学生が入学するためである（基準Ⅱ-B-3）。

平成27年度学位授与者

学位授与の有無 履修形態	2回生 在学者	H26年度秋 学位授与者	H27年度春 学位授与者	卒業単位 未修得者
通常履修学生 (期間2年)	14人	3人(21%)	4人(29%)	7人(50%)
長期履修学生 (期間5年まで)	12人	1人(8%)	1人(8%)	10人(83%)
合計	26人	4人(15%)	5人(19%)	17人(65%)

参考 平成27年度1回生・2回生履修者の単位修得率

学習成果 教養・専門	秀 AA	優 A	良 B	可 C	不可 D	失格 F	認定 N
教養科目 A	15.3%	20.8%	15.3%	24.6%	1.4%	1.9%	20.8%
教養科目 B	57.1%	6.4%	0%	6.4%	4.8%	1.6%	23.8%
専門科目 C	9.9%	33.3%	24.6%	20.7%	2.6%	6.1%	0%
専門科目 D	37.3%	45.8%	10.6%	5.7%	0%	0.7%	0%
専門科目 E	15.3%	37.0%	9.5%	21.0%	6.5%	5.0%	5.8%
専門科目 F	18.5%	37.2%	26.3%	12.9%	0%	3.8%	1.4%

(注) 春学期・秋学期の開講科目の単位修得率の平均値を示す。

非常勤講師を含めた研修会でのコミュニケーションや教務委員会、「卒業実践研究」の中間報告、最終審査を通して、教育課程で獲得すべき学習成果について、教員は共通認識を持っている。一定期間で学習成果を獲得させるために、学生への授業評価アンケート等をもとに授業方法を工夫改善し、少人数の授業で個別にきめ細かい指導を行うなどの取り組みを行っている。各科目は、半期（15回ないしは22.5回）でそれぞれ学習成果を獲得できるように配置している。しかし、授業で理解ができなかった者については、時間外の個別の学習指導を行うなどして、一定期間内で学習成果を獲得できるよう努めている。

禅・人間学科の教育課程の学習成果は、社会での活動につながるものであり、卒業後僧侶をめざし専門道場での修行を行う者や、就職する者、高齢者でボランティア活動を行う者などがいる。また、卒業生本人やその保護者からも電話や手紙で本学への謝辞が寄せられ好評であり、実際的な価値がある。

学習成果の評価基準はシラバスに明示されており、授業科目により具体的な評価方法は異なるが、定期試験期間内に行われる筆記試験・レポート・実技試験、日常授業において課される小テスト・小レポート・暗唱・課題や受講態度等を量的・質的データとして扱っているので測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

■ 基準Ⅱ-A-5の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、学生の進路・就職指導の窓口は学生部が担当しており、卒業生からの評価を聴取し、聴取した結果を学習成果の点検に活用している。平成27年度は、昨年度の調査項目の内容を見直して設問を5項目から14項目に増やし、それぞれの選択理由や本学への意見・要望も求めた。また、進路先修行道場からのアンケートを実施した。

(b) 課題

満足度アンケートの調査結果からみると、「満足」「やや満足」と回答した者は75.9%であり、ほぼ良好な結果となっている。このほかには卒業生やその親からも「四年制大学へ進学しても主体的に学ぶ姿勢は変わっていない」「短大の授業や寮生活で学んだ法儀や読経等が今でも役に立っている」「消極的だった子どもが主体的に行動できるようになった」等、本学への教育全般についての励ましや応援のコメントが寄せられている。今後も内容を点検し、卒業生の意見等が教育や学生生活・寮生活等の支援に反映できるよう充実を図りたい。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

学生の進路・就職指導の窓口は学生部が担当している。平成27年度卒業生の進路先は僧堂掛搭（専門道場への入門と修行）、四年制大学への進学等である（基準Ⅱ-B-4）。卒業生に対しては、満足度アンケート調査を実施し、学生の卒業後の評価を行った。平成27年度は、昨年度の調査項目の内容を見直して設問を5項目から14項目に増やし、それぞれ

の選択理由や本学への意見・要望も求めた。すなわち、調査項目は以下のとおりであり、「満足」「ふつう」「やや不満」「不満」「どちらともいえない」の5つの選択肢を設けた。調査対象者は9名であり、そのうち6名の回答を得た。

- ①本学の授業全般についてはどうでしたか。
 - ②「提唱・禅語録」の授業についてはどうですか。
 - ③「坐禅」「作務」「仏教ボランティア」の実習系の授業についてはどうでしたか。
 - ④「茶道」「書道」「陶芸」「ヨガ」「太極拳」の禅芸術系の授業についてはどうでしたか。
 - ⑤「建学の精神フィールドワーク」(四国八十八箇所お遍路)の授業についてはどうでしたか。
 - ⑥「卒業実践研究(卒業実践論文)」についてはどうでしたか。
 - ⑦学生生活全般についてはどうでしたか。
 - ⑧学内の施設(教室・図書館・学生ホール・通学生部屋など)についてはどうでしたか。
 - ⑨寮生活全般についてはどうでしたか。 *寮生活をされた方のみ
 - ⑩朝課・晩課についてはどうでしたか。 *寮生および参加された方のみ
 - ⑪寮内の通常摂心についてはどうでしたか。 *寮生および参加された方のみ
 - ⑫正眼寺大摂心についてはどうでしたか。
 - ⑬禅の作法による食事(粥座・斎座・薬石)についてはどうでしたか。
 - ⑭長期履修制度についてはどうでしたか。 *長期履修制度で卒業された方のみ
- *このほかの本学へのご意見・ご要望

すべての卒業生に共通する①～⑧および⑫の9つの設問の平均では、満足 50.0%。やや満足 25.9%、ふつう 20.4%という結果であった。なお、平成27年度は進路先修行道場からのアンケートを実施した。

■ テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

平成28年3月には、中央教育審議会大学分科会大学教育部会により「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドラインが示された。本学では、そのガイドラインを遵守し、以下のことを行う。

学位授与の方針(DP)は『シラバス』に掲載している。その授業ごとに、「この授業で育まれる能力」として4つのうち1つを載せている。学生に対して明確に説明する機会が、春学期・秋学期オリエンテーションの時と各授業の開始時だけであり、必ずしも全学生が十分に周知しているとは言いがたい。今後も学生に対して周知をはかる。また、PDCAサイクルにより、適正で厳格な学位授与を保障するために定期的に検証し、学生に周知することを行う。

教育課程編成・実施の方針(CP)についても、学生に周知する。また、逸外記念図書館のリニューアルオープンや新校舎光徳禅文化棟建設により、大学開放に向けて土曜日の授業をこれまでの「書道」に加え、それ以外の授業を開講し、それに合わせて図書館を開館する。科目等履修生や聴講生を呼び込むためにも授業内容を充実させるとともに、授業科目名については、その名称から授業の内容がある程度読み取れる名称に改める。

入学者受け入れの方針（AP）については、これまで以上に人々の目に触れるようにする。また、オープンキャンパスでの入学希望者が十分に理解できるように、担当者が行う説明方法を構築する。

学習成果の査定については、その測定の可能性に関して、量的・質的データ測定の仕組みが不十分である。科目には一律に評価することが難しい科目もあり、「禅・人間力」（主体的自己の確立）そのものを学習成果としてより具体的に可視化できるよう査定のあり方について検討する。

学生への卒業後の評価については、平成 26 年度までの内容を見直し、設問を 5 項目から 14 項目に増やし、それぞれの選択理由や本学への意見・要望も求めた。また、進路先修行道場からのアンケートも実施した。今後も内容を点検し、卒業生の意見等が教育や学生生活・寮生活等の支援に反映できるよう充実を図る。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の教員は、学位授与の方針（DP）に即して学生の学習成果の状況の把握に努め、評価基準に則して学習成果を評価している。授業評価アンケートはすべての授業で実施され、集計結果は、全教員に配布した上で、教務委員会（FD委員会）や非常勤講師を含めた研修会で取り上げられ、授業改善に向けての認識を共有し対応している。

学生への授業アンケートについては、内容を検討した上で授業評価アンケートと学生による自己点検・授業評価アンケートの2つを設け実施している。授業評価アンケートについては、授業改善に繋がられるよう、授業を受けて「よかった点」や「改善すべき点」等を具体的に記述できるよう工夫している。また、学生への授業アンケートは、最終授業時での一斉実施と回収ではなく、専任教員は研究室で、非常勤講師は教室で、学生一人ひとりが教員の目の前でアンケートに答える方法を取っている。さらに、各教員は、授業評価アンケートの結果に基づき、自己評価を行っている。

本学の寮生についての平日の図書館利用や学習時間の確保の問題については、平成 27 年度春学期から木曜日・金曜日以外の授業時間を 3 時限目までに終了し、4 時限目以後を学習時間にあて改善を行った。

教員間の授業内容の調整については、複数で同一科目を担当する場合は担当者間で、異なる科目の場合は、専任教員間では教務委員会（FD委員会）、全体では非常勤講師を含めた研修会で行われるほか、日頃から個別に調整を図っている。学生の履修指導、学習生活支援、就職・進路指導等はゼミ担当教員、教務部・学生部、学生寮等の事務職員が連携して支援を行っている。

(b) 課題

学習成果の獲得に向けて、教員はより責任を果たすために、更なる授業改善を図る必要がある。また、成績評価基準の検証を行い、学習成果測定の可視化に向けて更なる努力を

しなければならない。今後も授業評価アンケート等の学生によるアンケートを定期的に検証し、その認識を共有するなどして、FD活動をより活性化させることが必要である。

平成27年度には、学生へは木曜日・金曜日以外の授業時間を3時限目までとし、4時限目以後を学習時間にあてて図書館での午後5時までの学習を促した。特に寮で寝起きをして朝課から晩課までをこなす寮生の場合、平日のこの時間帯での図書館の利用者は少なかった。よって寮生でも図書館が利用できるさらなる時間帯の設定が必要である。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

教員は、学位授与の方針（DP）に即して学生の学習成果を評価しているが、おおよその共通認識はあるものの、各教員で解釈に幅があるのが現状である。

教員は、到達目標と単位の認定評価方法及び受講上の留意点をシラバスに明示している。各教員は、学習成果の状況を適切に把握し、「成績評価基準」に則して概ね学習成果を評価している。

すべての授業について、春学期・秋学期の試験ごとに授業評価アンケート、学生による自己点検・授業評価アンケートを実施している。

授業評価アンケートのデータは科目ごとに集計され、各教員には全学と担当科目ごとの集計結果に自由記述欄もつけて配布されるので、具体的な学生による授業評価を認識している。

また、学生による自己点検・授業評価アンケートは、各教員が各授業についての学生の取り組み等を確認するための参考資料である。それらを基にして、各教員は各科目ごとに授業の自己評価を行い教務部へ提出している。

授業評価アンケートの集計結果は、教務委員会（FD委員会）や非常勤講師を含めた研修会で取り上げられ、教員は授業改善に向けての認識を共有している。

本学では、複数の教員で同一科目を担当する授業はわずかである。複数で担当する場合は、担当者間で授業内容等の調整を図っている。異なる科目の担当者間で授業内容を調整する機会は、専任教員間では教務委員会、全体では非常勤講師を含めた研修会である。また、専任・非常勤含めて全教員わずか17人の本学では、全教員が面識をもち日頃から個別に調整を図っている。

教務委員会および非常勤講師を含めた研修会で、授業・教育方法の改善についての話し合いをもち、改善に向けて対応している。

教務委員会および非常勤講師を含めた研修会で、学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

1・2回生ともにゼミごとにオフィスアワーで、担当教員が履修、学生生活、就職、進路等について相談にのり、きめ細かく指導を行っている。

事務職員は、本学の建学の精神および教育目的・目標を理解した上で、職務を遂行している。学生の課外活動・就職活動など学生生活全般に関して支援しており、毎週行われる教職員連絡会議において学習指導のあり方等について教員と情報を共有することにより、学習成果を認識することができる。また、教務部・学生部・総務部の部長はすべて教員が勤めており、事務職員とのコミュニケーションを密にしている。

本学の事務職員は6人（専任3人、非常勤6人）であり、すべての学生に認知されている。学生と接する窓口業務では、日常生活状況や授業等への出席状況の把握に務め、学生が継続的に目標達成のために取り組めるよう支援をしている。学生の大学生活を支援する部署では、学習環境の整備に配慮し、学生が教育研究活動に専念できるよう寮やキャンパスの整備に取り組んでいる。

本学では、事務職員は6人（専任3人、非常勤3人）で、多くが職務の兼担を行っている。また、すべての専任教員が、教務部・学生部・総務部の部長等を兼担しており、教員と職員との関係が密である。よって所属部署を通じてではなく、毎週行われる教職員連絡会議においてFSD活動として学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。

本学では、教職員連絡会議等においてFD・SDを区別することなくFSDとして教職員一体となり、全学で問題意識の共有化を行い、学生支援の充実を図っている。そのため、学生の授業への出欠や単位の修得や寮生活等々について個々の学生への対応を含めて教員と職員が情報を共有している。また、事務職員は、岐阜県私立短期大学協会や日本私立短期大学協会が主催する各種研修会に参加し、質の向上と充実に努めている。

専属の教学事務職員が事務室のカウンターに待機し対応しており、学生による履修科目に関する質問、修得単位についての質問、寮生活等学生生活についての質問、「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）作成についての質問等、履修から卒業に至るまで、学生の支援を行う体制を整備している。

本学の図書館（逸外記念図書館）の専門事務職員は2人（専任1人、非常勤1人）であり、いずれも他の業務を兼帯している。2人のうち1人が司書資格を有する職員である。建物は、鉄筋コンクリート造りの瓦葺き2階建てで面積は468.64㎡である。なお、図書館は、耐震改築工事の計画に基づき、学生や地域の人々が利用しやすいように設計され、自然光を取込んだ明るい空間として、平成27年9月29日（火）にリニューアルオープンした。1階は閉架書庫・閲覧室・パソコンルーム、2階は開架書庫・閉架書庫・パソコンルーム・視聴覚資料室となっている。また、パソコン7台、事務用パソコン1台、Wi-Fi無線ネットワーク用パソコン1台、プリンター1台、プロジェクター1台が整備されている。座席数は閲覧室24席、視聴覚コーナー6席、雑誌コーナー3席、テラス席4席である。蔵書数は、平成28年3月31日現在、図書が27,739冊（うち洋書116冊）、学術雑誌10種、AV資料481点である。特に、本学の特長を生かした禅籍などの仏教書を多く所蔵している。

シラバスに示された参考図書については、司書が教務委員会と緊密に連携して図書予算の範囲内で準備している。また、学生からのアンケートに応え、必要と判断される場合は希望図書の購入も行っている。館内に所蔵されていない高額な図書に関しても、ゼミ担当教員と連携して所蔵先を確認し学生へは適切な指導を行っている。

本学の図書館の開館時間は平日午前9時より午後5時までであり、土・日曜日は休館（祭日は開館）にしていたが、夜間、土・日曜日の開館を検討している。教員は、講義やゼミの授業のオリエンテーション等で図書館を利用し、授業に関する図書の説明を行い、図書検索方法や調査方法を指導し、学生の授業の予習や復習、主体的な学習を促している。また、定期的に発行し、図書館についての情報を学生に提供する『図書館通信』も学生の利便性を向上させるのに貴重である。

教職員は各自1台以上のパソコンを与えられ、教育研究用または業務用に活用している。校内のパソコンは、すべてサーバに接続され管理が行われている。パソコンはそれぞれネットワークと1台以上のプリンターにつながれており、文書作成の業務は言うまでもなく、通信や情報検索はどのパソコンからもできるようになっている。また、必要に応じてカラーや大判印刷ができるプリンターなども用意されている。日常の授業や業務で活用されているが、その活用の度合いは個々の教職員によりまちまちである。

本学では、2回生時に「卒業実践研究」(卒業論文と実践レポート)の作成を課しており、多数の学生が学内や寮にパソコンを持ち込んでいる。また、学生への休講等の連絡は受講者数も限られており、掲示も行いながら個人の携帯メールへ一斉配信している。

本学では、文書処理、情報処理に必要な学内ネットワークが構築され、教職員は利用技術の向上を図っている。また年2回、学期開始前に最新の機器やコンピュータ等の利用技術について説明を受け、学内の教職員に周知している。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

■基準Ⅱ-B-2の自己点検・評価

(a) 現状

履修登録のためのオリエンテーションは、教務部が担当し、『学生便覧』『シラバス』のほかに「科目履修の手引き」を全学生に配布し、教職員が連携して説明を行っている。基礎学力が不足する学生に対しての補習授業は、留学生の場合に限り、日本語や日本での生活に慣れるために、留学生科目のほかに特別授業を行っている。日本人学生の場合は、授業担当者やゼミ担当教員が学生の求めに応じて個別に指導をしている。学習上の悩みを持つ学生や修学上問題がある学生については、まずゼミ担当教員があたり、このほか学生の希望や状況に応じて学生部の教員が対応している。また、学生の修学の進退に関する問題等は、学長が個別に面談をして指導を行っている。さらに、留学生については、授業の履修や日常生活に関することまで、教職員全員で対応している。

平成26年度の改善計画にある本学の寮生についての平日の図書館利用や学習時間の確保の問題については、Ⅱ-B-1でも述べたが、平成27年度春学期から木曜日・金曜日以外の授業時間を3時限目までに終了し、4時限目以後を学習時間にあて改善を行った。

(b) 課題

今後もさらに検討を重ね学習成果の獲得に向けてのガイダンス等を実施し、学習意欲の向上と自主性を喚起する学生指導が必要である。基礎学力の不足する学生に対しての補習授業の充実を図るためには、時間割編成等の工夫が必要であるが、授業開講科目の限度や専任教員の事務職兼任による多忙化により困難である。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

本学では、春学期および秋学期の入学式で、在校生の参列のもと新生生に対して学長より訓示をし、新たな学習への意欲の喚起を行っている。

科目の選択については、春・秋各学期のはじめに履修登録のための教務部のオリエンテーションを担当の教職員が連携して行っているほか、事務室窓口で専属の教学事務職員が随時学生からの質問に対応している。ゼミ担当教員も履修登録の相談にのっている。

2回生の「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）の作成については、2回生の初めにゼミ分けの希望調査を行い、ゼミ担当教員の決定をし、個別指導を通して指導支援を行っている。

学習支援のための印刷物については、『学生便覧』『シラバス』のほかに「科目履修の手引き」を全学生に配布しオリエンテーションで詳しく説明を行っている。

基礎学力が不足する学生については、留学生の場合、日本語や日本での生活に慣れるために、留学生科目のほかに特別授業を設定し教員で分担して行っている。日本人学生の場合、基礎学力が不足する学生に対する補習授業等の組織的な支援は行われていないが、授業担当者やゼミ担当教員が学生の求めに応じて個別に指導を行っている。

学習上の悩みを持つ学生や修学上問題がある学生については、オフィスアワーなどで、まずゼミ担当教員があたり、このほか学生の希望や状況に応じて学生部の教員が対応している。また、学生の修学の進退に関する問題等は、学長が個別に面談をして指導を行っている。

本学では、現在通信制による教育を行っていないが、平成28年度以降に通信教育課程の開設を検討しており、『通信教育講座』の開講に関するアンケート」を専門の統計情報会社に委託してアンケート調査を実施した。

専門科目の演習や「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）では個別指導がされており、優秀な学生は意欲を持って学習成果を伸ばすことができる。四年制大学への編入を希望する学生へは相談にのり、学習支援を行っている。

本学では、留学生を受け入れている。留学生は学内の学生寮で生活を行い、授業を履修している。授業の履修や日常生活に関することまで、教職員全員で対応している。本学からの留学生派遣については、提携学校はあるが希望者はいない。

【区分 基準Ⅱ－B－3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

■基準Ⅱ－B－3の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、学生の学習成果の獲得に向けて学生が不安なく生活を送るために、学生寮での生活や健康管理等の厚生的支援、学生が主体的に様々な活動に参画できるような教育的支援、奨学金等の経済的支援を教職員が組織的に連携して行っている。学生個人の日常の相談等についてはゼミ担当教員が窓口となり対応し、寮生については寮関係の職員（寮監・舎監・女子寮監・寮母）が学生の状況変化を把握している。学生全体の問題については主として学生部が総括し、毎週行われる教職員連絡会議で報告が行われるので全教職員が周知している。

(b) 課題

本学では、売店は設置していない。これまで、売店に代わるパン・カップ麺・菓子等の自動販売機を構内に設置したが、全学生数が限られているため業者の既定販売数に達せず撤去された経緯があり、再度の自動販売機の設置もしくはそれに代わる業者による販売が課題である。また、本学には学生相談室や保健室が配備され学生部の職員が日常対応しているが、学生の心のケアや健康管理を行う専門家の心理カウンセラーや保健師は配置していない。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

組織としては学生部および厚生部が置かれている。学生生活に関する全学的事項を審議する場が学生委員会である。学生部は部長1人、課長（進路指導）1人（いずれも教員）、主任1人（事務職員・他業務兼担）の計3人、厚生部は部長1人（事務職員・他業務兼担）が配置されており、寮関係の事務職員（寮監・舎監・女子寮監・寮母）と連携して問題に対処している。

本学における課外活動は、学生の組織である学生自治会を主体に行われている。学生自治会は、新入生歓迎会、大学祭（正眼祭）、卒業を祝う報恩の会を主催し担当する。また、本学では茶道部クラブが活動を行っている。活動成果の一部が11月に行われる大学祭に反映されている。学生によるクラブ活動やそれらの行事を支援するのが学生部の教職員を中心とする学生委員会である。

本学では、一般の大学にみられる学生食堂は設置していない。食堂は、修行道場に倣い「ジキドウ」と呼び、業者に委託している。特に、昼食は教職員・学生・科目等履修生・聴講生が一同に会し、作法に則り整然と食事を摂ることにより禅教育を実践している。常に衛生と健康管理には配慮している。また、寮には簡単な炊事場が備えられ、土・日曜日には自炊が可能である。

売店は設置していない。飲み物について5カ所に自動販売機を設置し対応している。他の商品については、学生は必要に応じて近くにあるコンビニで買い物をしている。土・日曜日には、一日3回の市街地までのスクールバスによる送迎があり、学生はこの送迎により必要な物品の購入をしている。

学生の休息空間として学生ホールがあり、共同のテレビが設置され、授業間の休息・談話・各種行事の打ち合わせや反省会等の場として利用している。また、学生寮内にも同様の施設・設備があり、活用している。

保健室と学生相談室を設置している。また、舎監室や事務室に救護用品を、本館の外にあるロッカーに救護用の担架等を配備し、舎監をはじめ教職員一人ひとりが、学生の健康状態や精神状態を見ながら、声をかけ学生の心身のケアに配慮している。

本学は全寮制が基本であり、大半の学生が寮生活を送りながら行学一体の建学の精神を実践している。通学生は自宅から通っており、宿舍の斡旋は必要ない。

通学生は社会人学生が多く、すべて自家用車を所有しているためスクールバスの運行は現在のところ必要ない。本学には、来客・教職員・通学生を含めて3ヶ所の駐車場がある。

奨学金等について日本学生支援機構等からの外部奨学金受給者が27年度は0人である。本学の学生は、学園独自の奨学金や支援制度を受けるものが大半である。正眼奨学金は、修学途中で、学費負担者に事由が生じ、経済的困難に陥った学生に修学期間中にかかる学

納金相当額を無利子で貸与するものである。特別奨学金は、成績・人物ともに優秀なものに対して授業料を半額減免するものである。社会人優待制度は、社会人の出願資格を満たすものに対して、入学前の審査により、入学金の半額免除のほかに、2年間の授業料を減免するものである。社会人僧侶の育成（シニア僧侶育成プログラム）や禅仏教を学ぶ志願者の受け入れを目的とする本学においては、必要な投資である。

奨学金等の取得状況

平成28年3月31日現在

奨学金名称	学年		
	1回生	2回生	合計
日本学生支援機構2種	0人	0人	0人
正眼奨学金	0人	0人	0人
特別奨学金	0人	2人	2人
社会人優待制度	8人	12人	20人
合計	8人	14人	22人
在籍者数	23人	25人	48人
割合(%)	35%	56%	46%

本学における学生の健康管理やメンタルケア、カウンセリングの体制は、全寮制を基本としているため、男子寮では寮監・舎監が、女子寮では女子寮監・寮母が状況変化を把握し、ゼミ担当教員に報告する。ゼミ担当教員が解決できない場合には、学生部に連絡して学生部より専門家（精神科医）を通して迅速にその処置を図っている。

1. 保健室

本学の保健室は本館の1階に配置し、授業中に緊急事態が生じたときは迅速に学生部職員に連絡し対応できるようにしている。日頃の健康ライフについては学生部職員が指導にあたり、実際の細かい相談事や体調不良の訴えを受け入れている。必要な場合は、近隣の医師の診断を受けるように指導している。

2. 定期健康診断

定期健康診断は、学校保健安全法を基準にして、学生へは身長・体重、視力、血圧、尿、聴力、胸部X線の6項目で、教職員へは血液、心電図の2項目を加えた8項目で毎年4月に（財）岐阜県健康管理センターに依頼し、出張健康診断を実施している。ほとんどの学生が受診し、当日欠席したものは後日健康管理センターへ行き受診するよう指導している。結果は受診者に通知し、大学では全学生の健康状態を把握し、問

題のある学生はセンターより指導を受けている。特に必要な場合は、近隣の病院との連携も行っている。

3. メンタルケアとカウンセリング

本学では、学生相談室を配置し、少人数制の利点とアットホームな校風を生かして早期発見・早期治療を重視し、ゼミ担当教員・学生部の教職員が学生の相談に対応している。

本学はゼミ担任制をとっており、入学時に個人面談を行い、学生個人の情報を収集すると同時に学生の意見や要望も聴取している。さらに毎学期ごとの面談や毎週のオフィスアワーで、進路や学生生活に関する様々な問題点について情報を収集している。学生間では、寮生活については寮生ミーティング、学生生活については学生ミーティングが毎週行われ、大学への意見や要望が出された場合、それを集約して寮頭学生から舎監、寮監、女子寮監、寮母へ、学生自治会長から学生部長へ報告される仕組みが構築されている。

留学生は、学内の寮で生活している。日本語や日本での生活に慣れるために、留学生科目のほかに特別授業を設け、教員で分担して行っている。また、学生生活については教職員全員で対応している。日本語や日本での生活力を高めるために、希望者には休暇中に市内および近隣の家庭に依頼し、日本人の生活を体験する学習（ホームステイ）を導入している。

留学生入学者の出身国および人数

入学年度 国 名	平成 27 年度
中華人民共和国	1 人
フランス	1 人
合 計	2 人

社会人学生は、四年制大学卒業者を含めて学習意欲や学力の高いものが多い。四年制大学や他の短期大学を卒業したものには、本人の申し出により、30 単位を上限に既習得単位を認定することで負担を軽減している。また、学納金の分割や授業料の減免を行うなど生活面での支援を行っている。シニア僧侶育成プログラム受講学生（社会人僧侶）や学生雲水をめざす者には、特に僧籍をもつ教員をゼミ担任にあて、常に学生の相談に対応している。

平成 27 年度 一般入試入学者

性別（年齢）	形 態	学歴
男性（18）	通常履修学生	高校卒

平成 27 年度 推薦入試入学者

性別（年齢）	形 態	学歴
男性（18）	通常履修学生	高校卒
女性（18）	通常履修学生	高校卒

平成 27 年度 社会人入試入学者

性別（年齢）	形 態	学歴
男性（34）	通常履修学生	四大卒
男性（60）＊	通常履修学生	四大卒
女性（51）＊	通常履修学生	短大卒
男性（64）＊	通常履修学生	高校卒
男性（68）	通常履修学生	高校卒
男性（60）＊	通常履修学生	大学院卒
女性（63）	長期履修学生	高校卒
女性（46）＊	長期履修学生	四大卒
男性（41）＊	通常履修学生	四大卒
男性（54）＊	通常履修学生	高校卒

（注）年齢は入学時のもの。＊はシニア世代僧侶育成プログラム受講学生。

本学では、これまで障がい者の受け入れのための施設の整備は行っていなかった。しかし、肢体不自由者が不便なく学生生活を送る施設を整備することは、学習の機会を提供することとあわせて重要であると認識している。そこで、平成 27 年度秋学期からは図書館、平成 28 年度春学期からは光徳禅文化棟に、エレベーターと障がい者用のバリアフリートイレを、また、出入り口の階段横には段差のないスロープを設置した。

本学では、平成 14 年秋学期より長期履修生を受け入れている。『学則』第 48 条に定め「長期履修学生規程」により体制を整えている。長期履修学生を希望するものは、会社経営者やサラリーマン、主婦などが多く、現在では 5 年を上限としている。仕事などとの両立や

継続して学習ができるように、ゼミ担当教員や教務部の教職員が個々の学生の修学年限や通学時間に応じて履修モデルを示して対応している。

本学にはボランティアセンターがあり、美濃加茂市・富加町などの自治体からボランティアの依頼を受け、ボランティアセンター職員が学生とともに参加している。また、本学では、学生が積極的に社会的活動を行えるように、1回生時に必修科目「仏教ボランティア I a/ I b」を履修し、提携している近隣のあじさい看護福祉専門学校の協力により、介護の専門職に就く上で必要な訪問介護員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）の資格取得をしている。2回生時には必修科目「仏教ボランティア a/b」を履修し、市内清掃活動（保育園、障害者施設）、ブラジルの子どもたちの学童保育など実践を通して学んでいる。

平成27年春学期 仏教ボランティア a

日付	活動内容	備考
4/2	講義：ボランティアの定義、役割 過去本学の活動紹介	プリント、パワポ
4/9	街道のゴミ拾い（美濃加茂市）	
4/16	ほくぶ保育園（美濃加茂市）にて草取り	
4/23	座談会：活動をしてみて気が付いたこと、注意すること、	
4/30	ほくぶ保育園（美濃加茂市）にて草取り	写真
5/14	施設ひまわりの丘（関市）にて草取り	写真
5/28	施設ひまわりの丘（関市）にて花壇の手入れ	
6/4	施設ひまわりの丘（関市）にて第三学園内の窓ガラス拭き	
6/11	街道のゴミ拾い（美濃加茂市）	
6/18	ほくぶ保育園（美濃加茂市）のプール清掃、後学校に戻り次週の打ち合わせ	写真
6/21 （日）	富加町イベント「ふれあいオンステージ」ボランティア、受付、マイク出し、ステージ準備撤収	写真
7/2	恒例、ブラジル子供交流「七夕会」（正眼短期大学）	写真
7/9	校内ボランティア：図書館の改築に向けて本の運び出し	
7/16	試験日	





平成 27 年度秋学期 仏教ボランティア b

日付	活動内容	備考
10/1	校内ボランティア：図書館完成により図書の搬入、片付け	
10/8	校内ボランティア：図書館完成により図書の搬入、片付け	
10/29	伊深町ほくぶ保育園の草取り、清掃	写真
11/5	校内ボランティア：陶芸窯の窯焚き、手伝い	写真
11/15 (日)	富加町「町民まつり」ボランティア、来場者へゴミ、食器の分別指導	
12/3	ブラジルの子供交流クリスマス会の打ち合わせ	
12/10	プレゼント用クリスマスリース作り	
12/24	ブラジルの子供交流クリスマス会：ゲーム、食事会（正眼短期大学）	写真
1/7	障害施設県立ひまわりの丘（関市）キウイの剪定	写真
1/14	障害施設県立ひまわりの丘（関市）キウイの剪定	
1/21	障害施設県立ひまわりの丘：施設内で風邪が流行り中止になり、学内にて今季ボランティア活動の反省などを含み座談会	
1/28	試験日	
2/4	伊深町県道の清掃（美濃加茂市）	写真





【区分 基準Ⅱ－B－4 進路支援を行っている。】

■基準Ⅱ－B－4の自己点検・評価

(a) 現状

進路（就職・進学）支援は、教職員が一体となっており、就職支援は学生部が、進学支援は教務部がそれぞれ総括している。本学では、一般就職者はごくわずかであり、僧堂へ掛搭（専門道場への入門と修行）するものがほとんどであり、各僧堂からの情報を基にして学生の指導に生かしている。また、進学者については、教務部とゼミ担当教員が連携して編入対策・指導から推薦書作成・面接指導までの支援を行っている。

平成26年度から正眼寺の修行僧を寮職兼務の教員として採用し、実際に正眼僧堂（専門道場）で行われている作法を授業や寮生活で取り入れ、細かく指導することにより僧侶になるための学生への意識づけを行っている。

(b) 課題

僧侶になるための意識づけを行い指導しているが、専門道場での修行に必要な経典の暗唱や坐禅等の作法を身につけるには、体力的な面において高齢者の学生ほど困難であるという課題が生まれた。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

本学は小規模校であり、教職員が一体となって就職支援を行い、学生部が総括している。

本学では進路支援室が設置され、進路指導は学生部が総括し、学生部とゼミ担当教員が就職対策・学生指導について検討・協議し、所属学生に対し随時面談し就職・進路相談に応じている。本学の学生は、寺院の子弟や僧侶をめざす社会人が多く、僧堂に掛搭（専門道場への入門と修行）するものがほとんどで、一般の就職者はごくわずかであり、そのため個別に指導が行われている。

平成27年度 卒業生の進路先

平成28年3月31日現在

性別（年齢）	形態	職業	進路先
女性（21）	通常履修学生 （留学生）	—	愛知学院大学へ進学
女性（21）	通常履修学生	—	就職

女性 (30)	通常履修学生	元会社員	家事手伝い
男性 (25)	通常履修学生	元派遣社員	僧院へ
女性 (69)	通常履修学生	—	習字教室での指導の継続
女性 (73)	長期履修学生	主婦	主婦
男性 (67) *	通常履修学生	元会社員	社会貢献活動
男性 (34)	通常履修学生	—	僧堂掛搭
女性 (53)	通常履修学生	主婦	主婦

(注)年齢は卒業時のもの。*はシニア世代僧侶育成プログラム受講学生。

本学では、近隣のあじさい看護福祉専門学校の協力により、介護の専門職に就く上で必要な訪問介護員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）を1回生時に必修科目「仏教ボランティアIa/Ib」の履修を通して取得できるようにしている。

就職試験対策等の支援は学生部とゼミ担当教員が協力して行っている。なお、就職試験・面接日の授業は公欠扱いとしている。

僧堂掛搭者については、卒業後の各僧堂での修行の状況が情報として本学へ寄せられ、その情報を基にして学生の指導に生かしている。一般の就職者についてはごくわずかであり、その結果を学生支援に活用することは難しい。

本学は小規模校であり、編入希望者は毎年数名程度である。編入希望者に対しては、教職員が一体となって支援している。指導は教務が総括し、毎学期の初めにゼミ担当教員が学生との個人面談で、学生の進路調査を行う。教務部とゼミ担当教員が編入対策・指導について検討・協議し、教務部が編入志望大学から単位互換制度などの様々な情報を収集し、これらの情報をもとに教務部とゼミ担当教員が学生と個別面談を行い、推薦書作成や面接試験対策等の進学の支援を行っている。また、指定校推薦を利用する場合は、当該大学の受付開始3週間前までを募集の締切として受付をし、教授会で推薦対象者を決定して推薦している。

平成17年5月にはアメリカ合衆国北マリアナ諸島サイパン島の北マリアナ短期大学、平成19年10月には中国揚州市の鑑真学院との姉妹校提携を行った。両校からは留学生を受け入れているが、留学希望の学生がいなかったため現在のところその支援は行っていない。今後は留学支援を深めて行きたい。

[区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

■基準Ⅱ-B-5の自己点検・評価

(a) 現状

本学の公式ホームページには、入学者受け入れの方針（ＡＰ）を明確に示し、学校案内にはその主旨を掲載している。また、オープンキャンパスの入試説明においても本学の教職員が学校案内を基に志望者に直接説明している。入学志望者や受験生からの問い合わせ、高等学校の進路担当の先生や担任の先生からの質問、入学手続き後の質問等まで個別にきめ細かく対応している。さらに、入学者に対しては、入学式後にオリエンテーションを行い、本学の建学の精神、教育目的・目標、学位授与の方針等を含めて各担当者から説明している。

平成 27 年度は先年度の改善計画に基づき、入学者受け入れ方針など分かり易いように具体的且つ細かく示し、ホームページと学校案内、さらに別刷り 1 枚で理解しやすくまとめたものを作成している。

（b）課題

入学を希望する人々が、本学の入学者受け入れの方針（ＡＰ）を確認できるのは、現在公式ホームページと学校案内だけである。このほかにも人々へ周知する方法が課題である。また、オープンキャンパスにおいても、入学希望者が入学者受け入れの方針を十分に理解できるように説明内容、方法等を常に改善してゆく必要がある。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

本学の公式ホームページには、入学者受け入れの方針（ＡＰ）を明確に示し、学校案内にはその主旨を掲載している。また、オープンキャンパスの入試説明においても本学の教職員が学校案内を基に志望者に直接説明している。入学者受け入れの方針（ＡＰ）は、他の 2 つの方針（ＤＰ・ＣＰ）とともに大学評議会で策定され、必要に応じて見直される。学校案内への記載や公式ホームページへの掲載は事務局で行っている。

受験の問い合わせ等については、特に女性事務職員が電話やメールで丁寧に対応している。例えば、入試区分以外の長期履修を志願するものや僧侶をめざすものへの説明は、教務部や僧籍をもつ教員が問い合わせの内容に応じて適切に対応している。オープンキャンパスでの来訪者の相談や学校見学者への対応、さらには高等学校の進路担当の先生や担任の先生からの質問など職員と教員が一体となって協力して行っている。なお、高等学校への訪問については、担当者が報告書を作成し事務局へ提出することになっている。

広報および入試事務は、事務局長が総括をし、教職員が一体となって行っている。入学志望者や受験生からの問い合わせ、高等学校への訪問を通して大学の情報を提供するばかりではなく、それらを集約・分析して募集戦略を策定するなど広報活動と入試事務が結合した体制を取っている。

本学では、学生募集要項に記載された募集区分・入試区分等を守り入試選抜を行っている。入学試験委員会により指名された教員が一般入試の論文問題の作成を行い、委員会において点検をした上で当該年度の入試問題として決定する。推薦入試・社会人入試・帰国生徒入試の面接については、入学試験委員会で質問項目を点検し、入試面接委員にその質問項目を割り振る。入試会場・面接会場・控え室の設営、試験問題の印刷等については教職員が分担し協力して行う。入試当日は、学長を含む 4 人の面接委員と 3 人の論文採点委員が公正かつ正確に評価を行っている。判定資料の作成、判定結果の通知、入学手続きの

事務、入学者の確定事務等についても複数の職員が担当し、不正やミスが生じないように相互にチェックできる体制をとっている。以上により、本学における入試選抜の公正さや正確さは保持されている。

入学手続き者の電話やメールによる問い合わせに対しては、個別に授業や寮生活等必要であると考えられることについてアドバイスを行っている。本学での入学者は遠隔地のものが多く、入学式前に集めていかに事前指導を行うのが課題である。

春学期および秋学期の入学式後に、入学者に対して教務部、学生部、事務室、図書館、学生寮それぞれの担当者によりオリエンテーションを行っている。オリエンテーションでは、本学の建学の精神、教育目的・目標、学位授与の方針等を含めて説明している。オリエンテーション後の学生個人の質問・疑問等については、ゼミ担当教員と連携を取りながら各部署で対応する体制を取っている。在校生に対しても同じく入学式の前日にオリエンテーションを実施している。

■ テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

教育資源の有効活用については、教員は学習成果の獲得に向けてより責任を果たすために、FD活動に力を尽くし、更なる授業改善を図る。成績評価基準の検証を行い、学習成果測定の見視化に向けて努力する。授業評価アンケート等の学生によるアンケートを定期的に検証し、その認識を共有し、FD活動をより活性化する。

学生への学習支援については、今後もさらに検討を重ね学習成果の獲得に向けてのガイダンス等を実施し、学習意欲の向上と自主性を喚起する学生指導を行う。また、学生へは月・火・水の平日3日間に4時限目以後学習時間を設け図書館での学習を促した。特に、寮生の場合、平日のこの時間帯での図書館の利用者は少なかった。本学の図書館の開館時間は、平日の午前9時より午後5時までであり、土・日曜日は休館（祭日は開館）にしているが、夜間、土・日曜日の開館を検討する。

学生の生活支援については、売店に代わる再度のパン・カップ麺・菓子等の自動販売機の設置もしくはそれに代わる業者による販売を検討する。

進路支援については、特に僧侶を志望する学生へはゼミ担当教員と寮関係の事務職員等が連携し、今後も僧堂掛搭（専門道場への入門と修行）に向けての作法等を学生個人の実情に即し寮生活を通して指導を行う。

入学者受け入れ方針については、多くの人々の目に触れるようにし、オープンキャンパスでの入学志望者が十分に理解できるように、担当者が行う説明内容や方法を構築する。また、入学式前の事前指導についてもそれに代わる印刷物の発送等よい方法を検討する。

■ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

本学では、学生が安心して教育研究活動に専念できるように、今後も教職員が教育課程および学生支援に関する情報を十分に共有し、FDおよびSD（FSD）活動を通して高等教育機関として学生への教育を継続して行いかつ向上させていく。

学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受け入れの方針（AP）の3つの方針を定め、ホームページに掲載し、学校案内にその主旨を載せている。学位授与の方針（DP）については、年2回春学期・秋学期のオリエンテーションと各授

業の開始時のみではなく、三仏忌（釈尊降誕会、成道会、涅槃会）等でも建学の精神とともに説明を行い、全学生への周知を図る。

教育課程・実施の方針（C P）については、学生には学位授与の方針とともに年2回春学期・秋学期のオリエンテーションで周知を図る。また、逸外記念図書館のリニューアルオープンや新校舎光徳禅文化棟建設により、大学開放に向けて土曜日の授業をこれまでの「書道」に加え、それ以外の授業を開講し、それに合わせて図書館を開館する。科目等履修生や聴講生を呼び込むためにも授業内容を充実させるとともに、授業科目名については、その名称から授業の内容がある程度読み取れる名称に改める。

平成 28 年 3 月には、中央教育審議会大学分科会大学教育部会により「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインが示された。本学では、そのガイドラインを遵守し、今後も P D C A サイクルの成果から検証していく。

学習成果の査定には、その測定の可能性について量的・質的データの仕組みが不十分であるし、本学のカリキュラムの中には、感性や精神、心、呼吸などを体得する科目もあり、その測定をすることが難しい。今後も量的・質的データ測定の仕組みを構築することを模索する。

学生への卒業後のアンケートについては、平成 27 年度は、昨年度の調査項目の内容を見直して設問を 5 項目から 14 項目に増やし、それぞれの選択理由や本学への意見・要望も求めた。また、進路先修行道場からのアンケートを実施した。今後も内容を点検し、卒業生の意見等が教育や学生生活・寮生活等の支援に反映できるよう充実を図る。

教育資源の有効活用については、教務委員会（F D 委員会）や非常勤講師との研修会で、学習成果の獲得に向けて授業改善、成績評価基準、学習成果の可視化について討議する。

前述した大学開放の動きにあわせて、学生の予習・復習時間の確保や図書館の利用を促進するために、土・日曜日の開館を行う。

学生の生活支援については、売店に代わる再度のパン・カップ麺・菓子等の自動販売機の設置もしくはそれに代わる業者による販売を模索する。

進路支援については、特に僧侶を志望する学生へは、ゼミ担当教員と寮関係の事務職員等が連携し、今後も僧堂掛搭（専門道場への入門と修行）に向けての作法等を、学生個人の実情に即して寮生活を通して指導する。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

（1）以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

本学は教育の一環として建学の精神に基づき、行の実践および生活の学舎である学生寮（男子寮・女子寮）を学内に設置している。学生寮については、『学則』第 52 条に定め、「学生寮規則」「学生寮細則」によって体制を整備し、寮関係の事務職員（寮監・舎監・女子寮監・寮母）を配置して生活支援を行っている。男子寮は、原則として個室を認めず二人部屋としている。寮では、学生が和合と切磋琢磨の精神をもって学生生活を送れるよう計画し、部屋替え等も定期的実施している。また「生活時間表」により学生が規則正しく共同生活を行い、僧侶になるための作法や共生の精神等を学んでいる。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
該当なし。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

■基準Ⅲの自己点検・評価の概要

本学の専任教員は、短期大学設置基準に定める必要人数を充足し、平均年齢のバランスは保たれている。教授会等の各種委員会を組織し、建学の精神の具現化のため、意見交換及び討論をしている。専任教員の採用・昇任に関して、総合的に勘案して決定している。

専任教員は研究活動を進め、そのデータはホームページにおいて情報公開している。教員の研究室は整備され、年間研究費が支給される。この他に各種委員会等において、FSDとして教職員一体で活動し、学習成果を向上させている。

しかし、近年は本学における年間行事の増加、学生活動の活発化に伴って、教職員の業務量が増し、専任教員の研究・研修時間の確保が難しい。その結果として、平成25～27年度においては、専任教員による科学研究費補助金の獲得はない。専任教員の十分な研究活動時間の確保のため、学務分掌・業務内容の見直しや効率化、部門間の連携を促進し、職員の増員（アルバイト等の非正規職員の採用）により教員の負担を軽減し、教員の研究体制を充実する。

事務組織は、短大事務局の下に各部を置き、業務分掌規程で責任体制を明確にしている。事務職員は適切な人員確保と配置を行い運営している。また事務に関する諸規程を整備し、必要な備品等を整備している。防災対策は防災計画に基づき、また県や市との災害協定を結び、教職員や学生には必要なAED等の講習を受講させている。

情報セキュリティー対策を十分施しているが、情報機器などのメンテナンスに関して、専門知識を有する教員に負担が掛かっていたが、平成26年度にはメンテナンス業者を選定し課題を克服した。

教職員の就業諸規程について整備し、関係諸規程に則って適正に管理を行っている。

校地面積、校舎面積、運動場の面積等は適切な面積を有している。障がい者対応に関しては、平成27年9月に耐震改修工事を終えた図書館と平成28年3月に完成した光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）に、エレベーターと障がい者用トイレ、出入り口の階段横には段差のないスロープを設置した。

図書館は一般の学外者にも開放し、蔵書数や座席数等も十分である。平成27年度には、図書館改修工事後に蔵書管理検索システムの導入を行った。これにより複本の選別が可能となり、複本を閉架図書として整備した。

授業を行うための講義室、演習室、実験・実習室、及び機器・備品を十分に整備しているが、老朽化した図書館、旧本館については耐震補強の必要性があった。平成26年度より調査を開始し、図書館は耐震補強工事を実施し平成27年9月に完成した。旧本館は光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）として新築工事を実施し、平成28年3月に完成した。これにより一層の充実が図られた。

財務諸規程、固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を整備し管理している。火災・地震対策、防犯対策を施し、また学生の心身に関すること等に対応できるよう教職員研修をしている。各設備等は定期点検・整備を実施し、全教職員と全学生参加で防火・防災・避難訓練を実施し、全教職員と全学生に対してAEDの講習を実施している。セキュリティー対策を実施し、データ漏洩対策を実施している。節電と省エネ意識の向上を目

指している。

本学の技術的資源の整備状況は概ね問題はなく、ハードもソフトも常時適切な状態で、教職員には技術向上を図り授業を行うことを可能としている。しかし、美濃加茂市伊深町は僻地で人口が少ないため、平成27年3月現在、光回線の開設予定がないので、ADSL回線3本でインターネットを使用している。そのため学生、教職員の利用頻度の高い昼間は大変接続が悪く、業務に支障をきたしている。本学では、独自の光回線使用を計画し改善を図る。禅堂・茶道室・精進料理室を除く全ての教室にプロジェクター・スクリーン・ノートパソコンの設置を完了し、より高度な授業が提供できるよう改善を図る。多様化するカリキュラムによって現在の教務システムでは対応困難となり、このためにソフト入替を平成28年度に行う計画である。

本学の財政状況は、資金収支及び消費収支は過去3年間均衡していた。しかし、平成27年度に関しては創立60周年記念事業として、学内施設の老朽化に伴い、図書館の耐震化・改修工事と旧本館・禅文化実習室・洗心寮を取り壊し光徳禅文化棟の新築工事を行った。資金として私学事業団より1億円を借り入れ、自己資金として1億円を用意し、施設設備に対する寄付金を募集したところ約2億5,300万円が集まった。今後は私学事業団への返済と継続して寄付金募集を行っていく。教育研究経費は、帰属収入の61.1%と高い水準を維持している。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）は、学内の状況を勘案して順次更新している。定員充足率は毎年100%前後を維持し妥当な水準で、収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。建物建設には、第3号基本金を流用したため、早急に積み立てる必要がある。また、今後は、老朽化した校舎等がまだ残っており、建て替えや耐震補強を行うために必要な財源となる第2号基本金を積み立てる必要がある。

本学は臨済禅を標榜する唯一の短期大学で、行学一体を掲げ、行（実践）と学（学問）の両輪による教育が特色であるが、その宗門や寺院色が強いために、一般人に対して敷居が高く、行（実践）が厳しいといった誤解があり、宗門人以外の一般人の入学が敬遠されている傾向がある。また少子化の進展に伴う18歳人口の減少に対応する必要がある。そこで、物的資源と人的資源を有効活用し、新たな短期大学の魅力を創出し、学生募集対策と広報活動の見直しをし、学生の満足度向上を目指して学内一丸で取り組む体制を構築していくことが課題で、前述の誤解の解消や中高年層にターゲットを当てた学生募集パンフレット作成等に取り組んでいる。

必要経費全体に占める人件費割合は低く、施設設備費割合は毎年バランスよく推移している。学内より理事や評議員が多く選任され、また経営情報等は教職員連絡会議においても事務局長より常に報告され、常に危機意識を持ち、各自が経費節減に努めるなどして業務に当たっている。

【テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源】

【区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針について 教員組織を整備している。】

■基準Ⅲ-A-1の自己点検・評価

（a）現状

本学は禅・人間学科の1学科で、収容定員50名の単科短期大学で、日本一小さい短期大

学である。本学の専任教員は、平成 27 年 5 月 1 日現在、教授 3 人（学長を含む）、准教授 1 人、講師 4 人、助教 0 人合わせて 8 人、非常勤講師 9 人で、短期大学設置基準に定める必要人数を充足している。建学の精神「行学一体」に基づく有為の人材を養成することを目的とするための組織として申し分ない。平成 27 年 5 月 1 日現在、専任教員の平均年齢は 52.88 歳、非常勤講師の平均年齢は 51.67 歳で構成上のバランスは保たれている。

教員組織として、大学評議会（学長、副学長、学科長、各部長、大学事務局長、大学事務長等）、教授会（学長及び専任教員）、教務委員会（FD委員会、学長を除く専任教員と教務事務に係る職員）、学生委員会（学長を除く専任教員と学生事務に係る職員）、自己点検・評価委員会（全教職員）等を組織し、建学の精神の具現化のため、意見交換及び討論し議決している。

専任教員の採用に関して「正眼短期大学 教員任免規則」に基づいて、教育能力、研究能力、人格・見識、学会・社会活動、経験、業績等を総合的に勘案して、資質を確認している。非常勤講師についても同様である。

本学は、教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき『平成 27 年度正眼短期大学 シラバス』のカリキュラム担当表に示した通り、専任教員と非常勤教員を適切に配置している。

専任教員の昇任に関しても、同規程に基づいて、研究業績・教育的能力・本学に対する貢献力等を総合的に勘案して、大学評議会において資格審査を諮った後、理事会の議を経て、理事長が決定する。

（b）課題

このように、本学は教育課程編成・実施の方針に基づいた教員組織を整備しており、特に課題はない。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

本学は、禅・人間学科の 1 学科で、収容定員 50 人の単科短期大学である。教員数は設置基準を満たす 8 人で、顔の見える組織となっている。また委員会などの組織は以下のようなものがある。

○大学評議会（大学評議会規程）

学長、副学長、学科長、各部長、大学事務局長、大学事務長等から構成され、教育課程の編成に関する事項等について審議決定する。

○教授会（教授会規程）

学長及び専任の教員をもって構成し、学生の生活指導に関することや本学の教育および行事に関することを審議決定する。

○教務委員会（FD委員会、教務委員会規程）

学長を除く専任教員と教務事務に係る職員でもって構成し、授業に関する資質開発、教育課程の改善と編成等、本学の教育全般について意見交換及び討論を通じて、教員自らの資質開発を目指している。また教授会で審議する議案についての検討やFD・SD活動も行っている。

○学生委員会（学生委員会規程）

学長を除く専任教員と学生事務に関係する職員でもって構成し、学生に対するサービスとして、学生の諸問題についての相談や、学生のクラブ活動や大学祭等の諸活動の運営について援助を行うこと等を審議する。またFD・SD活動も行っている。

○自己点検・評価委員会（自己点検・評価委員会規程、第三者評価準備委員会規程、外部評価規程、相互評価規程）

学長、副学長、学科長、図書館長、教務部長、学生部長、専任教員のうちから選出したもの若干人、法人本部事務局長、短大事務部長、学長が指名する教職員若干人でもって構成し、本学の教育・研究を自主的に改革し、その一層の充実と発展を図るため、全学的・総合的に自己点検および自己評価を行い、併せて第三者による評価を実施する。また第三者評価準備委員会規程を設け、学長が委員長、ALOが副委員長を務め、この他に自己点検・評価委員会が委嘱する学内の若干人でもって構成し、第三者評価の実施準備を行う。

以上の委員会等により、建学の精神を実現するための組織として十分である。

本学の教員数については、後述の表の通り、全専任教員数は8人で設置基準イ・ロを合わせて7人で、設置基準は充足している。また専任教員の平均年齢は平成27年5月1日現在、52.88歳で構成上のバランスは保たれている。

設置基準が定める教員数

平成27年5月1日現在

	正眼短期大学 禅・人間学科 専任教員数					設置基準で定める教員数			助手	非常勤講師	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	イ	ロ	ハ			
男	2	1	3	0	6	5			0	9	学長1人を含む
女	1	0	1	0	2				0	0	
(小計)	3	0	4	0	8	5			0	9	
ロ							2	3			
合計	3	0	4	0	8	7		3	0		

イ 学科の種類に応じて定める教員数

ロ 入学定員に応じて定める教員数

ハ その内、教授数

本学の専任教員の職位、学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等については、ホームページにおいて教育研究活動等の情報公開を行っている。

教育実績・研究業績の内、教育実績（持ちコマ数）については、学生数が少ないこともあり、他短期大学の教員よりも少ないといえる。また「建学の精神フィールドワーク」等、

全教員で取り組む科目もあり（全教員で取り組む科目はカウントしていない）、本学の行学一体の行（実践）を重視する特殊性も関係している。また研究業績についても、教授・准教授・講師の資格を十分に充たしているという業績数ではないが、それぞれ研鑽に励んでいる。

平成 23～27 年度の専任教員の教育実績（持ちコマ数）

教員名	職名	学 位	教 育 実 績					備 考
			H23	H24	H25	H26	H27	
山川宗玄	教授	理工学士	2	2	2	1.5	2	学長 臨済宗僧侶（師家）
今村敬子	教授	社会学修士	4.5	4	3	2.5	2	副学長 専務理事
鈴木重喜	教授	文学修士	5	4.5	4.5	4.5	3.5	学科長 教務部長
後藤安弘	准教授	教育学修士	4.5	5	—	—	2	H25は非常勤講師 H26の春学期は非常勤講師 秋学期は専任 事務局長 専務理事 臨済宗僧侶
村瀬正光	講師	文学修士	5	5	4	4.5	3	学生部長 黄檗宗僧侶
千田たくま	講師	文学修士	3.5	4	4	4.5	—	H26末で退職
宇佐美之規	講師	人間科学 修士	4	5	4.5	4.5	3.5	浄土真宗僧侶
池田文明	講師	文学修士	—	—	4.5	4.5	4	H23. H24は非常勤講師 臨済宗僧侶
フォルス アケ	講師	音楽修士	—	—	—	4	3	臨済宗僧侶

本学は、教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき『平成 27 年度正眼短期大学 シラバス』のカリキュラム担当表に示した通り、専任教員と非常勤教員を適切に配置している。

なお禅・人間学科という学科の特性として、仏教や禅宗の専門科目や禅文化教養科目については、その道を究めた大家である専門家（書道は書道家、茶道は茶道家、華道は華道家、陶芸は陶芸家、仏教関係科目はその科目に適した仏教の専門家など）を招致して開講せざるをえないので、必然的に非常勤教員を置かざるを得なく、非常勤が多いといった現

状がある。禅・人間学科の特性を生かすため、非常勤講師についても十分吟味した適材適所を実践していることは、本学の特色でもある。

専任教員数と非常勤教員数 平成 27 年 5 月 1 日現在

	男	女	計	備 考
専任教員	6	2	8	学長 1 人 (男) を含む
非常勤教員	9	0	9	副学長 2 人 (男) を含む
計	15	2	17	

非常勤教員の年齢・職位・性別・担当授業科目 平成 27 年 5 月 1 日現在

	氏 名	年齢	職位	性別	担当授業科目	備 考
1	横山 紘一	74	非常勤	男	仏教学の基礎	本学副学長 立教大学名誉教授 法相宗僧侶
2	竹貫 元勝	70	非常勤	男	禅宗史概論	本学副学長 花園大学名誉教授
3	松原 一哲	49	非常勤	男	陶芸	陶芸家
4	加藤 舞心	57	非常勤	男	書道	書道家 筆禅道教授
5	小西 弘道	41	非常勤	男	仏教史概論	臨済宗僧侶
6	辻 栄治	62	非常勤	男	茶道	茶道裏千家教授 華道日本 生花司松月堂古流教授
7	野崎 康弘	63	非常勤	男	健康科学	薬剤師 針灸師 他大学非常勤講師
8	羽場 寛	65	非常勤	男	仏教ボランティア	本学職員 本学ボランティアセンターコーディネーター
9	青井 有信	49	非常勤	男	坐禅	臨済宗僧侶

本学は、補助教員の配置を定めていないが、「坐禅」「作務」「仏教ボランティア」においては、授業担当教員以外の専任教員や非常勤教員が、補助として入っている。これは、本学の建学の精神を具現化した科目に対して、全学一致（学生と教職員が一致）して取り組む教育方針があり、学生に対する教育上の効果もある。

本学は、教員の採用・昇任に関して「正眼短期大学 教員任免規則」「教員選考基準」等を整備し、その方針を明確にし、これらの規程に基づいて、具体的な手続きを適切に実施している。

教育職員の採用は、教授会で教育課程等を鑑みて教員採用の必要性を審議し、大学評議会の議を経て公募を開始する。候補者は大学評議会での資格審査を諮った後、理事会の議を経て、理事長が採否を決定し、辞令を交付する。なお大学評議会が行う教員の資格審査は、短期大学設置基準の「第七章 教員の資格」に掲げられる基準に準ずる者である。非常勤講師についても同様で、また本学独自の「非常勤講師選考基準」に基づいている。

教育職員就任後、教授、准教授、講師、助教、助手等の資格昇任についても、大学評議会において資格審査を諮った後、理事会の議を経て、理事長が決定する。昇任の判断基準は、研究業績・教育的能力・本学に対する貢献力である。教育的能力とは学生に対する教育実践の能力で、本学に対する貢献力とは事務組織及び教員組織が協調して学習支援体制を構築し協力する貢献力である。

[区分 基準Ⅲ－A－2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

■基準Ⅲ－A－2の自己点検・評価

(a) 現状

専任教員は、本学の教育課程編成・実施の方針（CP）の担当授業科目に基づき、また各自の研究領域や研究領域以外の課外活動に関する研究も行われ、論文発表や学会活動等の研究活動を進めている。研究成果は、教員個々の所属学会や『正眼短期大学研究紀要』（年1回発行）で公表している。専任教員データは、本学ホームページにおいて情報公開し、教員が有する学位、所属学会、主な研究業績等を示している。

専任教員には、個室の研究室を整備し、研究室には事務机、椅子、書架が配置され、また年間の研究費については、教授・准教授・講師とも10万円の研究費が支給される。

この他に本学では、教職員連絡会議、教務委員会、学生委員会等において、FD・SDを区別することなくFSDとして教職員一体で活動し、授業方法の改善や教職員のスキル向上のために、全学で知識や問題意識の共有化、担当教員と教務部・学生部・図書館が連携を図り、学習成果を向上させるために連携している。

課題として、経費削減による内部での業務処理の増大化、年間行事の増加、学生活動の活発化に伴って、教職員の業務量が増してきている状況や、専任教員が授業準備・授業、学生への学習・生活指導、あるいは、その他の学務事務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくくなっている。それに反映して平成25～27年度においては、専任教員による科学研究費補助金の獲得がなく、それ以前にも獲得はない。この状況の改善は、学務分掌・業務内容の見直しや効率化、部門間の連携の促進により若干の改善があったが、依然として克服できていない。その理由は、平成26年度から図書館の耐震改修工事や光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）の新築工事業、また第三者評価関連の業務量が増えたことによる。職員の増員（アルバイト等の非正規職員の採用）により教員の負担を軽減し、研究体制が充実できるよう対策を講じるべきであるが、経費削減とも相まって実現に至っていない。平成28年度は工事関係の業務量が減少したため、今後自然に改善されると

考える。

(b) 課題

専任教員は、授業準備・授業、学生への学習・生活指導、あるいはその他の学務事務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくくなっている。また研修日に校務など他の業務を当てざるを得ない状況も少なくない。それに反映して過去数年にわたって、専任教員による科学研究費補助金の獲得はない。専任教員の十分な研究活動時間の確保のため、業務のスリム化や職員の増員により、研究体制の充実が望まれる。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、研究会参加等）は、本学の教育課程編成・実施の方針（CP）の担当授業科目に基づき、また各自の研究領域や研究領域以外の課外活動に関する研究も行われている。

平成 25～27 年度の専任教員の研究実績

教員名	職名	研究業績					国際的 活動の 有無	社会的 活動の 有無	備 考 (その他)
		著作数	論文数	学会等 発表数	展覧・演 奏・講演 会等	その他			
山川宗玄	教授	2	0	0	52	0	有	有	
今村敬子	教授	0	0	0	0	3	無	有	看護学校非常勤講師 市総合戦略推進委員
鈴木重喜	教授	3	1	4	3	3	無	有	大学非常勤講師 県 史特別調査委員 市 文化財審議会委員 市個人情報審議会会 長
後藤安弘	准教授	0	0	0	6	3	無	有	カルチャーセン ター講師
村瀬正光	講師	0	0	0	9	3	有	有	カルチャーセン ター講師
千田たくま	講師	0	2	2	0	3	無	有	大学非常勤講師
宇佐美之規	講師	0	2	0	2	0	有	有	

池田丈明	講師	0	2	0	0	1	無	有	高等学校非常勤講師
フォルス アケ	講師	0	0	0	0	0	有	有	

専任教員各自の研究活動の状況（研究成果）については、教員各自の所属学会や『正眼短期大学研究紀要』（年1回発行）、本学ホームページにおいて教育研究活動等の情報を公開し、教員が有する学位、所属学会、主な研究業績等を示している。

専任教員の科学研究費補助金、外部研究費等の獲得について、平成25～27年度においては、専任教員による科学研究費補助金の獲得はない。望ましい状態ではないので、まずは科学研究費補助金の申請をすることが望まれる。そのためには、専任教員の学務事務を軽減し、研究時間の確保が重要である。

専任教員の研究活動を確保するための規程については、正眼短期大学「教員個人研究費規程」に定められて整備されている。なお、専任教員の年間の研究費については、教授・准教授・講師とも10万円の研究費が支給される。この研究費については、研究機器備品、旅費、図書費、学会費、その他の研究費と科目が分けられているが、特に規制はない。

専任教員の研究成果を発表する機会については、『正眼短期大学研究紀要』を毎年度末に1回発行し、専任教員の研究成果の発表機会を確保している。紀要の投稿資格については、客員教授・特任教授・非常勤講師にもある。紀要に関しては、「紀要編纂委員会規程」を定め、編集は本学専任教員が担当している。

専任教員が研究を行う研究室等については、全ての専任教員に1人当たり11.4㎡の研究室（個室）を整備しており、研究を行うのに十分なスペースを有し、各研究室には事務机、椅子、書架が配置されている。なお共同研究室、研修室、実験室はない。

専任教員の研究、研修等を行う時間については、授業準備・授業、学生への学習・生活指導、あるいはその他の学務事務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくいのが実情である。そのような中、「就業規則」において自宅研修日を毎週1日保証している。しかし、研修日に校務など他の業務を当てざるを得ない状況も少なくない。また夏季や春季休暇も従前に比較して短縮傾向にあり、各専任教員の研究活動時間に影響を与えていることは否めない。専任教員の十分な研究活動時間の確保のため、業務のスリム化や職員の増員等、一層の努力が求められる。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席などについては、学校法人正眼短期大学「海外出張に関する規程」並びに「海外研修に関する規程」に基づき、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席などに関して整備されている。また、国内留学に関しては別途「国内研修に関する規程」が整備されている。しかしながら、近年は留学や派遣については、平成26年度に海外出張1件の実績である。

本学では、FD活動に関する規程を整備し、教職員連絡会議、教務委員会、学生委員会等において、FD・SDを区別することなくFSDとして教職員一体で活動している。

本学ではFD活動として、授業方法の改善や教職員のスキル向上のために、以下の活動を行っている。

- ① 「授業評価アンケート」を全科目について個別に定期試験終了時に実施し、その結果を教務部で集計し、教務委員会で分析し、当該教員にフィードバックしている。
- ② 専任教員と非常勤講師との研修会（教務委員会）を教務部主催で年5回（4月、7月、9月、12月、2月）開催し、本年度の本学の方針、学生の現状、教授法、授業評価方法、シラバスの記載方法等についての意見交換を行い、全学で知識や問題意識の共有化を図っている。
- ③ 教職員連絡会議を毎週水曜日開催し、FSDを合同に行い、討議や意見交換を行い、全学で知識や問題意識の共有化を図っている。

本学では教職員連絡会議は毎週水曜日開催、教授会は月2回、教務委員会や学生委員会は毎月開催し、小規模校の良さを最大限に生かし関係各部署と連携している。ゆえに学生の出席状況や問題のある学生への対応も早く、担当教員と教務部・学生部が連携して学生への支援が図られる。また教員と図書館は授業で役立つ書籍類に関する連携、パソコン活用に関する連携などが挙げられる。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。〕

■基準Ⅲ-A-3の自己点検・評価

(a) 現状

事務組織は短大事務局の下に、事務部、教務部、学生部、総務部、図書館、ボランティアセンターを置き、適切に運営している。責任体制は、「学校法人正眼短期大学 業務分掌規程」で明確にし、専任事務職員は3人と少ないにもかかわらず、それぞれ専門知識を備え業務に当たっている。しかし、その業務量が多く、特に各部長を務める教員の負担となり、依然として改善に至っていない。

事務に関する規程を整備し、適切に事務処理を行い、事務部署に必要な情報機器、備品等を適切に整備している。

防災対策については、防災計画に基づき、避難訓練と消火訓練を全学生と教職員参加で実施し、災害時における避難指示や避難場所の確認をしている。地域との災害協定を結び、教職員には防災管理者の講習、学生にはAED（自動体外式除細動器）の講習を受講させている。

情報セキュリティ対策を施してはいるが、情報機器などのメンテナンスに関して、専門知識を有する教員に負担が掛かっていたが、平成26年にはメンテナンス業者を選定し課題を解決した。

また夜間は、警備会社による室内管理を実施し、不審者の侵入を防止している。

またSD活動での事務職員の資質、専門能力を向上させ、各種会議ではFD・SDを区別することなくFSDとして教職員一体で活動し、討議や意見交換を行い、全学で知識や問題意識の共有化を図り、業務の見直しや事務処理の改善、適切な組織構成および人員配置に向けて定期的に分析している。本学は小規模短期大学であり、事務局や他部の職員も学生の状況をよく把握しており、職員と教員との連携がスムーズで、学習成果を向上させることのできる体制を整えている。

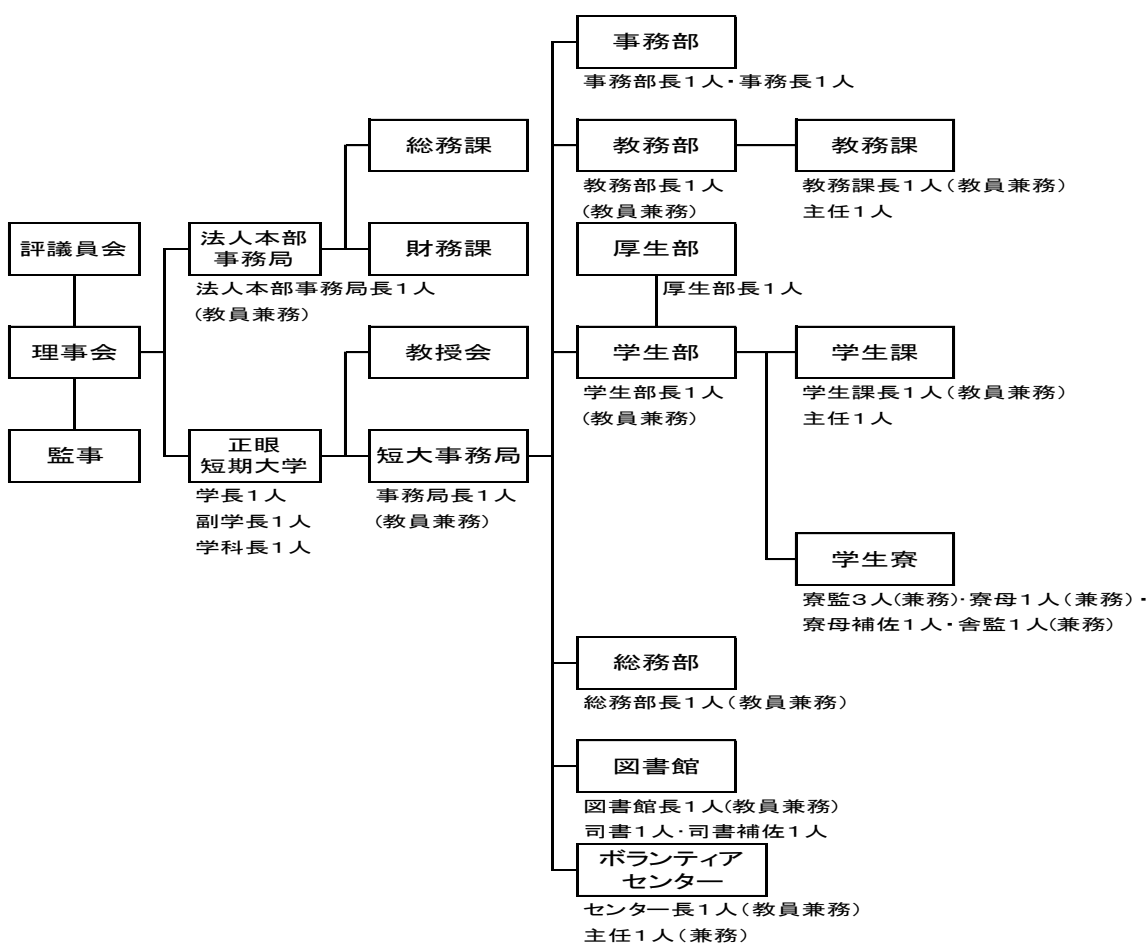
(b) 課題

本学は、小規模短期大学で選任事務職員を3人配置しているが、基準Ⅲ-A-2でも課題を指摘した通り、授業準備・授業、学生への学習・生活指導、あるいはその他の学務事務遂行のため、専任教員に対する負担が多く十分な研究時間の確保が難しい。経営状況からすると教員の増員は難しい。教員の負担を軽減する目的で、アルバイト等の非正規職員の増員等が求められる。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

学校法人正眼短期大学組織図

平成27年5月1日現在



事務組織は短大事務局の下に、事務部、教務部、学生部、総務部、図書館、ボランティアセンターを置き、運営している。責任体制は、事務局長の下、各部課長の責任を「学校法人正眼短期大学 業務分掌規程」で明確にしている。特に、教務、学生、総務については、教員を部長とし、教授会と事務組織との連携を図っている。なお、平成27年5月1日現在の専任事務職員の総数は3人、非常勤は3人である。

事務に関する規程は、事務を司るものだけでなく、業務に関するものも含めて次の通り

規程として整備しており、適切に事務処理を行っている。

学校法人正眼短期大学 寄附行為
 学校法人正眼短期大学 監事監査規則
 学校法人正眼短期大学 内部監査規則
 学校法人正眼短期大学 業務分掌規程
 学校法人正眼短期大学 経理規程
 学校法人正眼短期大学 固定資産及び物品管理規程
 学校法人正眼短期大学 文書保存規程
 学校法人正眼短期大学 公印取扱規程
 学校法人正眼短期大学 学生個人情報保護規則
 学校法人正眼短期大学 就業規則
 給与規程 退職金支給規程 旅費規程 育児休業、育児のための深夜業の制限、
 及び育児短時間勤務に関する規程 介護休業及び介護短時間勤務に関する規程
 寄宿規程 特殊勤務者服務規程 宿日直規程 再雇用規程
 全学ホームページ委員会規程、ホームページの作成・管理に関する内規
 ハラスメント防止委員会規程
 正眼短期大学 防災計画
 学生相談に関する危機管理マニュアル

事務所等に配置しているパソコン等の事務機器は次の表の通りで、文書処理、情報処理に必要なネットワークが構築されて、各個人にはパソコンが与えられている。

事務所（各事務部門が使用）

平成 27 年 6 月 1 日現在

事務機器名	台数	備考
パソコン	12 台	Win 8.1 5 台 Win7 6 台（経理専用 1 台） XP 1 台（教務成績専用で LAN 未接続）
ハードディスク	4 台	データ保管用
カラーレーザープリンター	1 台	A 3 対応（ネットワーク接続）
モノクロレーザープリンター	1 台	A 3 対応
インクジェットプリンター	5 台	A 2 対応 1 台（ネットワーク接続） A 3 対応 2 台（ネットワーク接続） A 4 対応 1 台（ネットワーク接続、スキャナ付）
カラーコピー機（複合機）	1 台	A 3 対応（ネットワーク接続）

モノクロコピー機	1台	A3対応
カラー印刷機（複合機）	1台	A3対応（ネットワーク接続）

サーバ室

サーバ	1台	データ共有用（ネットワーク接続）
-----	----	------------------

図書館

事務機器名	台数	備考
パソコン	1台	Win 8.1
インクジェットプリンター	1台	A4対応、
モノクロコピー機	1台	A3対応、

この他に、電話、FAX、机、椅子、書庫、文房具など事務処理に必要なものが整備され、消耗品等は、必要に応じて物品購入許可願での購入ができ、事務部署に必要な情報機器、備品等を適切に整備している。

防災対策については、本学には防災計画があり、地震等の自然災害の危機に迅速かつ的確に対応するための危機管理体制及び対処方法を詳細に定めたものである。特に本学には学生寮があり、約5割が寮生である。学生、教職員及び地元伊深町の住民等の安全確保、水等のライフラインの確保（井戸水と自家発電機）、食料等の災害備蓄品、救出作業工具等を定め保管している。本学のある岐阜県美濃加茂市は東海・東南海地震の発生による被災想定地域であり、岐阜県とは災害協定を結び、グラウンドは緊急時にヘリポートとなるなど協定が交わされている。このほか、美濃加茂市とも災害協定を結び、伊深小学校、母体である宗教学法人正眼寺との連携等について、教職員は本学が実施する防災研修で熟知している。

火災に対しては、消防法に定められた消化器等の定期点検を実施し、避難訓練と消火訓練については消防署指導の下、毎年5月（平成27年度は4月）と10月の2回、全学生と教職員参加で実施し、災害時における避難指示や避難場所の確認をしている。

防火及び震災対策のため、火災による人的、物的被害を軽減することを目的として、毎年最低1人、教職員には防火管理者の講習を受講させ、防火管理についての意識付けを行っている。

救急救命活動に有効とされるAED（自動体外式除細動器）を学内に設置し、教職員のみならず学生も使用方法についての講習を受けている。本学では約半数の学生がその使用方法の講習（介護職員初任者研修）を受けている。

情報セキュリティ対策については、「学生個人情報保護規則」等に基づき、それぞれの

情報（成績管理、会計管理等）について管理者を定め、外部への持ち出しを禁じるなど厳格に各部署で運用されている。またネットワークについては、各パソコンをサーバによる一元管理を行い、セキュリティーソフト等を用いて外部からの侵入を防ぐなど適切に管理されている。

また夜間は、事務所（教務部・学生部・総務部）を民間の警備会社による室内管理を実施し、不審者の侵入を防止している。

SD活動については、規程を整備し事務職員の資質、専門能力の向上のために、毎週水曜日の教職員連絡会議、教務委員会、学生委員会等において、FD・SDを区別することなくFSDとして教職員一体で活動し、討議や意見交換を行い、全学で知識や問題意識の共有化を図っている。

日常的に業務の見直しや事務処理の改善については、教職員連絡会議でその都度ごとに対応している。勤務時間内での業務処理を目指し、業務に対する責任感とスキルアップのため、業務の簡素化に取り組み、各自で職務管理に努めている。また、各部署がそれぞれの業務内容を精査し、適切な組織構成および人員管理に向けて定期的に分析している。

専任事務職員を教務部・学生部・図書館に配置し、学生の学習成果向上を図るため関係部署や教員と連携している。また、小規模短期大学であり、事務局や他部の職員も学生の状況をよく把握しており、職員と教員との連携がスムーズで、学習成果を向上させることのできる体制を整えている。

【区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。】

■基準Ⅲ-A-4の自己点検・評価

（a） 現状

教職員の就業に関する諸規程について整備し、法律改正や状況の変化に対応するために、常に見直しや諸規程の追加制定及び改定を行い、『学校法人正眼短期大学諸規程集』を毎年配布し、教職員に対して説明し周知を図っている。なお、この諸規程集は、個人情報（災害時等のための緊急連絡網等）が記載されているため、年度終了時には全教職員から回収し裁断破棄している。教職員の就業については、関係諸規程に則って適正に管理を行っている。

（b） 課題

経費削減による内部での業務処理の増大化、年間行事の増加、学生活動の活発化に伴って、教職員の業務量が増してきている状況は否めない。その解消のため、学務分掌・業務内容の見直しや効率化、部門間の連携を促進していく。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

教職員の就業に関する諸規程については、下記の一覧の通り整備し、法律改正や状況の変化に対応するために、常に見直しや諸規程の追加制定及び改定を行っている。

教職員の就業に関する諸規程一覧

学校法人正眼短期大学 就業規則

給与規程 退職金支給規程 旅費規程 育児休業、育児のための深夜業の制限、及び育児短時間勤務に関する規程、介護休業及び介護短時間勤務に関する規程 寄宿規程 特殊勤務者服務規程 宿日直規程 再雇用規程

教職員の就業に関する諸規程の周知は、『学校法人正眼短期大学諸規程集』を毎年配布し、規程が改正された場合は、その都度ごとに教職員会や教授会等で説明し周知を図っている。なお、この諸規程集は、個人情報（災害時等のための緊急連絡網等）が記載されているため、管理を厳重にして持ち出し等を禁止している。また、年度終了時には全教職員から回収し裁断破棄している。教職員の就業については、関係諸規程に則って適正に管理を行っている。

■ テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

経費削減による内部での業務処理の増大化、年間行事の増加、学生生活の活発化に伴って、教職員の業務量が増してきている状況は否めない。特に専任教員のなかで各部長は、授業準備・授業、学生への学習・生徒指導、あるいはその他の学務事務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくくなっている。また研修日に校務など他の業務に当てざるを得ない状況も少なくない。

平成 25～27 年度においては、専任教員による科学研究費補助金の獲得がなく、それ以前にも獲得はない。この課題についても同様で、研究・研修時間の少なさから起こる状況であると認識している。

この専任教員の十分な研究活動時間の確保のための対策として、学務分掌・業務内容の見直しや効率化、部門間の連携を促進したが、依然として改善に至っていない。根本的解決策として、職員の増員（アルバイト等の非正規職員の増員、または専任事務職員の増員）により教員の負担を軽減し、研究体制が充実できるようにする。

【テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源】

【区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。】

■ 基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

平成 27 年 5 月 1 日現在、本学の校地面積は 144,633.00 m²、校舎面積は 3,410.87 m²、運動場の面積は 8,463 m²で、短期大学設置基準の規定を充足している。

本学は山の南面の傾斜を利用したキャンパスで、本部棟 1 階から男子寮 3 階までの高低差は大きく、エレベーター等も設置していない。そのため、校地と校舎の障がい者対応に関しては、バリアフリーの観点からほど遠く、障がい者の受け入れのための施設の整備は行っていなかったが、肢体不自由者が不便なく学生生活を送る施設を整備することは、学習の機会を提供することとあわせて重要であると認識している。平成 27 年 9 月に完成した図書館および平成 28 年 3 月に落成した光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）にはエレベ

ーター・障がい者用トイレ、出入り口の階段横には段差のないスロープを設置した。

講義室、演習室、実験・実習室に関して、機器・備品の整備に関しては、禅・人間学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、十分に整備してある。

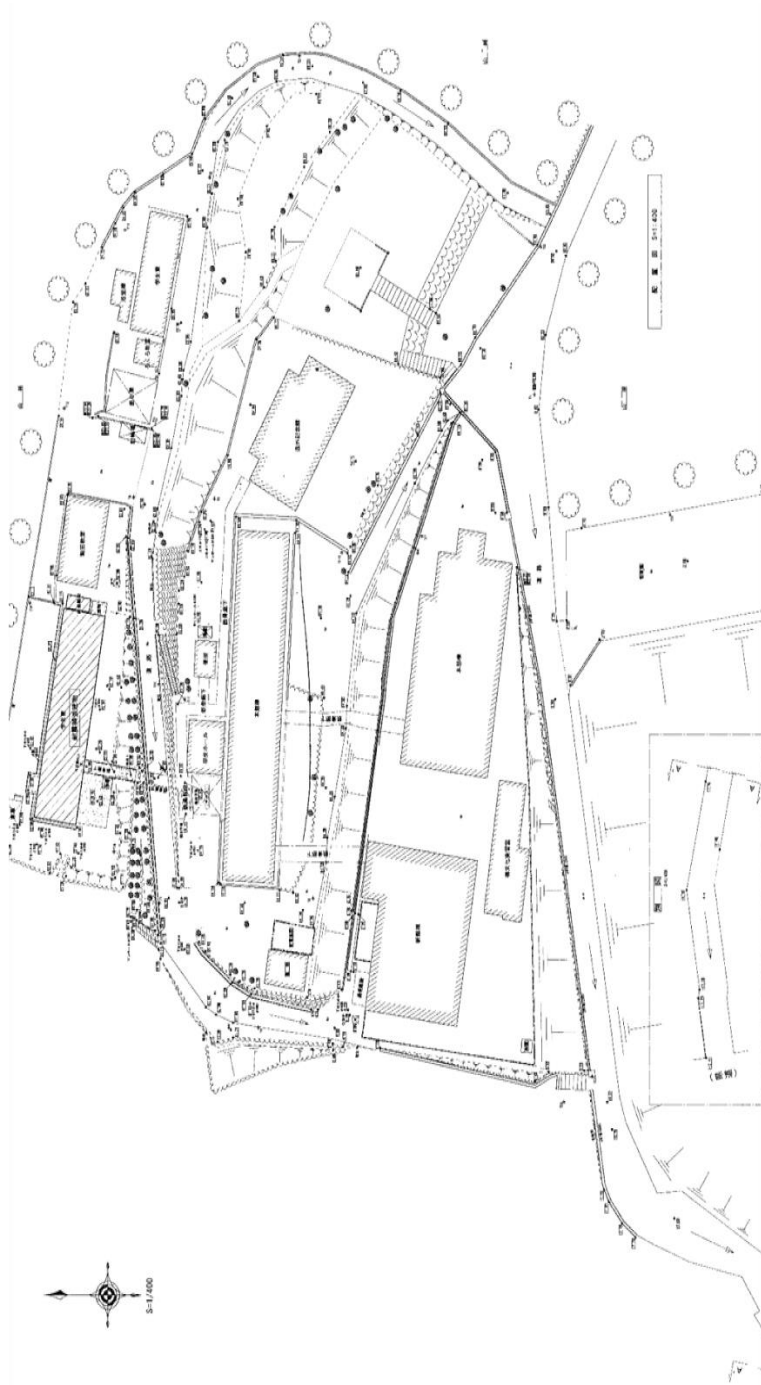
図書館は 468.64 m²、図書館の蔵書数は平成 28 年 3 月現在 27,739 冊(うち洋書 116 冊)、学術雑誌 10 種、視聴覚資料数は 481 点、また座席数は 21 席、視聴覚コーナー 6 席、雑誌コーナー 3 席、テラス席 4 席である。本学の収容定員 50 名からすれば十分で、本学の学生、教職員のほか、科目等履修生、聴講生、一般の学外者にも開放している。平成 27 年度には、図書館改修工事後に蔵書管理検索システムの導入を行った。これにより複本の選別が可能となり、複本を閉架図書として整備した。

体育館は 354.32 m²で適切な面積を有し、授業や課外活動で有用に活用されている。

(b) 課題

本学は山の南面の傾斜を利用したキャンパスであるにもかかわらず、障がい者だけでなく近年増えつつある高齢の入学者に对应する整備は遅れている。光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）の新築にともない男子寮からの導線を設け、光徳禅文化棟 2 階を通り教室へ移動できるようにし、2 階から 1 階へはエレベーターが利用できるようになっている。しかし、構内全体での対応はまだ不完全である。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]
正眼短期大学平面図



校地の面積 (㎡)

	所在地	現有面積 (㎡)
校舎敷地	岐阜県美濃加茂市伊深町 876-10	7,125
運動場		8,463
その他校地		126,790
寄宿舍敷地		2,255
計		144,633

校舎の面積 (㎡)

平成 27 年 5 月 1 日現在

校舎名称	延床面積 (㎡)	主要用途
本館	514.58	教室、自習室、保健室
新館	940.98	教室、体育館
本部棟	1,098.85	事務室、会議室、研究室、講堂
禅文化実習棟	145.10	教室
逸外記念図書館	468.64	閲覧室、開架書庫、閉架書庫、LL教室 (パソコン室)
学生ホール	52.48	談話室
その他校舎	190.24	陶芸教室、彫仏教室、便所
計	3,410.87	

基準面積と現有面積 (基準面積に算入できる) の比較表 (㎡)

学科	収容定員	校舎 (㎡)			校地 (㎡)		
		基準面積	現有面積	差異	基準面積	現有面積	差異
禅・人間学科	50人	1,600.00	3,410.87	1,810.87	500.00	14,4633.00	14,4133.00

校地面積は 14,4633.00 ㎡、校舎面積は 3,410.87 ㎡で、いずれも短期大学設置基準を上回り充足している。

運動場の面積は 8,463 ㎡で、本学の収容定員 50 名からすれば適切な面積を有し、授業や課外活動で有用に活用されている。

校地等 (㎡)

	区分	面積 (㎡)	基準面積 (㎡)	学生一人当たりの面積 (㎡)	備考
校地等	校舎敷地	7,125.00	500	311.76	
	運動場用地	8,463.00			
	小計	15,588.00			
	その他	129,045.00			寄宿舍 山林 (自然公園)
	計	144,633.00			

専任教員研究室 6室

校舎の面積は3,410.87㎡で、短期大学設置基準の規定を充足している。

校地と校舎の障がい者への対応に関しては、残念ながら本学は山の南面の傾斜を利用したキャンパスで、建物ごとに高低差もあり、障がい者が往来することは難しい。平成27年9月に完成した図書館および平成28年3月に落成した光徳禅文化棟(地域連携生涯学習施設)にはエレベーター・障がい者用トイレ、出入り口の階段横には段差のないスロープを設置した。まだまだ障がい者への対応は不十分であり、障がい者が1人ですべての校舎を車椅子で移動することは、人力による介助が必要である。本学のカリキュラムにはボランティアなどもあり、学生同士による介助で補っているのが現状である。

講義室、演習室、実験・実習室に関しては、禅・人間学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、次表のとおり十分に整備してある。また授業の特性上、「作務」「仏教ボランティア」「建学の精神フィールドワーク」等の授業は、屋外で実施する場合もある。

教室等 (室)

平成27年5月1日現在

講義室	実験実習室	パソコン演習室
3	6	1

講義室:201、202、203と204

実験実習室:茶道教室、陶芸教室、彫仏教室、禅文化教室、誠心道場、茶道大教室(食堂)

本学は、通信による教育を行う学科を設置していない。

授業を行うための機器・備品の整備に関しては、203講義室には、放送マイク、ビデオ、BD、DVD、プロジェクター、ノートパソコン等を備えている。他の教室では、備付スクリーンがあるので、移動式のプロジェクターとノートパソコンで使用できるようになっ

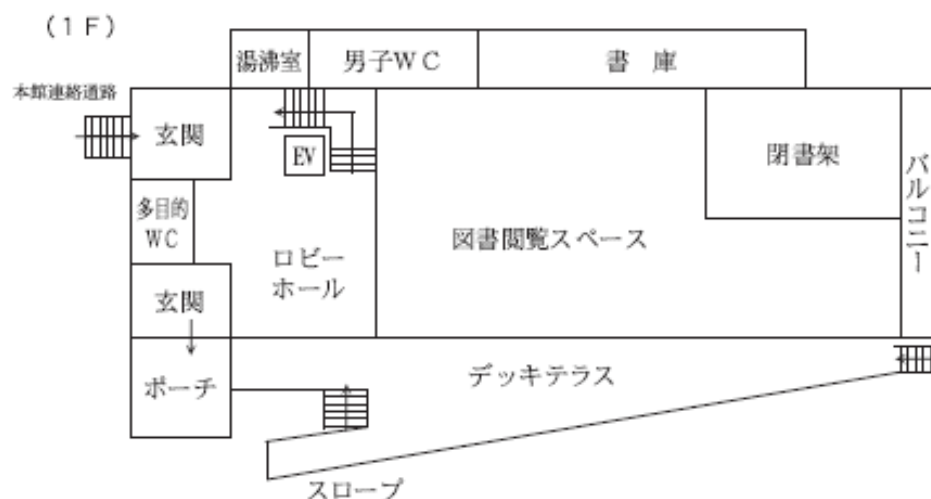
ている。この他に、貸出用ビデオカメラ、デジタルカメラ等使用できるようになっている。実験実習室には茶道教室2室、陶芸教室1室、彫仏教室1室、禅文化教室（書道・華道）1室、誠心道場（全面畳の教室 ヨガ・太極拳等）1室があり、それぞれ用途に合わせた機器・備品（茶道教室では電気炉。陶芸教室では電気ろくろ・電気窯。彫仏教室では専用作業台等）を備えている。この他に陶芸作品用の薪による穴窯も整備している。また、図書館には、学生用パソコン7台、プリンター1台を設置している。

図書館施設の規模 逸外記念図書館（2階建て） 昭和55年11月27日竣工、平成27年9月改修

図書館	延床面積 (㎡)	閲覧席数 (席)	収容可能冊数 (冊)
	468.64	21	30,000

図書館施設の規模と図書館組織について

図書館（逸外記念館 H27年10月耐震改修竣工）



(2F)



図書館は 468.64 ㎡で、適切な面積を有し、本学の学生、教職員のほか、科目等履修生、

聴講生、一般の学外者にも開放している。

図書館の蔵書数は平成 28 年 3 月末現在 27,739 冊、学術雑誌数は 10 タイトル、視聴覚資料数は 481 点、また座席数は 21 席で本学の収容定員 50 人からすれば十分である。購入図書選定システムや廃棄システムは、全て図書館運営委員会で検討し実施している。参考図書、関連図書についても同様に整備している。平成 27 年度には、図書館改修工事後に蔵書管理検索システムの導入を行った。これにより複本の選別が可能となり、複本を閉架図書として整備した。

体育館は 354.32 m²で、本学の収容定員 50 人からすれば適切な面積を有し、授業や課外活動（クラブ活動等）で有用に活用されている。

【区分 基準Ⅲ－B－2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

■基準Ⅲ－B－2の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、「学校法人正眼短期大学 経理規程」「固定資産及び物品管理規程」を整備し学内の管理をしている。また平成 24 年度より固定資産管理システムのソフトを導入し、管理に役立っている。

火災・地震対策では、「正眼短期大学防災計画」を定め、地震対策で耐震診断を実施し、男子寮は耐震補強工事を実施した。また図書館は平成 27 年 9 月に耐震改修工事を完了し、光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）新築工事は平成 28 年 3 月に完成し、地震対策を実施している。また災害時には、防災井戸と自家発電装置で飲料水を確保し、地域の避難所として活用する。

防犯対策では、警備会社による管理や静脈認証システムを実施し安全を確保している。また「学生相談に関する危機管理マニュアル」を整備し、教職員研修をしている。

点検・訓練では、各専門業者による定期点検・整備を実施し、防災庫の非常用品は事務部で点検・整備を実施している。毎年 2 回の防火・防災・避難訓練で、消火器等の操作方法の確認と避難場所への誘導等を実施している。この他に教職員用の AED の講習を実施している。

コンピュータシステムのセキュリティー対策は、規則で規制を設けている。学内の各パソコンにはセキュリティー対策用ソフトで常時管理下にあり、またサーバでデータ管理を実施している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮は、冷暖房の温度設定等節電に努め、省エネ意識の向上を目指している。この他に、デマンド監視装置で電気使用量の抑制を目指している。

(b) 課題

障がい者に対する施設整備に関しては、平成 27 年 9 月に図書館の耐震改修工事が完成し、旧本館については、平成 28 年 3 月光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）として落成した。それらの建物には、障がい者用トイレ、出入り口の階段横に段差のないスロープを設置したが、それでも障がい者への対応は遅れており、学内全体のバリアフリー化が課題である。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

財務諸規程、固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等に関しては、「学校法人正眼短期大学 経理規程」、「固定資産及び物品管理規程」を整備している。

施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）の維持管理については、「固定資産及び物品管理規程」等で管理している。施設設備は事務部が管理し、衛生管理で校舎等の清掃は、本学の教育の一環として教職員と在寮する学生が毎朝掃除を実施している。施設設備で不具合があれば修繕依頼書で申請し、業者に依頼している。物品の維持管理は、短大事務局で管理している。また平成24年度より固定資産管理システムのソフトを導入し、管理に役立っている。

火災・地震対策、防犯対策に関しては、火災・地震対策を「正眼短期大学防災計画」で規定し、地震対策として耐震診断を実施し、男子寮（松隠寮）は耐震補強工事を実施した。また図書館は現在耐震改修工事で平成27年9月に完成し、光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）新築工事は平成28年3月に完成し、地震対策をしている。また災害時の地域の避難所対策として、平成25年度には文部科学省の「防災機能等強化緊急特別推進事業」として飲料水の確保を目的とした防災井戸等設置工事（井戸掘削工事と必要最低限の自家発電装置の設置）を実施した。防犯対策には特別な規程が整備されていないが、事務局では警備会社による管理を、女子寮では監視カメラと静脈認証システムを実施し安全を確保している。また本学では、「学生相談に関する危機管理マニュアル」を整備し、学生の心身に関すること、DV、ストーカー、自殺、犯罪等に対応できるよう、教職員研修を実施している。

火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練に関しては、消防設備、電気・ガス設備等は、専門業者による定期点検・整備を実施し、防災庫の非常用品は事務局で点検・整備を実施している。防災訓練は毎年2回（学期の開始時）、消防署の指導の下、学生部（現学生部長は市民消防隊員）と防火管理者が主体となり、全教職員と全学生参加による防火・防災・避難訓練で、消火器等の操作方法の確認と避難場所への誘導等を実施している。この他に、毎年教職員の内から1人は防火管理者の研修を受講させ、防火管理者を増やし教職員の意識向上を目指し、また教職員はAEDの講習を実施し、緊急時に対応できるよう対策をしている（なお、学生は授業の介護職員初任者研修で実施している）。

コンピュータシステムのセキュリティー対策に関しては、「学生個人情報保護規則」で利用制限・閲覧・持ち出し等の規制を設けている。学内の各パソコンにはセキュリティー対策用ソフトをインストールし常時管理下にあり、またサーバにて事務局を始めとする各部署のデータ管理を実施し、データ漏洩対策を実施している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮に関しては、冷暖房の温度設定（冷房28℃、暖房20℃）等節電に努めている。教職員にはFSDを通じて協力を依頼しており、学生には学内における掲示にて周知し、省エネ意識の向上を目指している。この他に、デマンド監視装置（契約以上の電気使用量に達したときにブザーが鳴る装置）を導入し、電気使用量の抑制を目指している。

■テーマ 基準Ⅲ-B 物質資源の改善計画

本学は山の南面の傾斜を利用したキャンパスで、本部棟1階から男子寮3階までの高低差は大きく、車椅子での移動などは、バリアフリーの観点からほど遠く、障がい者に対応する整備は遅れている。今後も引き続き寄付金事業の充実や補助金獲得を計画し、障害者や高齢者が学生生活を送りやすい環境整備を行うことで改善に向けて努力する。

テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

■基準Ⅲ-C-1の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、教育課程編成・実施の方針に(CP)に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェアおよびソフトウェアの向上・充実を図っている。学生に対する情報技術の向上に関するトレーニングは、特別に実施していないが、教職員は、学期の初めに、講習会を学内で開催し、技術の向上や知識の拡充を図っている。

技術的資源と設備の維持整備は、光徳禅文化棟に新たにサーバー室を設置し、学内管理者不在の場合にも対応できるよう外部に委託し、計画的に維持管理を行い適切な状態を保持している。学生が使用する情報機器は、社会で要請される情報技術にこたえられるよう、ハードウェアも無駄がないよう、見直しと活用をしている。教職員間では学内ネットワークを介して情報の共有化を図っている。教務等の事務システムは学内ネットワークに接続せず、独自のLANを構築している。また大判印刷ができる機器なども整備されている。学内LANに関しては、学生が使用するパソコンはすべてネットワークに接続され、また学内の無線LAN(Wi-Fi)も整備し、個人のノートパソコンやタブレット端末の使用などの利便性を図り整備されている。

教員が新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことに関しては、教員はノートパソコン・プロジェクター・150インチのスクリーンを常設している教室や図書館のラーニング commons のマルチメディア機器を用いて授業を行うことが可能である。

コンピュータ利用技術に関しては、教職員向けの講習会を学期の初めに開催し、コンピュータ利用の意識、ソフトや機器の使い方等の技術向上をはかっている。コンピュータ教室等の整備に関しては、図書館の1Fにパソコン3台、プリンター1台、2Fにパソコン4台を設置している。学生が自由に卒論作成等の利用を可能としている。

(b) 課題

岐阜県美濃加茂市伊深町は僻地で人口が少ないため、前年同様、光回線の開設予定がないので、ADSL回線3本でインターネットを使用している。今後も光回線の予定はないが、通信量が増えてきたので接続状況が悪くなっている。平成28年度中に光回線に変更をする必要があるため検討をしていく。

■テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

岐阜県美濃加茂市伊深町は僻地で人口が少ないため、平成 27 年 3 月現在、光回線の開設予定がないので、ADSL回線 3 本でインターネットを使用している。そのため学生、教職員の利用頻度の高い昼間は大変接続が悪く、業務に支障をきたしている。学生よりの苦情も寄せられ早急に光回線への変更が望ましい。本学独自の光回線使用を計画し改善を図る。禅堂・茶道室・精進料理教室を除く全ての教室にプロジェクター・スクリーン・ノートパソコンの設置を完了し、より高度な授業を提供できるよう改善を図る。多様化するカリキュラムによって現在の教務システムでは対応困難になりソフト入替を平成 28 年度に行う計画である。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

■基準Ⅲ-D-1の自己点検・評価

(a) 現状

本学の財政状況は、資金収支及び事業活動収支は過去 3 年間にわたり均衡している。しかし、平成 27 年度に関しては創立 60 周年記念事業として、学校施設の老朽化に伴い建物の建築・耐震補強など施設充実に重点を置き、図書館の耐震化・改修工事と旧本館・禅文化実習室・洗心寮を取り壊し光徳禅文化棟の新築工事を行った。資金としては私学事業団より 1 億円を借り入れた。自己資金として 1 億円を用意し、施設設備に対する寄付金の募集目標額を 2 億円に設定したが合計で約 2 億 5,300 万円が集まった。文部科学省よりの耐震に対する補助金 1 億 800 万円と共に工事資金の支払いとした。借入金の返済に関しては平成 29 年度より 565 万円の元金返済から始まり平成 30 年度から年利 0.5%の利息が発生する。期間は平成 46 年度までの 2 年据え置きの 20 年間となる。継続して寄付金募集を行えば過去の実績から無理なく返済が出来る。状況によっては繰上げ返済も考えている。収入面では、前年同様に正規学生数の減少、長期履修学生数の増加（高齢学生の増加）、休学者による学生生徒納付金の減少傾向にある。支出では、人件費の増加（退職金の増加）、教育研究経費・管理経費の増加等、教育活動収支差額の支出超過が増大した。教育活動外収支においては収入のみであった。特別収支においては、今年度のみ施設設備寄付金と施設設備補助金が多額になり、全体の当年度収支差額は約 2 億 4,374 万円となった。積極的に寄付金など外部資金の導入を行い消費収支の均衡を図っている。貸借対照表の状況に関しては、資産は設備投資を行ったために増加したが、第 3 号基本金を流用して資金としたため、第 3 号基本金引当特定資産を積み立てる必要がある。本学の財政は厳しい状況にはあるが、安定的な学生数の充足、寄付金募集の成果と人件費削減の努力により、安定した学校運営を行い、現状の存続は維持されている。退職給与引当金に関して、期末要支給額の 100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した額を計上しており、目的どおりに引き当てられている。資産運用規程の整備に関しては、基本的に資産運用を行わず、銀行預金のみのため整備されていない。また、信用取引、賃借取引及び先物取引は行っていない。教育研究経費に関しては、平成 27

年度は創立 60 周年事業の影響で経常収入の 61.1%と高い水準を維持している。管理経費に関しては、経常収入の 23.5%と昨年よりは高いが経費削減となっている。学習資源である図書費は、前年同様専門書の新刊本が少ないため学生や教職員の要望を聞き配慮している。定員充足率は、定員 50 名と少数で毎年 100%前後を維持し妥当な水準である。財務体質は、収容定員充足率に相応した財務体質を維持しているが、長期履修学生が増加傾向にあり学納金収入の減少は否めないため、寄付金収入等の外部資金収入の確保に努めたい。

(b) 課題

事業活動支出については、平成 27 年度の人件費比率が 80.9%となっているが、退職金の支払いにより高い水準となっている。給与のみをみれば 44%と全国平均値より低い。今後は、定員充足率 100%を維持し、積極的に寄付金など外部資金の導入を行って、この数値を全国平均の近似値にする必要性がある。

また第 3 号基本金を流用して建物建設を行ったために早急に積み立てる必要がある。今後は、老朽化した校舎等がまだ残っており、建て替えや耐震補強を行うために必要な財源となる第 2 号基本金を積み立てる必要がある。

この他に正規学生数の減少、長期履修学生数の増加による学生生徒納付金の減少、修繕費支出の増加等がある。創立 60 周年記念事業を終え、新たな施設もでき、次なる目標に向かって学内一丸となり財政の健全化を図ることが課題である。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

消費収支の収入超過又は支出超過の状況に関しては、平成 25 年度は 753 千円の消費収入超過、平成 26 年度は 21,301 千円の消費支出超過、平成 27 年度の当年度収支差額は 243,510 千円である。建物建設に係る寄付金、補助金の増加により収入の超過になっているが、借入金も発生している。積極的に寄付金など外部資金の導入を行って消費収支の均衡を図っていく。

貸借対照表の状況に関しては、自己資金構成比率は、平成 25 年度は 93.0%、平成 26 年度は 92.4%、平成 27 年度の純資産構成比率は 80.4%であり、過去 2 年と比較すると平成 27 年度は借入金が増え、やや低くなっているが健全に推移している。

短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係については、安定した学校運営を行うなどして、十分把握している。

短期大学の存続を可能とする財政に関しては、図書館の耐震補強改修、光徳禅文化棟の新築を行い厳しい状況にはあるが、安定的な学生数の充足、寄付金募集の成果や人件費（退職金は除く）および管理経費の削減により、現状の存続は維持されている。

退職給与引当金等に関しては、退職給与引当金は期末要支給額の 100%を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した額を計上しており、年々引当金の額は減少しているため、目的どおりに引き当てられている。

資産運用規程の整備に関しては、基本的に資産運用は行わない、銀行預金のみのため整備されていない。また信用取引、貸借取引及び先物取引も行っていない。但し、本学第 3 代 谷耕月学長が設立した「アボット谷ファンデーション」からの寄付金が平成 20 年度よ

り毎年あり、現在十六銀行ドル建預金がある。これは資産運用を目的としたものではないが、ドルから円への換金時期に関しては、理事会の付託を受けて理事長・専務理事・監事・事務局長の5人が、為替レートの情勢を判断して日本円に換金している。

教育研究経費に関しては、表Ⅰの通り、平成27年度は経常収入の61.1%と高い水準を維持し20%程度を超えている。今年度は施設設備に力を注いだために収容定員50人と少人数ながら、高い水準となった。

表Ⅰ

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
教育研究経費	47,782	46,251	47,320	50,835	63,271
経常収入	135,578	140,848	123,650	96,021	103,492
比率	35.2%	32.8%	38.3%	52.9%	61.1%

学習資源である図書費は、専門書の新刊本が少ないため学生や教職員の要望を聞き配慮している。購入をする専門書が限定されるために少額の資金配分になっているが、本学の状況からすれば適切な資金配分である。

定員充足率については、表Ⅱの通り、定員50人と少数であり、毎年厳しい現状ではあるが、毎年100%前後を維持し妥当な水準である。少子高齢化により正規学生の減少、4～5年の学習期間を要する長期履修学生の増加による、学納金収入の減少は否めない。

表Ⅱ

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収容定員	50人	50人	50人	50人	50人
在籍者数	44人	52人	46人	50人	48人
収容定員充足率	88%	104%	92%	100%	96%

財務体質については、施設設備に重点を置いた改革を行った結果、借入金が増え、第3号基本金の流用による基本金の積み立ての早期実現を行う必要があるが、寄付金の目標額達成の実績もあり、現状では収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。但し、長期履修学生が年々増加傾向にあり、学納金収入の減少は否めない。平成29年度より借入金返済も始まるので、引き続き寄付金収入等の外部資金収入の確保に努めたい。

[区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

■基準Ⅲ-D-2の自己点検・評価

(a) 現状

本学の将来像に関しては、新たに完成した校舎、リニューアルをした図書館を十分に活用しながら、さらなる教職員の意識改革等の学内での改革を進め、研究教育機関としての継続を図る。すなわち、幅広い学生層に沿ったカリキュラムの導入、教養教育の充実、学習成果を中心とした教育内容の充実、教職員一丸となったサポート体制による充実した学生生活の提供、社会的責任を果たす経営体制への転換、学生募集活動による入学者確保と100%の定員充足率、経営基盤の安定化、積極的な寄付募集による資金の確保などを図らなければならないことが明確になっている。

本学の強みは、仏教、特に臨済禅を標榜する唯一の短期大学で、「行学一体」を掲げ、行（実践）と学（学問）の両輪による教育が特色である。反対に弱みは、その宗門や寺院色が強いために、一般人に対して敷居が高く門戸が開かれていないといった一般人の誤解で入学が敬遠されていることである。

経営（改善）計画に関しては、本学の経営実態、財政状況に基づいて、学生募集対策、人事計画、施設設備の将来計画、外部資金の獲得の計画について策定している。本学全体及び学科の定員管理に関しては、1学科のみで、定員充足率100%前後推移し適切な定員である。またそれに見合う経費（人件費、施設設備費）に関しては、必要経費全体に占める人件費割合は全国平均に比べかなり低い。施設設備費割合は毎年バランスよく推移している。また光熱費削減に貢献し、基本的にバランスがとれている。

学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有に関しては、理事16人中3人、評議員37人中8人が本学教職員より選任され、また経営情報等は教職員連絡会議においても事務局より3カ月ごとに報告されており、常に危機意識を持ち、各自が経費節減に努めるなどして業務に当たっているため、十分共有できている。

(b) 課題

学校施設の老朽化と建物の建築・耐震補強など施設充実対策として、図書館の耐震化・改修工事と旧本館の取り壊し・光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）新築工事を行ったために、別の老朽化した施設の修理が必要となってきた。

また平成28年度以降に通信教育課程の開設の検討を行ったがアンケート結果により断念をした。それに伴い収入財源の確保、更なる経費削減も踏まえ、併せて検討していく必要がある。そのため、定員充足率100%を維持し財政の健全化を図ることと、今まで以上の寄付金確保が課題となる。

この他に、少子化の進展に伴う18歳人口の減少に対応するべく、物的資源と人的資源を有効活用し、新たな短期大学の魅力を創出し、加速する短期大学離れの中において、学生募集対策と広報活動の見直しをし、学生の満足度向上を目指して学内一丸で取り組む体制を構築していくことが課題である。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

本学の将来像に関しては、少子化による本学を取り巻く厳しい状況の中で、新しい社会的要求に応え、他短期大学とは異なり本学が選ばれ続ける唯一無二の短大である必要がある。そのために、教職員の意識改革を始め、幅広い学生層に沿ったカリキュラムの導入、教養教育の充実、学習成果を中心とした教育内容の充実、教職員一丸となったサポート体制による充実した学生生活の提供、社会的責任を果たす経営体制への転換（ガバナンス、情報公開、戦略的経営計画、内部統制、危機管理等）、学生募集活動による入学者確保と100%の定員充足率、経営基盤の安定化、積極的な寄付募集による資金の確保などを図らなければならないことが明確になっている。

本学の強みは、仏教、特に臨済禅を標榜する唯一の短期大学で、「行学一体」を掲げ、行（実践）と学（学問）の両輪による教育が特色である。また臨済宗妙心寺派僧侶養成機関として宗門の支援を受け、卒業生には多くの僧侶を輩出していることである。反対に弱みは、その宗門や寺院色が強いために、一般人に対して敷居が高く門戸が開かれていない、行（実践）が厳しいといった誤解があり、宗門人以外の一般人の入学が敬遠されている傾向がある。

経営（改善）計画に関しては、本学の経営実態、財政状況に基づいて、学生募集対策、人事計画、施設設備の将来計画、外部資金の獲得の計画について、下記の通り策定している。

学生募集対策に関しては、教職員一丸となり広報活動に力を注いでいる。全国の高校に対し学校案内を送付し、近隣の高校には進路指導教諭宛て説明を行い、妙心寺派寺院・校友会等にも学校案内を送付し学生募集を行っている。また、学納金計画に関しては、平成29年度から不本意ながら物価上昇により施設設備費・教材実習費の値上げを行わざる負えない状況である。このために経済的弱者に対しては、独自の奨学金制度を充実させ、負担を軽減することにより教育を受けられるようにもしている。

人事計画に関しては、必要最低限の教職員の配置をしており、定員50人に見合った適正な人員と判断できる。但し、教職員一人ひとりに係る負担が多いことと、将来的には若い教員の採用が求められる点が挙げられる。

施設設備の将来計画に関しては、平成27年度に行った耐震改築工事などで一応の工事が終わる。これに引き続き、付随工事として梅熟教室棟トイレ・女子寮トイレ・浴室、松隠寮学生談話室の整備、アスファルト舗装等を行い一連の工事が終了する。

外部資金の獲得の計画に関しては、平成27年度の事業活動収入に占める寄付金の割合が55.7%と多く、財政に大きく影響するため、計画的に寄付金募集を行っていく。また、学生に対する支援として、奨学費を目的として寄付金募集を継続している。遊休資産の処分等の計画に関しては、処分するほどの遊休資産がないので検討に値しない。

本学全体及び学科・専攻課程の定員管理に関しては、禅・人間学科の1学科のみの単科短大で、基準Ⅲ-D-1で述べた通り定員充足率100%前後で推移し適切な定員である。またそれに見合う経費（人件費、施設設備費）に関しては、下記の表の通りで、必要経費全体に占める人件費割合は施設設備活動による資金収支の割合が高く9.1%となっているが、教育活動資金収支でみると65%と例年より高くなっている。その理由として27年度

は退職金支出が大きくその比率が上昇したためであり、実際には例年通り人件費の削減が行われている。施設設備費の割合は、24年度に男子寮（松隠寮）の耐震化工事を行ったために大きな数値となっている。また、26年度には、創立60周年記念事業として図書館耐震改修事業を行い、さらには旧本館を取り壊し、光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）新築事業の工事に着手する予定であったが、その工事が平成27年度にずれ込んだこと（耐震診断等は平成26年度に実施）により少ない数値となっている。27年度は、以上の理由やそれに伴う附属工事を行ったために非常に高い比率になっているが、施設設備寄付金収入・施設設備補助金収入によって均衡はとれている。本学では、障がい者や高齢な社会人学生への対応として、図書館および光徳禅文化棟にエレベーター・障がい者用トイレ、出入り口の階段横には段差のないスロープを設置し、より快適なキャンパスライフを送れるように整備を行った。

経費（人件費、施設設備費）の%に関して （単位：千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
資金収支計	109,343	140,800	104,383	101,754	640,241
人件費	48,855	51,621	44,638	50,396	58,643
全体に占める%	44.7%	36.7%	42.8%	49.5%	9.1%
施設設備費	5,887	37,711	16,213	4,074	455,044
全体に占める%	5.4%	26.8%	15.5%	4%	71%

学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有に関しては、平成28年5月1日現在、理事16人中3人、評議員37人中8人が本学教職員より選任され、本学の経営情報を理解している。また経営情報等は教職員連絡会議においても事務局長より3カ月ごとに報告されており、この他にホームページでも財務情報および事業報告書を記載している。ゆえに、常に危機意識を持ち、各自が経費節減に努めるなどして業務に当たっているため、十分共有できている。

■テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

事業活動支出については、人件費比率の割合が80.9%と高くなっているが、27年度の退職金支払いが影響をしている。施設設備の充実による支出が大きくなっている。さらに、26年度は27年度に引き続き老朽化した施設の整備を予定しており、資金を確保する必要がある。

また平成28年度以降に通信教育課程の開設を検討していたが、外部アンケートの結果を鑑み断念をした。そのため、財政の健全化を図るために、少子化の進展に伴う18歳人口の減少に対応すべく物的資源と人的資源を有効活用して新たな短期大学の魅力を創出し、

学生募集対策と広報活動の見直しを行い、学生の満足度向上を目指して学内一丸で取り組む体制を構築していくことが必要である。

この他に、借入金返済のために長期的に安定した寄付金確保が課題となり、今以上の諸経費の抑制を踏まえ、併せて検討していく必要がある。

■基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

教育資源に係る行動計画は、高齢な社会人学生の増加に伴いバリアフリー化を進め、老朽化が深刻な施設の整備やインターネット光回線の導入に努め、さらなる教育環境の整備と学生支援の充実を図っていく。

財的資源に係る行動計画は、定員充足や外部資金の獲得による安定した収入の維持と、中・長期計画に基づく借入金返済と基本金の積み立てに取り組んでいく。

◇基準Ⅲについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。

本学は全寮制を基本に早朝より夜間に至るまで禅の精神を育み、幅広い年齢層の学生のケア、行学一体の建学の精神の下、学生と教職員が一体となって努力を重ねている。平成28年度はリニューアルした図書館を土曜・日曜日の地域住民や学生に対し解放し、教員によるミニ講座の開設など地域社会に根付いた短期大学となることを目指して計画を推進している。

財的資源については、本学の強みである臨済宗妙心寺派の寺院、校友会（OB）への寄付金募集を継続的に行い、外部資金獲得に努め、財的資源の充実を図っている。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

該当なし。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

■基準Ⅳの自己点検・評価の概要

学校法人正眼短期大学は、「行学一体」という建学の精神のもとに、個性的な教育目標を掲げ教育活動を展開している。

理事長は、学校法人の管理運営全般にリーダーシップを発揮し、理事会を学校法人の意思決定機関として適切に運営している。また理事長は短期大学の学長も兼ねているため、学則変更（カリキュラム変更も含む）等の教学の面においても教授会との連携を十二分に図っている。

学長は、「行学一体」という建学の精神に基づいた教育研究の実践を推進しており、短期大学としての教育の向上及び充実に向けて日々努力している。

教授会は教授会規程に基づいて開催し、教授会の下に各種委員会を設置し、設置規程等に基づいて各種委員会を運営し審議している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査するとともに、学校法人の業務及び財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また決算監査を実施し、会計年度ごとに監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、平成27年5月1日現在、理事会の定数の2倍を超える35人で、平成27年度は年3回開催し、議決事項、諮問事項及び意見具申等を行っている。

本学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画を前年1月までに策定し、予算は関係部門の意向を集約して策定し、前年3月の理事会及び評議員会において事業計画と予算を決定後、関係部門に通知し執行している。日常的な出納業務については、円滑に実施され適正に執行している。計算書類、財産目録等は、公認会計士の指導の下、学校法人会計基準に基づき適正に表示している。公認会計士による会計処理についての監査は毎月実施され、指摘された事項に対しては適切に対応している。資産及び資金の管理と運用は、安全かつ適正に管理している。寄付金は例年合計約3千万円あるが、27年度は図書館の耐震改修工事と光徳禅文化棟の耐震改築工事があり259千万円を集めた。なお学校債は発行していない。月次試算表は経理担当者が学校会計ソフトによるコンピュータ管理のもと毎月作成し、事務局長を経て理事長に報告している。教育情報及び財務情報の公開については、学校教育法施行規則等の規定に基づき公開している。

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

■基準Ⅳ-A-1の自己点検・評価

(a) 現状

理事長山川宗玄は、平成23年3月に理事長に就任し、建学の精神及び教育理念を理解し、また学長として学内の諸行事で建学の精神である「行学一体」の理解と周知を図っている。理事長は、『寄附行為』第5条第2項の理事の互選により学長が掌り、法人を代表し、その業務を総理し、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督し、短期大学の発展のために社会が求めるニーズを先取りするなど学内外の必要な情報を収集している。また諸法律に則り運営し、

事務室において『寄附行為』第34条に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および監査報告書等を情報公開している。理事会は学校法人運営及び短期大学運営に必要な学則等を整備するなど、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事は平成27年5月現在16人（うち非常勤の学外者13人）、監事は2人（非常勤の学外者2人）である。本学の理事・監事は、この法人に関係ある学識経験者であるので建学の精神を理解し、非常勤の学外者理事13人の内9人が現職または元企業経営者で、この法人の健全な経営について学識及び見識を有している。

（b）課題

各年度の『自己点検・評価報告書』の作成が毎翌年度終了時に完成せず、公開が遅れていることと、教授会は第三者評価に対して主体的に取り組んでいるが、理事会が第三者評価に対する役割を果たし責任を負っていないことが課題である。この他に、非常勤の学外者理事が多く、また企業経営者が多い点は良いことであるが、反対に多忙な理事が多く経営方針を決める理事会開催回数が少ないので、常任理事会を設置することで機敏に対応できるように検討する必要がある。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

理事長山川宗玄は、平成5年に法人母体である宗教法人正眼寺副住職に就任、平成6年12月に宗教法人正眼寺代表役員（住職）に就任、平成6年12月に副理事長兼学長に就任、平成23年3月に理事長に就任し現在に至る。理事長は、建学の精神及び教育理念を理解し、学長として年2回の入学式（春入学・秋入学）の式辞、及び三仏忌（釈尊降誕会、成道会、涅槃会）の講話において、教職員及び学生に対して建学の精神である「行学一体」の理解と周知を図っている。また教職員には、毎週行われている教職員連絡会議、月2回の教授会において、機会あるごとに本学の設立経緯を含めて説明がある。この他に、入学式・学位授与式で校歌斉唱を行うことで認識させているので、理事長は建学の精神および教育理念・目的を理解し、本学の発展に寄与できる者である。理事長は、理事の互選（『寄附行為』第5条第2項）により本学学長が掌り、法人を代表し、その業務を総理している。また『寄附行為』では理事長が理事のうち1人を副理事長として推薦し、理事会の議決により選任でき、副理事長は理事長を補佐し、この法人の業務を分掌することができるが、現理事長が就任後は副理事長を置いていない。この他に寄附行為では理事長が理事のうち2人以内を専務理事として推薦し、理事会の議決により選任でき、専務理事は理事長を補佐し、この法人の日常業務を処理するとあり、現在2人（副学長と事務局長）を置いていない。以上の通り理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。決算および事業の実績報告（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）は、監事の監査報告書と共に毎年5月の評議員会に理事長が報告し、意見を求めている。故に理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

本学の理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事長は、『寄附行為』第6条の規定に基づいて理事会を開催し、議長を務めている。理事会は、短期大学の発展のために、社会が求めるニーズを先取りするなど学内外の必要な情報を収集している。理事会は、学校教育法、短期大学設置基準、私立学校法等の法律に則り、短期

大学の運営に関する法的な責任があることを十分認識し、また法改正に対しても、理事長兼学長であることにより、教授会と連携し速やかな対応を図っている。本学では私立学校法の定めるところに従い、事務室において『寄附行為』第34条に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および監査報告書等の閲覧が可能で、また本学ホームページ (<http://shogen.ac.jp/index.php?id=84>) でも情報公開している。本学では学校法人運営及び短期大学運営に必要な学則、業務分掌規程、経理規程、固定資産及び物品管理規程、文書保存規程、公印取扱規程、学生個人情報保護規則、教員任免規則、教授会規程、各種委員会規程等を整備し、毎年度発行する『学校法人正眼短期大学規則・規程集』に掲載している。故に理事会は、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

『寄附行為』第5条と第12条において理事は、(1)正眼短期大学の学長 (2)評議員のうちから評議員の互選によって定められた者 5～9人 (3)この法人に関係ある学職経験者で、前2号に規定する理事の過半数以上をもって選任された者 9～12人で、合計15～22人となっており、平成28年5月1日現在16人(うち非常勤の学外者13人)、監事は『寄附行為』第5条と第13条において、理事、職員又は評議員以外の者2人(非常勤の学外者2人)である。

理事・監事名簿

平成28年5月1日現在

理事	(1)	山川 宗玄	本学理事長、学長、教授 臨済宗妙心寺派正眼寺住職
	(2)	今村 敬子	本学専務理事、副学長、教授
		後藤 安弘	本学専務理事、法人本部事務局長、准教授 臨済宗妙心寺派龍福寺住職
		柴田 廉	元横河電機取締役、元横河アメリカ社社長 臨済宗妙心寺派開眼寺住職
		千坂 秀學	前本学茶道講師 茶道裏千家今日庵 正教授
		谷内田 孝	谷内田デザインスタジオ前代表
		渡辺 俊幸	前美濃加茂市教育長 美濃加茂市文化団体連盟会長
		(3)	遠藤 宏治
	大松 利幸		岐阜プラスチック工業(株)代表取締役社長
	坂井 知足		美濃加茂市議会議員 本学卒業生
	杉山 幹夫		(株)岐阜新聞社取締役(前代表取締役会長) (株)岐阜放送代表取締役会長

	高木 一夫	(株)玉越取締役会長
	瀧 多賀男	(株)水明館代表取締役会長 日本温泉協会会長
	丹羽 喜人	ニワ歯科クリニック院長
	長谷 和治	長谷虎紡績(株)代表取締役社長
	吉田 豊	元岐阜県教育長 前岐阜県芸術文化会議会長
監事	石原 強兵	元貝印(株)勤務 本学卒業生
	前野 昭道	臨済宗妙心寺派吉祥寺住職 本学卒業生

※理事16人の内、教育系6人、企業経営者系9人、
理事と監事18人の内、僧侶系4人（監事1人）

本学の理事・監事の多くは、この法人に関係ある学識経験者（本学創立時の理事の2世、あるいは母体である臨済宗妙心寺派正眼寺の信者）であるので建学の精神を理解している。

この理事16人の内、6人が現職または元教育に携わっている者、9人が現職または元企業経営者、監事を含めた18人の内4人が臨済宗妙心寺派の僧籍を持つ者で、教育的にも宗教的にも人事的にもバランスに配慮し、この法人の健全な経営について学識及び見識を有している。

理事は、私立学校法第38条（役員を選任）の規定に基づき選任され、また学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、『寄附行為』第16条に準用して定められているので、理事は法令に基づき適切に構成されている。

■テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの改善計画

毎年度の『自己点検・評価報告書』の作成が毎翌年度終了時に完成せず、公開が遅れている。現在学長とALOを中心に改善方法を模索中で、委員会の委員を増員し協力体制を見直す予定であったが、計画通りに進んでいない。平成28年4月29日に本学開学60周年記念式典と図書館耐震改修工事並びに光徳禅文化棟新築工事があり、その為に遅れている。

また教授会は第三者評価に対して比較的主体的に取り組んでいるが、理事会が第三者評価に対する役割を果たし責任を負っていないことである。この点については、理事長が理事会に対して現状を訴えるなどしていくことが必要である。

この他に、非常勤の学外者理事が16人中13人と多く、またその多くが企業経営者である点は、バランス的に配慮し良いことであるが、反対に多忙な理事が多く経営方針を決める理事会開催回数が少ないので、理事会定員の3分の1程度の人数で、構成メンバーを理事長・専務理事2人・理事若干人の常任理事会を設置することで機敏に対応できるように検

討中であり、平成27年度末までには設置する予定であったが、棚上げ状態である。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

■基準IV-B-1の自己点検・評価

(a) 現状

本学学長山川宗玄は、人格が高潔で学識が優れ、かつ、大学運営に関し見識を有すると認められる者である。学長は「行学一体」という建学の精神に基づいた教育研究の実践を推進しており、短期大学としての教育の向上及び充実に向けて日々努力している。学長は学長選考規程に基づき、理事会の議において選任される。また学長は理事会との連携をとりながら教学運営の職務遂行に努めているので、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。大学評議会は「大学評議会規程」、教授会は「教授会規程」に基づいてそれぞれ毎月2回、定例開催している。それぞれの会議は、構成員の協力を得て、『学則』や「大学評議会規程」「教授会規程」に定められた審議事項等、本学の教育研究活動全般についての諸々の事項の決定を会議に諮り議決を得ているので、審議機関として適切に運営している。大学評議会と教授会では書記1人を置き、書記が議事録の作成等を担当する。議事録は、常にこれを事務所に備えて整備している。また大学評議会と教授会では、三つの方針である「学位授与の方針」(DP)「教育課程編成・実施の方針」(CP)「入学者受け入れの方針」(AP)を基とし、その結果が学生の「学習成果」の獲得となり、建学の精神の具現化に繋がると認識している。また教授会の下に各種委員会を設置し、設置規程等に基づいて各種委員会を運営し審議している。その審議を経て教授会で最終的に審議決定されているので、各種委員会は適切に運営している。故に学長は、大学評議会や教授会等を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

(b) 課題

該当なし。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

学長山川宗玄は、平成6年12月より法人母体である宗教法人正眼寺代表役員(住職)兼修行道場指導者(師家)兼本学副理事長兼学長に就任し、平成23年3月より理事長を兼務しているので、人格が高潔で学識に優れ、かつ、大学運営に関し見識を有すると認められる者である。

理事長のリーダーシップでも述べた通り、学長は「行学一体」という建学の精神を具体的に教育の目的・目標ならびに学生の学習成果に繋がるように、その相互関係を明らかにしつつ、学生の学習成果を獲得するために三つの方針である「学位授与の方針」(DP)「教育課程編成・実施の方針」(CP)「入学者受け入れの方針」(AP)を明確にし、点検することによって学習成果における質の保証のために日々改善するなどして、建学の精神に基づいた教育研究の実践を推進しており、短期大学としての教育の向上及び充実に向けて日々努力している。

学長は学長選考規程に基づき、理事会の議において選任される。本学において学長候補者は、「学長選考規程」第3条において「学長候補者は、人格が高潔で学識にすぐれ、大学教育の経験を有し、かつ、大学の運営に識見を有する者でなければならない。学長候補者は、本学の内外から選考することができるが、本学の建学精神をよく理解し、本学設立の趣旨を貫徹する人物でなければならない。したがって、本学成立の趣意に徹し、学長候補者は正眼寺住職にある者を第一義とし、もしくはその者が理事長に推薦する者とする。」とあり、多くは正眼寺住職である者を選任してきた。また理事会との連携をとりながら教学運営の職務遂行に努めているので、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

本学では、平成27年度より大学評議会を設置し、教授会の上部機関として位置づけをしている。設置理由は、従来は教授会で審議していた案件が教授会で審議できなくなり、教授会が教育研究活動に関することのみを審議する場となったことによる。そこで本学では、大学評議会を設置し、教授会が審議できない案件を審議し、または意見を述べる会議とし、開催日は基本的に教授会開催日に実施している。構成員は、学長・副学長・学科長・各部長・教授会より選出された教員1名・大学事務局長・大学事務長である。大学評議会は『学則』や「大学評議会規程」に定められた審議事項等、本学の諸々の事項の決定を大学評議会に諮り議決を得ているので、審議機関として適切に運営している。

教授会は「教授会規程」第4条に基づいて毎月2回、水曜日午後に定例開催している。但し、教授会は学内事情により月1回の場合や、臨時教授会を含めて3回になる場合もある。学長が議長となり、教授会構成員の協力を得て、『学則』や「教授会規程」に定められた審議事項等、本学の教育研究活動全般についての諸々の事項の決定を教授会に諮り議決を得ているので、審議機関として適切に運営している。そこでは、学生個々の学習状況なども話し合わせ、学習成果の状況を把握し、より確かな学生の学習成果に繋げられるよう努めている。

教授会では書記1人を置き、学長が委嘱する。書記は、議事録の作成その他の教授会の業務を担当する。議事録は、議長及び議長の指名する者2人が署名押印し、常にこれを事務所に備えて整備している。

教授会は、三つの方針である「学位授与の方針」(DP)「教育課程編成・実施の方針」(CP)「入学者受け入れの方針」(AP)を基とし、その結果が学生の「学習成果」の獲得となり、「建学の精神」の具現化に繋がると認識している。

教授会の下に各種委員会(教務委員会〈FD委員会〉、学生委員会、自己点検・評価委員会等)を設置し、設置規程等に基づいて各種委員会を運営し審議している。その審議を経て教授会で最終的に審議決定されているので、各種委員会は適切に運営している。

故に学長は、教授会を『学則』等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

■テーマ 基準Ⅳ-B-1 学長のリーダーシップの改善計画

該当なし。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

■基準Ⅳ-C-1の自己点検・評価

(a) 現状

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査するとともに、学校法人の業務及び財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。監事は、文部科学省が主催する監事研修会に毎年出席し、監事としての監査業務能力の向上に努めている。また監事は、法人運営・教育活動・財務状況について、決算監査を実施し、会計年度ごとに監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

(b) 課題

監事は『寄附行為』の規定に基づいて、適切に監事業務を行っているので問題はないが、監査業務の多様化を鑑み、公認会計士及び内部監査組織との連携の必要性があると考えられる。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

監事は、『寄附行為』第13条において、この法人の理事、職員（この法人の設置する学校の教員その他の教員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任し、その2人が監事の任に当たっている。同規定により、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査するとともに、学校法人の業務及び財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また法人運営・教育活動・財務状況について、専務理事及び事務担当者より説明を受け、公認会計士立ち合いの下に決算監査を実施し、会計年度ごとに監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会及び評議員会に提出している。また理事会及び評議員会開催時には必ず出席し、学校法人の業務及び財産の状況について把握するとともに、適宜意見を述べており、その責務を十分果たしている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

■基準Ⅳ-C-2の自己点検・評価

(a) 現状

評議員会は、『寄附行為』第22条において規定され合計31～45人の構成となっており、平成28年5月1日現在35人（うち非常勤の学外者27人）である。理事の定数16人の2倍を上回る人数が選任されている。評議員会は、平成27年度は年3回開催し、私立学校法第42条、『寄附行為』第19条、第20条及び第21条の規定により、議決事項、諮問事項及び意見具申等を行っている。評議員会の運営は、『寄附行為』第17条及び第18条に基づき行われている。

(b) 課題

評議員会は『寄附行為』の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営しているため問題はないが、特に『学則』改正（カリキュラム変更）等の個々の議題について具体的に議論を深めるまでには至っていない。各議案について丁寧な説明をするなど、提案側である事務局側の工夫が必要である。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

評議員会は、『寄附行為』第22条において評議員は、(1)正眼短期大学の学長 (2)この法人の職員のうちから理事会において選任された者 3～4人 (3)この法人の設置する学校を卒業したもので、年齢25歳以上のものうちから理事会において選任された者 7～8人 (4)理事（但し、第9条第1項第2号に規定する者は除く。）のうちから理事の互選によって選任された者 9～12人 (5)この法人の設置する学校の在学者に係る学生護持会の会長、及び学生護持会において選任された者 2～4人 (6)この法人に関係のある功労者及び学識経験者のうちから理事会において選任された者 9～16人で、合計31～45人となっており、平成28年5月1日現在35人（うち非常勤の学外者27人）である。現理事16人の2倍を上回る人数が選任されている。なお毎年定例開催される5月の理事会と評議員会で、「(5)この法人の設置する学校の在学者に係る学生護持会の会長、及び学生護持会において選任された者」の2人が承認されると、以後の評議員は37人になる。

評議員会は、毎年定例で3月と5月に開催するが、理事長が必要と認めたとき又は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集ができる。理事長は、理事会で審議する前に、諮問事項について評議員会の意見を聞くことになっており、評議員会の了承後に理事会を開催している。平成27年度は年3回開催し、私立学校法第42条、『寄附行為』第19条、第20条及び第21条の規定により、議決事項、諮問事項及び意見具申等を行っている。評議員会の運営は、『寄附行為』第17条及び第18条に基づき行われている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

■基準Ⅳ-C-3の自己点検・評価

(a) 現状

本学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画を、大学評議会や教授会等の意見を集約し、短大事務局において前年1月までに策定し、予算は関係部門の意向を集約して策定し、前年3月の理事会及び評議員会において事業計画と予算を決定しているため、適切に意見を反映させている。決定した事業計画と予算は、教授会等において、関係部門に通知し執行している。日常的な出納業務については、予算管理と執行は短大事務局の事務局長及び事務長が一括処理を行っている。本学の経常業務に係る予算執行についても同様で、理事長の承認決裁を経て発注、支払いについても理事長の最終決裁となり、事務局は出納業務を円滑に実施し、適正に執行している。計算書類、財産目録等は、公認会計士の指導の下、学校法人会計基準に基づき適正に表示している。公認会計士は会計処理の監査を毎月実施し、事務局は指摘された事項に対しては適切に対応している。資産及び資金

の管理は、適切な会計処理に基づいて記録し、その運用は特別な運用規程はなく銀行の定期預金のみで、安全かつ適正に管理している。なお、現状は図書館耐震改修工事と光徳禅文化棟新築工事により運用する資金がない。寄付金の募集は、毎年卒業生などへの積極的な寄付金の募集を行っている。平成27年度は、開学60周年記念事業により259千万円を集めたが、例年は毎年合計約30,000千円の寄付金があり、適正に実施している。なお学校債は発行していない。月次試算表は経理担当者が学校会計ソフトによるコンピュータ管理のもと毎月作成し、事務局長を経て理事長に報告している。教育情報及び財務情報の公開については、学校教育法施行規則等の規定に基づき、「収支予算書」等の書類を本学事務局に備付け、この他にホームページで教育情報を公開している。

(b) 課題

理事長山川宗玄は平成23年3月に就任し、理事長兼学長として理事長のリーダーシップの下に理事会を運営しているが、非常勤の学外者理事は16人中13人、卒業生は理事16人中1人である。非常勤の学外者理事が多い点や、卒業生が少ない点について、理事の構成バランスを検討する必要がある。また社会情勢の変化が激しくなる状況下で、中・長期計画に基づいた事業計画を作成していくことや、経営判断は一層難しくなると予想されるので、理事間また理事と教職員間との一層の意思疎通を図っていく必要がある。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

本学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画を、大学評議会、教授会、各種委員会、教職員連絡会議の意見を集約し、短大事務局において前年1月までに策定している。その後、事業計画に沿った予算を関係部門の意向を集約して策定し、前年3月の理事会及び評議員会において事業計画と予算を決定している。特に、大規模な耐震修繕計画、建築計画など、財務に多大な影響のある事業計画については、毎週行われる教職員連絡会議においても関係部門の意見を聞き、事業計画の把握と検証に繋げており、予算編成の際に適切に意見を反映させている。

決定した事業計画と予算は、大学評議会、教授会、各種委員会、教職員連絡会議などにおいて、関係部門に通知し適切に執行している。

日常的な出納業務は、予算管理と執行について短大事務局の事務局長及び事務長が一括処理を行っている。本学の経常的業務に係る予算執行についても同様で、事務局長に対し出金依頼書、購入依頼書で申請し、必要とする見積書を収集し、理事長の承認決裁を経て発注、支払いについても理事長の最終決裁となる。ただし軽微な予算執行については事後報告も許される。故に、出納業務は円滑に実施され、適正に執行している。

計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を、公認会計士の指導の下、学校法人会計基準に基づき適正に表示している。

公認会計士は会計処理の監査を毎月実施し、指摘された事項に対しては適切に対応している。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。また資産及び資金の運用は、本学設立時より基本的に行わないため特別な運用規程はなく、銀行の定期預金のみで、安

全かつ適正に管理している。但し平成20年より毎年米ドルによる寄付金（本学第3代学長谷耕月が設立したアメリカにあるアボットタニファンデーションより日本円で約5,000千円）があり、現在十六銀行ドル建預金がある。これは資産運用を目的としたものではないが、この預金のドルから円への換金時期に関しては、理事会の付託を受けた理事長・専務理事・監事・事務局長の5人が連絡を取り合い、為替情勢を判断して、適切な時期に日本円に換金している。

寄付金の募集は、厳しい財務状況下にあるので、毎年卒業生などへの積極的な寄付金の募集をおこなっている。寄付金募集の目的は、留学生や僧侶を目指す学生に対する奨学金を目的とし、寄付金額は任意で定めていないが、毎年合計約30,000千円の寄付金があり、適正に実施している。また平成27年度は、開学60周年記念事業により259千万円を集めた。なお学校債は発行していない。

月次試算表は、経理担当者が学校法人向け学校会計システムによるコンピュータ管理のもと毎月作成し、事務局長を経て理事長に報告している。

教育情報及び財務情報の公開については、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、書類（「収支予算書」「事業報告書」「決算概要」「収支計算書」「貸借対照表」「独立監査法人の監査報告書」「監事の監査報告書」「財産目録」）として本学事務局に備付ており、学生や保護者等から請求があった場合は閲覧を可能としている。また本学のホームページの教育情報の公開で、広く閲覧を可能としている。

■テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの改善計画

監査業務の多様化を鑑み、公認会計士及び内部監査組織との連携の必要性がある。そこで、監事、公認会計士、内部監査組織による合同監査や意思疎通を図るための委員会等の設置を計画中で、平成27年度中には対応する予定であったが、開学60周年記念事業により中断している。平成28年度中には対応したい。

また評議員会が個々の議題について、特に学則改正（カリキュラム変更）等について具体的に議論を深めるまでには至っていない。学則改正等については教員経験者でないと内容が難しい点があるので、提案側である事務局側が状況説明に時間を費やす。また、評議員会を活性化するために、評議員会の開催回数を増やす方向で検討中である。

この他に社会情勢の変化が激しくなる状況下で、中・長期計画に基づいた事業計画を作成していくことや経営判断は一層難しくなると予想される。現在の理事構成は、非常勤の学外者理事は16人中13人、卒業生は理事16人中1人で、理事間また理事と教職員間との一層の意思疎通を図っていくために、理事の構成バランスを検討する必要がある。そこで、教員選出の理事、職員選出の理事を増やす方向で、理事会と評議員会では検討中である。

■基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

各年度の『自己点検・評価報告書』の作成が毎翌年度終了時に完成せず、公開が遅れているので、現在学長とALOを中心に改善方法を模索しているが、教職員の業務内容を見直すことと、委員の増員による協力体制で『自己点検・評価報告書』がスムーズに作成できるように対策を立てる。

また教授会は第三者評価に対して主体的に取り組んでいるが、理事会が第三者評価に対

する役割を果たし責任を負っていない点については、理事長が理事会に対して現状を訴えるなどしていくことが必要である。

本学の理事会の特徴として、非常勤の学外者理事が13人と多く、また企業経営者が多い点はガバナンス的にもバランス的には良いことであるが、反対に多忙な理事が多く、経営方針を決める理事会開催回数が少ない。そこで、理事会定員の3分の1程度の人数で、構成メンバーを理事長・専務理事2人・理事若干人の常任理事会を設置する。これにより、経営判断が機敏になり、平成27年度末までには設置する予定であったが、開学60周年記念事業により遅れている。平成28年度末までには設置したい。

監査業務の多様化を鑑み、公認会計士及び内部監査組織との連携の必要性がある。そこで、監事、公認会計士、内部監査組織による合同監査や意思疎通を図るための委員会等の設置を計画し、平成27年度中には対応する予定であったが、開学60周年記念事業により遅れている。平成28年度末までには設置したい。

評議員会が個々の議題について、特に学則改正（カリキュラム変更）等について具体的に議論を深めるまでには至っていない。学則改正等については教員経験者でないと内容が難しい点があるので、評議員に現職の教員や教員経験者等を第6号評議員（学識経験者評議員）として増やす。また提案側である事務局側が状況説明に時間を費やす。また評議員会を活性化するために、評議員会の開催回数を増やす（現行の5月と年度末の3月以外に、さらに2回開催）方向で検討中である。予定では、平成28年度秋には学則変更（カリキュラム変更）を議論するために評議員会を開催する予定である。

この他に社会情勢の変化が激しくなる状況下で、中・長期計画に基づいた事業計画を作成していくことや経営判断は一層難しくなると予想される。現在の理事構成は、非常勤の学外者理事は16人中13人、卒業生は理事16人中1人で、理事間また理事と教職員間との一層の意思疎通を図っていくために、理事の構成バランスを検討する必要がある。そこで、教員選出の理事、職員選出の理事を増やす方向で、理事会と評議員会では検討中である。理事と評議員の改選が平成27年3月に実施したばかりで、平成27年度末から平成28年度中頃までに、この問題に対し結論を出し実施する。

◇基準Ⅳについての特記事項

（1）以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項

本学は学生の収容定員50人で、教員組織や事務組織も小さいため非常勤講師を含めた教職員数が少なく、学生から教職員まで含めると100人以下である。この規模であることは、学長から他の教職員に至るまで全員の顔が見え、本学にとって何よりも代えがたいメリットである。学生に対する教育や学生の健康等についての問題に対して、全教職員が情報を共有でき、その対応に当たることができる。特に理事長兼学長は、自ら授業科目を担当し、教育の現場を掌握し、学生の状況や本学の経営状況、教職員から上がってくる問題点を的確に捉えることができ、リーダーシップを発揮しやすい。全学生と全教職員の顔が見える短期大学は、本学の特色である。

（2）特別な事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。該当なし。

選択的評価基準

教養教育の取り組みについて

基準（１）教養教育の目的・目標を定めている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の教養教育の目的・目標は、『学則』第1条に「禅的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為の人材を育成することを目的とする。」と定めており、「人格の陶冶」が示す自己究明を経て人格を成長させ、他者を受け入れることは汎用的学習成果の確保である。故に「人類と文化に貢献する人材の育成」による社会に貢献できる人材の育成することである。

（b）自己点検・評価をもとに課題を記述する。

本学の学生は若者世代の18歳からシニア世代の80歳までの学生が在学している。このような多様な世代にわたる社会経験や学識はさまざまであることから、共通する教養教育のカリキュラム作成時の科目決定は、難しいことが近年の課題である。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

僧侶コースをめざす学生にも、生涯教育として仏教を学ぶ社会人学生にも必要な汎用的学習能力を養うことの意義を入学時のガイダンスにおいて、きちんと位置付けることが改善計画である。仏教の専門的知識を学ぶ前に、人間として広い視野をもって社会に貢献することの重要性を学習することが改善につながる。

基準（２）教養教育の内容と実施体制が確立している。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

教養教育の目的は汎用的学習能力をもった人材の育成である。本学の教養教育カリキュラムの内容としては、教養科目はAおよびBに分かれる。教養科目Aは倫理・人権・福祉といった思想的科目と、社会・歴史・人類・文化についても広範囲に学習する。これらの学習を通して、人間としての倫理観、社会人としての人権意識や福祉精神を習得することを目的としている。教養科目Bは主に語学であり、英語や中国語そして漢文を学習し、留学生については日本語を学習する。これらの学習を通して、専門科目の基礎となる語学力読解力を養うことを目的としている。また、語学研修を実施し、学習した語学を実地で研修するとともに、外国を実際に見聞して、世界の現状を体験する機会を設けている。

しかし、現在、教養教育の内容は、教養教育課程内に留まらず人間関係力や協調性や指導力などの涵養まで含んでいる。本学では、専門科目内に「作務」「仏教ボランティア」などの実践的科目を配備して人間関係力や協調性を涵養しており、教養教育が確立している。また、専門科目の中に配置している「仏教ボランティア」の授業内においては、特別養護老人ホームや県立特別支援学校などへ訪問し、傾聴ボランティア、抹茶のおもてなし、学童保育など、さまざまな体験を通しての活動が実践的な教養教育となっている。

（b）自己点検・評価をもとに課題を記述する。

汎用的学習能力の活動の場となる傾聴ボランティア、抹茶のおもてなし、学童保育など

において、特に若者世代がコミュニケーション能力を十分に発揮できていないことが課題である。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

「仏教ボランティア」の授業で、若者世代とシニア世代の学生でペアを組み、利他の精神をもって、傾聴ボランティアなどさまざまな活動を通じてコミュニケーション能力を育む機会を設け、若者世代をスキルアップさせる。

基準（3）教養教育を行う方法が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

教養教育を効果的に実施する方法としては、授業後の学生アンケートや、学生ヒアリングを行って、満足度を査定し、収集した情報を基にして教員同士、学生同士で意見交換をし、次回授業の目標を設定している。

また、教員の教授法や科目の特徴によって授業の実施方法は多様である。近年はパワーポイントで編集した教材やDVD教材を使用するなどメディアを活用している教員が多くなり、教務委員会（FD委員会）で、情報交換して改善に役立てている。

また本学では、「仏教ボランティア」は専門科目の中に配置しているが、実践的科目であり授業内において、特別養護老人ホームや県立特別支援学校などへ訪問し、さまざまな体験を通して協調性や汎用性を育む教養教育を実施しているため、方法は確立している。

このほかに、近年は生涯教育に力を入れているため、比較的年齢の高い社会人学生が多く入学している。多様な年齢構成（18歳～80歳）の学生間で「協調性」を学び、集団生活の中で助け合い、譲りあう共生の精神を養うように、年代の異なる学生を班（グループ）にして、寮の仕事や作法の習得を行わせ世代を超えた「他者の尊重」を体験させている。

寮専門職員として、舎監、男子寮監、女子寮監を置き、平成26年度からは、この職員以外に社会人学生向けの「サポーター（学生）」を置き、社会人学生が学習するのに相談しやすい状況を作るように努力している。

(b) 自己点検・評価をもとに課題を記述する。

近年は高齢者の学生も入学し、必修である語学科目の単位を修得するのは困難であるとの意見が多い。短期大学として教養科目に語学を履修させることはグローバル化時代には必要であるが、高齢者に柔軟なカリキュラムの構築が求められる。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

高齢者の学生にとっては、平成24年度から語学の履修を必修科目から選択科目にしたことが、教養科目Bの開講科目の選択の幅が少ないために、どうしても受講せざるをえなかった。語学は、年齢が高くなると修得することが困難であるとの意見が授業アンケートの調査で明確に示された。今後は、語学以外の科目を開講することにより、修得の困難な高齢者へ対応する。

基準（4）教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

教養教育が、どれほどの効果を上げているかを分析することは非常に難しいが、本学では学生と教員とのオフィスアワーにおける学生面談や、学生による授業評価アンケート(記名式)と学生による自己点検・授業評価アンケート(授業担当者との面接による記名式)を行い、目標を達成できているかゼミ担当教員や授業担当教員と検証し、進捗状況と教育効果を分析して、改善につなげている。

(b) 自己点検・評価をもとに課題を記述する。

本学においては、「仏教ボランティア」は専門科目に配置しているが、内容的には教養教育であり、教養科目に配置する必要がある。また、教養科目については、専門的な知識ではない教養科目の設定を協議しなくてはならない。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

前述の課題を受けて、「仏教ボランティア」を教養科目に移行する。また、教養科目A・Bの科目を設定する時に、語学科目については、全学生に対して、今後は、語学以外の科目を開講することにより、修得困難な高齢者へ対応する。

選択的評価基準

職業教育の取り組みについて

基準（１）短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の禅・人間学科においては、仏教の僧侶職が職業教育として該当するのかもしれないのは、古来、賛否両論あるが、今日の資格取得時代においては僧侶職取得も職業教育としてみならず見解にたって現状を記述したい。本学では入学から卒業まで一貫して僧侶となるための職業教育を教職員全員で継続し、推進している。例えば、本学においては原則、全寮制を敷いていることから、平常の授業前の毎朝5時40分から7時10分までの1時間半の朝課（坐禅と読経）と夕食前の17時00分から17時50分までの50分間は晩課として授業の他に位置づけられている。その指導にあたっては寮の責任者である舎監（職員）と教員による寮監との指導が複式体制で行われている。

このように、本学においては、創立以来、FSD一体による僧侶になるための教育体制が敷かれ、建学精神『行学一体』（学問と実践）を基にして職業教育に取り組んでいる。それは建学精神である「行学一体の禅的教育による人づくり」の理念を「仏教に関する専門の学術を研究し、禅的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為な人材を育成すること」と具体的に定めているからである。本学は昭和30年（1955）の創立から平成27年で60年目を迎える。これまでに卒業した学生の大半が寺院の子弟であるなしにかかわらず、僧侶となって活躍している。また、一般企業、公的機関に就職した学生も、退職後は仏教精神をもって地域活動に参加して社会貢献をしている者も多いことが校友会（同窓会）で報告されている。このように禅仏教の建学精神に基づいたカリキュラムは、僧侶職を取得していくための基礎的な学問と僧侶職に必要な実践学を同時に身につける僧侶育成コースとして教職員全員で取り組んでいる。平成27年度は、退職後のシニア世代僧侶育成プログラムが2年経過して、3年目である。平成25・26両年度は退職後のシニア世代の新しいプログラムとして、『僧侶となって社会に貢献しませんか』と発信したところ、メディア（新聞、テレビ、雑誌等）に大きくとりあげられた。第二の人生の職業教育の一環としてたくさんの問い合わせがあった。

このシニア世代僧侶育成プログラムは、従来僧侶資格取得までには最短3年（短大2年、僧堂1年）を要する学生雲水コースに対して、高齢者の残された人生には学ぶ時間を少なくして、早く僧侶資格をとりたいとの声をうけて設けたもので、短大カリキュラムも僧堂修行も分離しないで（夏休み、冬休み、春休み期間をインターンシップ制度として僧堂の修行期間に充てる）最短2年で終了できるコースである。平成27年度は、5人の高齢者がこのプログラムに応募して挑戦している。

職業教育に対する各教職員の役割・機能、分担については、教職員の大半が僧侶職資格をもった住職が多いことから、実践学である坐禅、禅修行論、禅宗法義研究の科目を担当して指導している。僧侶職でない一般教養の教員と事務職員は一般企業に就職する学生と生涯教育として学び直しに来ている学生の支援を担当している。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学の職業教育の課題は、第一に僧侶職を取得するあたり、僧侶として必要な読経、坐

禅、修行時の規則や所作の修得時間が、毎日の朝課、晩課の時間に限定されているため、僧侶コースを希望する学生は、まず、寮生でなければ修得が難しいことである。なぜならば、こういった修行カリキュラムは、正規の時間割外に行われるために、働きながらの通学生や長期履修生には僧侶職のコースを取得することはむづかしいためである。第二は、平成 25 年度から、高齢社会に向けて発信したシニア世代僧侶育成プログラムを実行して 3 年目を迎える。しかしながら、現実にはいろいろな課題が続出してきた。厳しい修行道場においては、若者世代もシニア世代も修行プログラムは同一条件で行われている。若者世代とシニア世代との体力差はあっても、一般社会で活躍してきたシニア世代は、若者世代と比較して精神力においては確かに勝っている。しかしながら、禅宗の厳しい僧堂においては、体力も若者世代と同等でなければ、修行のプログラムは継続できないという現実が出始めたことである。

シニア世代の学生は、科目履修においては問題なく優秀な成績を修めているが、僧堂における実践科目の修行プログラム（坐禅、作務、読経、儀式、托鉢、提唱、参禅等）は朝の 3 時半起床の読経から始まり夜の 9 時半の就寝まで続く。さらに夜座（自主的坐禅）が 1 時間以上続く。こういった修行に対し、シニア世代の体力では気候の良い時は持続できても、夏の炎天下に 20 キロ以上、わらじで歩く托鉢修行とか、真冬の零下 4 度まで下がる中での集中坐禅（臘八大摂心）が 1 週間継続すると、これに耐える体力と精神力があるシニア世代学生は少なかった。シニア世代僧侶育成プログラムの一部を修正する必要があることが課題である。また、近年の IT 化された物質至上時代に育った若者世代においても、体力はあっても精神的に弱体化気味の学生が増加しているため、禅の特徴である厳しい修行に耐えて精神力を鍛える教育はむづかしくなったという課題がある。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

寺院継承の僧侶職を希望する学生は、本学卒業後、さらに僧堂で 1 年以上にわたって修行をしなければならない。学問だけではなく厳しい修行に打ち勝てるだけの実践力を身につけるためには、日頃から僧侶の実践科目（読経、坐禅、作務、典座 精進料理）を短大在学中に僧堂レベルに引き上げることが必要である。そのためにも、短大における生活と僧堂における生活のギャップが大きくなるように、常日頃から体力的にも精神的にも充実したきめ細かい指導とカリキュラムの編成が必要である。こういった事態に対しての改善計画の事前調査として、第一には一人ひとりの体力と精神力を事前に把握することが必要である。例えば①シニア世代と一言でいっても年齢格差と個人差があげられる。比較的 50 代の体力は若者世代と合わせていくことができる。②60 代になると個人差がでてくる。③70 代になると経典暗記の読経が難しくなる。第二には一人ひとりの集団における協調力を把握することが必要である。例えば、①若者世代と行動を共にすることができる人とできない人の個人差がある。②規則に対して遵守することができる人できない人がいる。第三には僧侶職の資格を取得するには、精神修養の強い決意と覚悟が必要であることを希望する学生へ事前指導により納得させ、プログラムの内容を明確化することが必要である。

この状況を受けて考案された平成 28 年度開講予定のプログラムは首座コースである。平成 27 年度半ばまでに、妙心寺派本山会議に認可申請の書類を提出して、3 月の入試まで

に許可判定の受諾をめざしている。このコースは、前出のシニア世代の僧侶職プログラムにおいては僧侶の資格を取得するには、修行道場（僧堂）での厳しい修行が必須であり、体力の劣るシニア世代や女性は志半ばで挫折してしまうケースが多くあった。この首座コースのプログラムは、僧堂修行に代わる実践や学問を本学で行うことで、シニア世代をはじめとした一般の人々が僧侶の資格を取得するコースである。シニア世代の人々の豊富な社会経験や知識を生かして、社会で活躍する生きがい探しを目的としたコースである。また、この首座コースの僧侶資格取得後には、臨済宗妙心寺派の檀家のない7、8等地の空き寺（2000ヶ寺あるといわれている）の住職として活動することができる。具体的な第二の人生を踏み出したシニア世代の地域貢献としては、例えば、空き寺の住職となり、寺院をケアハウスとして経営し地域介護の一躍を担って末期医療の臨床に立ち会い、ここのケアを行うこと、またボランティア活動の拠点として災害や事故などの現場に出向き、犠牲者を弔い、遺族の相談者となることなど幅広い活動が想定され、僧侶の社会貢献活動が期待できる。

こうした「人の役にたちたい」新しいスタイルの僧侶を養成する人材育成のコースは高齢者のいきがい探しの人生設計に役立ち、地域の活性化につながると思われる。

本学においては、平成28年3月に地域の知の拠点として、僧侶の人材育成の場でもある新校舎光徳禅文化棟が完成した。この校舎には、禅堂、精進料理教室、ヨガ・太極拳等の授業を行う武道場、礼法室、お点前教習を行う茶道室、茶会用の大茶道室、筆禅道系書道等の授業を行う禅文化実習室が設置され、僧侶の基本的な実践教育がより幅広く行われる予定である。

基準（2）職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学においては、平成23年美濃加茂市にある私立美濃加茂高等学校（後期中等教育機関）と高大連携協議会を開き姉妹校提携を行った。また、平成24年あじさい看護福祉専門学校と職業教育の知識、技術分野ではなく、精神的に自立した職業人として生きていくために必要な創造性、応用力、問題解決力等の能力を育成する講義を受け持つために姉妹校提携を行った。

近年の職業教育の知識・技術を重視するだけではなく職業人としての前に「人としてどう生きていくのか」といった現代の若者に欠けている社会の一員としてのモラル性、自己の独立性、他人との協調性を「命の大切さ」をテーマとして、高校や専門学校に出向いて出張講義を担当してきた。また、本学の僧侶資格希望の学生には専門学校における介護職員初心者研修の授業を1年間、専門学校に出向いて履修して試験終了後、看護福祉専門学校から「介護初任者研修」の認定書を取得する。本学からは卒業式に仏教の学問を履修し実践活動を行った学生に対し、「禅ヒューマンケアワーカー」の認定書を授与している。こういった職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。その事例として、近年では、仏教と福祉活動の協同として看取りのボランティア活動等に参加している卒業生多くなっている。本学の仏教精神は、専門的技術重視の職業人である前に、人間としてどう社会に貢献していくべきかを踏まえた心の資格として広い人間教育の機会の一端を受け持つプログラムであることが望ましいと思われる。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

近年の傾向では、若者世代の職業教育に対する基本的な動機が希薄なため、経済的なものに偏りやすいという課題に対し、何事にも忍耐力をもって困難に打ち勝つ精神力を本学から発信していきたい。こういった目に見えない精神力の養成にむけて後期中等教育機関と円滑な連携をとり、社会的実践力をつける教育の場を提供していくことが望ましい。しかしながら、仏教精神といった宗教的な講話は現代の若者世代には容易に受け入れられないのが現実である。今後はどういったアクセスで若者世代の心情に迫っていき、いかに理解を得ることができるのかが課題である。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

後期中等教育及び高等教育の若者世代においては、仏教とか倫理といった言葉自体が慣習や行事として受け入れられ形骸化している。しかしながら、専門職業教育においては、専門技術の取得だけを第一としている傾向がみられる。今後、海外の企業と接触していく機会が増えていることを鑑みると、グローバルな視点を持った汎用能力の高い人間教育が必要であると思われる。すなわち、日本のみならず世界の後期中等教育機関や専門学校、大学といったさまざまな資格取得の教育機関と絶えず連携していくことが望ましい。地域のさまざまな教育機関にも呼びかけ、汎用的な視点にたった人間の尊厳の大切さを、資格取得と同時に教えていく講座をもつことも一つの方法であると思われる。また、定期的な講座の前に、本学の禅堂等を開放して合同坐禅をするなど、職業教育と併用して人間教育講座を設ける改善計画を実践していくことが必要だと思われる。

基準（3）職業教育の内容と実施体制が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学における職業教育の内容（僧侶職プログラム）と実施体制は創立以来、一貫して建学精神を継続し確立されている。その所以は、本学においては全寮制を基本として、寮生の日常生活時間が僧侶職をめざす修行体系になっているからである。朝課として毎朝5時半起床のチャイムがなり始めると学生全員が禅堂に集まってくる。5時40分から7時10分までの1時間半は読経と坐禅が行われる。また、晩課として夕方の食事前に17時00分から17時50分までの50分間の坐禅が行われる。こういった時間割以外の「行（実践）学（学問）一体」の建学の精神は職業教育（僧侶職養成）の実施体制の中に浸透している。

僧侶職を目指す学生は隣接した正眼僧堂へ入り、さらに1年半以上の修行生活を修了した後、寺院の僧侶資格を取得している。朝・晩課以外のカリキュラム科目としては、「行」としての専門Dの実践科目である「坐禅」「作務」「仏教ボランティア」は僧侶としての必修科目である。専門科目Fの実践科目である禅文化科目「茶道」「華道」「書道」「陶芸」「彫仏」「禅と食文化（精進料理）」は選択科目である。「学」としての専門科目C「提唱・禅語録」「仏教学の基礎」「禅宗史概論」「禅学の基礎」「仏教史概論」「禅と人間」「禅修行論」「禅と文化」等は、僧侶職としての必修科目となって実施されている。カリキュラムの大半の科目が僧侶としての必修科目として履修し、僧侶資格を取得できるように実施体制を確立している。

平成 26 年度の課題である平日の図書館利用や学習時間の確保およびクラブ活動などの自主的活動の時間確保の問題については、平成 27 年度春学期から木曜日・金曜日以外の授業時間を 3 時限目までに終了し、4 時限目以後を学習時間等にあて、時間を変更して 17 時 00 分から 17 時 50 分までを夜の坐禅（晩課）、18 時 00 分から 18 時 30 分までを薬石（夕食）とすることにより改善を行った。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成 27 年度は、平日の図書館利用や学習時間の確保をして改善を行ったが、学生からリニューアルされた逸外記念図書館を土曜日、日曜日にも利用し学習したいとの要望が出され、その対応が課題である。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

大学開放の動きにあわせて、学生の予習・復習時間の確保や図書館の利用を促進するために、図書館の土曜日・日曜日の開館を計画する。

基準（４）学び直し（リカレント教育）の場としての門戸を開いている

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学におけるリカレント教育（学び直し）の取り組みは、平成 16 年秋学期の長期履修学生制度を導入した時から門戸を開き行っている。卒業を 2 年から 8 年までに延長したことから、週に 2 日ないしは 3 日授業に通うことにより、社会人には働きながら学べ、ゆとりの世代にとっては好都合な制度であった。団塊世代が定年を迎え、高齢化社会に突入し始めた近年において、本学は比較的リカレント教育には早期に募集を始め取り組んでいるといえる。現在では、3 年から 5 年までの期間で学べ、学生の半分以上が定年後の学び直しに意欲的な社会人である。この長期履修学生制度は生涯教育の一環としても好評を得ている。

平成 24 年 11 月には臨済宗妙心寺派宗務本所宗門活性化推進局から出された『第二の人生は僧侶になって世の為・人の為に活動しませんか』のキャンペーンを受けた教育機関として、本学はシニア世代僧侶育成プログラムを公表した。テーマは『シニア世代の禅僧への第一歩は正眼短期大学から始めませんか』という学び直しの制度としてテレビで取り上げられるなど好評であった。本山の推進局と提携した、このコースは僧侶を目指すシニア世代の人々を育成支援する教育プログラムである。修行道場が隣接している本学の立地条件だから可能となったコースであった。建学精神の行学一体（学びながら修行、修行しながら学ぶ）をポリシーとしたシニア世代の社会人教育プログラムとして出発した。本学の授業を履修し、寮生活を体験してから禅僧として必要な基礎知識としての汎用的な教養科目と専門科目を学んだ後、第二の人生は禅の心をもって、僧侶になる人、社会活動において貢献活動をする人など、生きる「自信」と「勇気」の知恵に出会い、本来の自分に出会い、自分の心に仏をみつけ、坐りつづけるとき、その瞬間、おおらかに生きる智慧が湧き出るといった仏教のリカレント教育である。この本学ならではのリカレント教育の一つであるシニア世代僧侶育成プログラムは、大きな反響を呼んだ。メディアの日本テレビ（朝ズバ）、名古屋テレビ、大阪読売テレビ、東京新聞、CBCテレビ（イッポウ）、中日新聞

に大きく取り上げられた。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

団塊世代が定年（65歳）を迎えた高齢化社会において、本学のリカレント教育では定年後の人生をどう生きるかといったテーマに対する答えを仏教学、禅学、禅文化の科目に求められており関心度は高い。その影響で聴講生、科目等履修生は増加したが、本科生にまでなるには、家庭の事情とか、体調の問題が急変する等の不安を理由に躊躇する傾向がみられる。ましてや、厳しい修行も含むシニア世代僧侶育成プログラムに挑戦する高齢者は少なく、カルチャーセンター並みの、気楽に授業を受講したい人が大半である。したがって、それぞれの事情を考慮し、多種多様なケースに対応できるようなカリキュラムを構築することが課題となる。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

平成26年度のシニア世代僧侶育成プログラムの挑戦者の動向からみると、前期（春学期）を終えて8月に隣接する正眼僧堂の修行期間に入ったが、半分のシニア世代僧侶プログラム受講の学生は連日の暑さと20キロ以上の托鉢が重なり、これ以上の継続は、体力が持たないという健康上の問題で挫折した。こういった従来の若者世代主体の僧堂修行にはシニア世代は一緒にいていけないという問題が生じた。今後は個別に体調等を考慮しながら修行生活を送れるように、若者世代の修行プログラムとシニア世代の修行プログラムを別建てにするという改善計画が作られた。

基準（5） 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学において、職業教育を担当して指導する教員は僧侶資格をもった寺院の住職が多い。そのため実務経験としての葬式、法要、講話、年中行事についての実践力は高く、指導も円滑に行って、絶えず修行に努め、研鑽していることから、十分な能力と資質をもっている。教員は、「坐禅」「作務」「仏教ボランティア」等の実践的な専門科目で、絶えず学生と一緒に実践して向上に努めている。また、寺院の住職であることからシニア僧侶育成プログラムを希望する学生を自坊の弟子として迎え入れ、土曜日、日曜日には僧侶としての心構えから実践までを細かく指導している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

僧侶職養成の職業教育を担う教員は、大半が寺院住職であることから、朝課の坐禅指導なども現在ではボランティア精神で勤務しており、出勤日を振替とするなどの方法により勤務時間を調整している。今年度は毎週土曜日、日曜日に実習を兼ねて学生を自坊において研修させている。こういった勤務体制を評価していくことが今後の課題である。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

僧侶職要請の職業教育を担う教員は、寺院の住職としての仕事と教員としての仕事を掛け持っているために多忙である。他の教員との勤務や仕事内容の調整等は、日頃より教員間で意思

疎通を行い、教員各自のボランティア精神で成り立っている。しかしながら、今後はそれぞれの役割、分担を明確に図式化した上で組織化する改善計画が望ましい。

基準（6）職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

従来の本学の職業教育（僧侶資格）の履修課程では、本学を卒業しただけでは住職となることはできない。次のステップとして、卒業後に隣接する専門道場において1年間以上の修行（実践）を終えてから、本山における僧侶資格試験を受けて合格しなければ取得できないのが現状である。また、僧侶になる修行の観点や測定・評価は厳しい。例えば僧堂（修行道場）での修行期間の長短に始まり、修行態度、読経の試験、公案（禅問答）等の僧堂（修行道場）からの報告を聞いて本山において評価されるが、人間の修行の度合を測定し数値化して評価するのはむづかしいと思われる。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

職業教育の効果を測定・評価するためには、僧侶資格の一端である修行といった見えないものをどのように測定するかが課題である。例えば、修行期間が長かったから優秀な僧侶になるとは限らないといったように、何をもって評価するのか、その判断基準を数値化することは困難である。しかしながら、近年では本山が『住職必携』（仏教学、禅学、仏教史を含めた仏教教養）テキストからの筆記試験をもって実施する住職試験では、数値化試験を行っている。この対策として、卒業後に学生自身が勉学する体制をとってきたが、在学中に十分に試験対策を行っていなかったことが課題である。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

職業教育（僧侶教育）の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいるかに対しての計画は前項にあげた課題に対して、具体的に、カリキュラムの履修科目として、本山での筆記試験の過去問題を分析して、『住職必携』（本山発行）の中から問題作成し、模擬試験を行い本試験に備える体制を平成28年度の授業の中で展開する計画をしている。

【選択的評価基準】

地域貢献の取り組みについて

基準（１）地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業等を実施している。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学における地域社会にむけた公開講座は、山川学長と各界の有名講師による二人の講演や、山川学長の講演の前に地域の音楽家が演奏するなど、さまざまな形式をとりながら、平成10年から平成26年度までの17年間に亘って行っている。平成27年度は各地〔美濃加茂市（年5回）、岐阜市（年2回）、名古屋市（年5回）、東京都（年2回）〕で14回開催し、今日まで継続している。

生涯学習授業としては、科目等履修生制度や特別聴講学生制度を継続して推進し、禅文化科目（茶道、華道、書道、陶芸、彫仏、漢方、ヨガ、太極拳、精進料理）が地域の中高年齢者に好評を得ている。それは、現代の長寿社会に欠かせない健康的な暮らし方として、学習領域の一端を担っているからである。

また、地域社会にむけた正規授業の取り組みとしては、平成14年9月から本学の禅・人間学科において、秋学期入試制度と長期履修学生制度を実施した。この制度は、授業履修にあたり、自分流の時間割（1週間のうち1～2日通学する、または午前中の授業のみ通学するなど）を作ることができるので、高齢者世代や働く社会人には好評である。

本学では、仏教科目の基幹である慈悲の精神でもって、社会に貢献できる人材を育成することに力点をおいている。そこで「ZEN STAY」と名付けた、1週間から2～3日コースの宿泊体験学習は、近年人気が高い。それは、短期間ではあるが本学の寮内で生活し、朝課（読経、坐禅）、正飯（食事の作法）、作務（無心の清掃等）、そして正規学生と同じカリキュラムの中から仏教学・禅学の専門科目、学長自らの「提唱・禅語録」（建学の精神）、「茶道」や「書道」など禅文化実習科目を選択して修得していくことで、慈悲の精神にふれる体験学習で、参加者から好評を得ている。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成10年度から始まった正眼短期大学公開講座セミナーの課題としては、各地域の講座において受講者の大半が固定化していることである。つまり、新規の受講者が増えないことである。この要因としては、受講者の大半は継続して参加する人が多いからである。本学は、案内状のリーフレット送付やホームページ以外の広報活動を行っていない。つまり、一度聴講した人にしか、案内状のリーフレットが送付されないという課題がある。今後の新規受講者確保には、情報の発信を広範囲に展開していく必要がある。

生涯学習授業の課題としては、地域の高齢者が参加するようになった「書道」「茶道」「禅と武道（ヨガ・太極拳）」「彫仏」といった禅文化科目には、初心者の若者と高齢者の経験豊かな技術力も高い人が混在した状況下で、同一教室内で指導していく教員側の教授法に、さらなる工夫が必要であることが共通の課題である。また教室内が聴講生ばかりになると手狭となり、その結果として担当教員が本科生をなおざりにしがちになることも課題である。

この他に、本学は短期大学であるので、「茶道」「華道」の授業時間数が2年間に限られているため、資格免許に必要な時間数には達しない。また一般のカルチャーセンターにお

ける資格免許と異なり、履修時間が少ないため一般の聴講生の受講者数は年々減少化している。

正規授業の開放の課題としては、地域の一般中高年齢者の傾向として、学習に対する態度が非常に熱心で意欲的であるが、反対に本科生の若者世代の意欲レベルが極端に低いことから、教員側としてはどのレベルで授業を展開するのが望ましいかといった課題がある。

(c) 自己点検、評価を基に改善計画を記述する。

公開講座の受講者数が頭打ちで固定的になっていることから、広く情報を提供することができる打開策をとることが必要である。一般の新聞、コミュニティ雑誌、美濃加茂市の広報誌、ラジオ・テレビ、ホームページ等など多岐に亘った方法はあるが、年間の広報予算と照らし合わせて展開する。また、講演前の地域の音楽家の選出について、セミナー受講者へのアンケートを実施し、どんなジャンルの音楽が望ましいかを調査する。

生涯学習授業の改善としては、あらゆる世代の人が受講して満足度が高い指導法を研究していく。また資格免許の問題については、本学独自の修了書の発行などをして満足度とやる気をおこさせるような工夫をすることも考案中である。

教場の手狭問題に関しては、平成 28 年 3 月に完成した光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）によって改善され、ますます地域の文化センターとして役割と利用度が増すと考える。

正規授業の開放の改善としては、世代の違った複合体の学生にとって、教育指針の受け止め方はさまざまであるが、それぞれが違った意見を交換することに意義がある。均一的な浸透より、個別に意欲づけとなることを提供する。また本学を、世代の異なるさまざまな学生を受容する唯一の教育機関としてPRする。

基準（2）地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

平成 19 年度において「美濃加茂市と正眼短期大学との地域連携協力に関する協定書」を締結して以来、本学の建学の精神に基づいて地域社会に本学を開放し、高齢化社会における地域住民の役割、社会への貢献を促す仏教講座は広く賛同されて、一層の交流を深めている。

美濃加茂市の第五次総合計画委員会には、各経済界、農業協同組合、市民連合会、PTA連合会などの代表委員会に混じり本学の教員も参加し、本学も町づくり計画事業に参加している。市のテーマとなった「まんまる」は、仏教精神である調和を意図したシンボルが採用された。

また本学が社会福祉協議会と連携し、学生が「仏教ボランティア」の授業で障がいをもつ子どもたちと一緒に遊びや学びの活動や、特養やデイサービスセンターの施設訪問に参加して傾聴ボランティアや、茶道クラブの学生が呈茶による「おもてなし」交流を実施している。毎年本学では、七夕とクリスマスにはブラジルの子どもたちを招き、ゲームや歌の交換、サッカーやドッチボールをして交流活動をしている。この他に、本学と教育機関との交流では、陶芸の担当教員と受講学生が、毎年地元伊深小学校の生徒を招待してお茶碗作り（手ひねりや轆轤による）を指導している。その後、本学に常設された陶芸焼成用

の穴窯で、小学生の作品や本学の学生の作品と一緒に窯焚きして、作品をプレゼントしている。

また美濃加茂市あじさい看護福祉専門学校と本学は姉妹校提携を行っていることから、あじさい看護福祉専門学校の新入生の「立志の会」が、毎年本学と正眼寺で行われる。本学の学生も一緒に参加して坐禅と学長の講話を受けながら、学生同士の交流活動を行っている。その主旨は仏教の精神が社会福祉に繋がることや、人に優しく看護（ケア）する心が社会貢献にひろがるといった両学の建学の精神の確認である。また本学の学生も介護職員初任者研修に参加して、社会の介護者となるための基礎の勉強をあじさい看護福祉専門学校で修得している。僧侶となる若者にも社会に貢献していく精神と実際のマナー技術を取得していることは、これからの地域貢献活動には必要である。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学は積極的に、地域の行政、商工業、教育機関及び文化団体等との交流活動を推進実行している。これらの交流活動は、年間の計画的、統合的な交流活動ではなく、単発的に外部から提案されたものを受理していくという受け身的であることが課題である。本学は、建学の精神に基づいた地域連帯構想を、自発的、積極的に推進しなければならない。教育機関が幼稚園・保育園から専門学校まで幅が広いことから、美濃加茂市や富加町といった行政機関や、前述の教育機関と連携をとりながら、推進していかなければ質の高い連携にならないと考えられる。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

交流活動の連携は、まず学内の教職員、学生の意識が育っていくことが肝要である。そこで、学生・教職員による研修会や委員会を開き、そのPlan（計画）Do（実行）Check（検証）をしてAction（改善）に至るプロセスを確認し、改善にむけての計画をもう一度見直すようにすることが必要である。そして、一つ一つの交流活動が活発化につなげる改善計画を立案する。

基準（3）教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学におけるボランティア活動は、平成16年10月に起きた中越地震災害時に始まった。学生から現地で活動するボランティア隊を編成したいとの申し出があり、急遽、学生と教職員との合同チームを編成し、また聴講生等の参加も募集し、行動を開始した。中越地震の被害状況について、パネル写真にして大学祭や公開講座セミナーで展示し、被災地への支援金も集まり、現地へ届け、ボランティア活動を実施した。

平成17年には仏教ボランティアセンターを設立し、地域でのボランティア活動の足掛かりを学生と教職員との合同で基礎を作り、平成18年には授業科目「仏教ボランティア」が必修科目としてカリキュラムに加えられた。

授業科目「仏教ボランティア」は当初、美濃加茂市や富加町（短大近隣の町）の公衆トイレや道路の空き缶やゴミの収集活動から始まった。のちに、特養や障害児施設で活動するにあたり、障がい者や介護の知識を専門的に学んでいることの必要性と、ボランティア

活動の幅を広げることの多様性を鑑み、授業でホームヘルパー 2 級の資格取得コースを設けた。将来僧侶になる若者達は、積極的にボランティア活動に参加した。

以来 10 年を経過し、本学では卒業時に、慈悲の精神に基づいた仏教学とホームヘルパーという介護学を学んだ優秀学生に対し、「禅ヒューマンケアワーカー認定証」という独自の認定書を交付している。

近年は、東日本大震災被災地への支援活動として、学生主体の募金活動や、亡くなった人々に対し、毎週全学生が書き上げた般若心経の写経紙を海岸でのお焚き上げ慰霊を実施した。このようなことを実行したことから、学生の心に日常生活の中で一日一善、人のためになることをしようとする本来のボランティア精神が、小さな活動から根付くようになってきている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

近年のボランティア活動の課題としては、活動場所のマナー化がみられること、またボランティア活動の意義をつかめないまま参加する学生が増えてきたことである。担当教員が変わると指導方針もかわるので、こういった課題に対して、今後は初心に戻って活動をしなければならない。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

ボランティア活動の改善計画としては、授業において、「ボランティア活動とは何か？」というディスカッションタイムを導入し、ボランティアに対する意識付けが必要である。また活動後には、必ずレポートでボランティア活動の取り組みや内容について反省を記述し、次の活動計画を設定していくプログラムを定型化していくことが望ましい。また記述のみならず、自分の気持ちがどう変わったのかを発表させる P D C A の行程が、ボランティア授業には必要である。

今日までの 10 年間、美濃加茂市からの要請で、在住のブラジルの子供たちを招いての七夕やクリスマス会を、仏教や禅を標榜する短期大学が、宗教の枠を超えたボランティアと交流活動を行ってきた。今後は、学生自らが、地域の小学生や保育園児の送迎活動、特養訪問、障がい者施設訪問のボランティア活動を計画し実行する体制を構築する。そのための指導方法と実施体制を構築する。